

(地Ⅱ4)
平成28年4月7日

都道府県医師会
産業保健担当理事 殿

日本医師会常任理事
道永 麻里

産業保健業務基準（平成28年度版）等の送付について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、地域における産業保健活動の推進にご尽力いただいていることに衷心より感謝申し上げます。

平成26年4月より、産業保健推進センター事業、地域産業保健センター事業、メンタルヘルス対策支援センター事業が一元化され、労働者健康福祉機構（平成28年4月1日より、労働者健康安全機構）が実施主体となり、運営がなされているところであります。

このたび、労働者健康安全機構より下記資料を入手しましたので、お送り申し上げます。

貴会関係郡市区医師会に対する周知方につきまして、貴職の特段のご高配をお願い申し上げます。

添付資料：

別添1 産業保健業務基準（平成28年度版）

別添2 産業保健業務基準（別添・資料編）

別添3 産業保健業務基準（平成28年度版）の主な改正点

産業保健業務基準
(平成 2 8 年度版)

平成 2 8 年 4 月 1 日

独立行政法人労働者健康安全機構
産業保健・賃金援護部

はじめに

本業務基準は、独立行政法人労働者健康安全機構産業保健・賃金援護部が、産業保健活動総合支援事業実施要領（平成 26 年要領第 7 号）に基づき産業保健活動総合支援事業費補助金により行われる事業及び運営費交付金により行われる産業保健に関する事業を適正かつ円滑に実施することを目的に、具体的な業務手順等を定めたものである。

なお、実施に当たっては、労働者健康安全機構が定めた各種規程、関係通達等に従うこと。

また、治療と職業生活の両立支援に係る事業についての具体的業務は、別途通知する。

目 次

第1章 事業の概要	- 1 -
第1 趣旨・目的	- 1 -
第2 平成28年度事業の重点事項	- 1 -
1 ストレスチェック制度の導入及び実施に対する支援	- 1 -
2 治療と職業生活の両立支援対策の普及促進	- 1 -
3 小規模事業場における産業保健活動への支援	- 2 -
第3 事業内容	- 2 -
1 産業保健関係者に対する専門的研修及び事業者等に対する普及・啓発	- 2 -
2 産業保健関係者に対する相談及び小規模事業場等に対する訪問支援	- 3 -
3 産業保健に関する情報の整備及び情報提供	- 4 -
4 連絡会議等の開催	- 5 -
5 メンタルヘルス対策に関する相談機関の情報登録	- 6 -
6 ストレスチェックの実施及び体制の整備に対する助成	- 6 -
第4 事業の実施体制	- 6 -
1 体制図	- 6 -
2 機構本部	- 6 -
3 産業保健総合支援センター	- 7 -
4 地域産業保健センター	- 9 -
第5 主な関係機関・関係団体	- 10 -
1 行政機関	- 10 -
2 主な関係団体・機関	- 10 -
第2章 産業保健総合支援センターにおける具体的業務	- 12 -
第1 産業保健関係者に対する専門的研修等	- 12 -
1 産業保健関係者への専門的研修	- 12 -
2 管理監督者向けメンタルヘルス教育	- 13 -
3 若年労働者向けメンタルヘルス教育	- 14 -
4 治療と職業生活の両立支援に係る教育の普及対策の実施	- 15 -
5 事業者に対する啓発セミナー（事業者向けセミナー）	- 15 -
6 労働者に対する啓発セミナー（労働者向けセミナー）	- 16 -
7 産業保健関係者による事例検討会	- 17 -

第2	産業保健関係者からの専門的相談対応	18	-
1	面談及び通信相談（面談、電話、メール、FAX）	18	-
2	ストレスチェック制度に係る電話相談窓口の設置	19	-
3	職業性膀胱がんに係る電話相談窓口の設置	20	-
第3	事業場への個別訪問支援	21	-
1	産業保健相談員による専門的実地相談	21	-
2	メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援	21	-
3	治療と職業生活の両立支援対策の普及促進のための個別訪問支援	23	-
4	仕事と治療の両立に関する労働者（患者）等と事業場との間の個別調整支援	23	-
第4	産業保健に関する情報提供・広報啓発	23	-
1	ホームページの運営	23	-
2	メールマガジンの配信	23	-
3	産業保健関係情報誌『産業保健 21』の配布	24	-
4	事業案内等の作成・配布	24	-
5	産業保健に係る情報提供用ツールの作成・利用	24	-
6	図書、測定機器等の貸出	24	-
7	地域の専門機関リスト	24	-
8	本事業の効果等に関する調査	24	-
9	プレス発表	24	-
第5	産業保健総合支援センター運営協議会	25	-
1	産業保健総合支援センター運営協議会	25	-
第6	地域産業保健センターとの連携	25	-
1	ワンストップサービスとしての地域産業保健センターとの連携	25	-
2	地域産業保健センター運営協議会への参加	26	-
3	登録産業医等の能力向上	26	-
第7	産業保健に関する調査研究等	27	-
1	調査研究の実施	27	-
2	研究成果等の普及、啓発	27	-
第3章	地域産業保健センターにおける具体的業務	28	-
第1	小規模事業場の事業者及び労働者への支援	28	-

1	小規模事業場の事業者及び労働者からの相談対応.....	28	-
2	個別訪問による産業保健指導の実施	35	-
第2	産業保健に関する地域の情報整備	38	-
1	産業保健に関する知見の普及・啓発	38	-
2	各種イベント等への出展	38	-
第3	地域産業保健センター運営協議会	38	-
1	協議内容等	39	-
2	構成員	39	-
第4章	機構本部における具体的業務	40	-
第1	産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの事業の調整等...	40	-
1	予算、事業の調整	40	-
2	産業保健総合支援センターへの指導、支援等.....	40	-
第2	連絡会議等の開催	40	-
1	産業保健活動推進全国会議	40	-
2	産業保健総合支援全国会議	40	-
3	産業保健総合支援センター実務担当者会議	40	-
4	産業保健関係機関等連絡会議	40	-
第3	産業保健に関する情報提供	41	-
1	産業保健関係情報誌『産業保健 21』の発行	41	-
2	産業保健に係る情報提供用ツールの作成	41	-
3	ホームページの運営	41	-
第4	メンタルヘルス対策に関する相談機関の登録.....	41	-
1	登録等の実施及びその方法	41	-
2	相談機関の登録促進	41	-
3	ホームページにおける周知	42	-
第5	産業保健事業に関する調査研究	42	-
第6	本事業の効果等に関する調査の取りまとめ	42	-
第7	ストレスチェックの実施及び体制の整備に対する助成.....	42	-
第5章	その他事業の運営に係る事項	43	-
第1	専門スタッフの委嘱について	43	-
1	委嘱手順	43	-

2 謝金.....	- 44 -
3 委嘱に当たっての留意事項	- 44 -
第2 守秘義務.....	- 45 -
第3 各種報告等.....	- 45 -
1 事業実績報告.....	- 45 -
2 研修・相談の有益度調査	- 45 -
図1 産業保健総合支援センターの組織体制図	- 46 -
別添一覧.....	- 47 -
別添1 産業保健総合支援センターの専門スタッフの任用基準について.....	- 48 -
別添2 地域産業保健センターの専門スタッフの任用基準について.....	- 51 -
別添3 産業保健総合支援センター運営協議会開催要領.....	- 52 -
別添4 相談機関の登録方法について	- 54 -
別添5 専門スタッフ等謝金単価	- 66 -
様式一覧.....	- 68 -
○様式県1 産業保健相談票（表面）	- 70 -
○様式県1 産業保健相談票（裏面）	- 71 -
○様式県2 メンタルヘルス対策促進員による個別訪問支援記録票（表面） .	- 72 -
○様式県2 メンタルヘルス対策促進員による個別訪問支援記録票（裏面） .	- 73 -
○様式県3 候補者本人への就任依頼	- 74 -
○様式県4 候補者本人用承諾書	- 75 -
○様式県5 所属機関用承認書	- 76 -
○様式県6-1 謝金等振込口座確認書	- 77 -
○様式県6-2 源泉徴収に係る届出書	- 78 -
○様式県7-1 委嘱状	- 79 -
○様式県7-2 委嘱条件通知書	- 80 -
○様式県8（例） プレス発表	- 81 -
○様式県10 活動報告書（運営主幹・産業保健相談員用）	- 82 -
○様式県11 活動報告書（メンタルヘルス対策促進員用）	- 83 -
○様式県12 ワンストップ対応記録台帳.....	- 84 -
○様式地1（例） 健康相談・面接指導利用申込書.....	- 85 -
○様式地2（例） 健康相談・面接指導実施台帳.....	- 86 -

○様式地 3 (例)	産業保健活動記録票	- 87 -
○様式地 4 (例)	医師による面接指導申出書	- 88 -
○様式地 5 (例)	労働時間等に関するチェックリスト.....	- 89 -
○様式地 5 の 2	ストレスチェック実施状況報告書.....	- 90 -
○様式地 6 (例)	面接指導結果報告書及び事後措置に係る意見書.....	- 91 -
○様式地 7 (例)	健康相談記録票	- 92 -
○様式地 8 (例)	コーディネーター相談記録票.....	- 93 -
○様式地 9 (例)	イベント等の記録票	- 94 -
○様式地 10-1	活動報告書 (登録産業医・登録保健師・労働衛生工学専門員用) ...	- 95 -
○様式地 10-2	活動報告書 (コーディネーター用)	- 96 -
○様式地 10-3	活動報告書 (代表・地域運営主幹用)	- 97 -
○様式地 11	月間報告送付表.....	- 98 -
○様式地 12	立替払請求書 (地域窓口用)	- 99 -
○様式地 13	物品等要求依頼書.....	- 100 -

第1章 事業の概要

第1 趣旨・目的

本業務基準は、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）並びに機構が都道府県に設置する産業保健総合支援センター及びその地域窓口（以下「地域産業保健センター」という。）において、産業保健活動総合支援事業実施要領（平成26年要領第7号）に基づき産業保健活動総合支援事業費補助金により行われる事業及び運営費交付金により行われる産業保健に関する事業について、業務内容等を取りまとめたものである。

本事業は、事業者が使用する労働者の健康管理、健康教育その他の健康に関する業務について、事業者及び産業医等の産業保健関係者が行う産業保健活動を支援すること、並びに労働者数50人未満の事業場（以下「小規模事業場」という。）の事業者及び労働者に対する産業保健サービスの提供により、労働者の健康の確保に資することを目的とする。

また、事業の運営に当たっては、産業保健上の中長期的課題を踏まえ、行政、各医師会その他の産業保健関係機関との緊密な連携を図り、事業者の自主的な産業保健活動の活性化を実現するため、総合的な対策を実施することとする。

第2 平成28年度事業の重点事項

1 ストレスチェック制度の導入及び実施に対する支援

産業保健総合支援センターにおいては、ストレスチェック制度を普及促進するため、引き続き、産業医、保健師等ストレスチェックの実施者や事業者、衛生管理者等ストレスチェック制度担当者に対する研修実施に取り組むとともに、新たに産業医に対する高ストレス者に対する面接指導の実施方法に関する研修実施に取り組む。

また、メンタルヘルス対策の一環として、メンタルヘルス対策促進員によるストレスチェック制度の導入に関する個別訪問支援に取り組む。

加えて、ストレスチェック制度に係る電話相談窓口を設置し、ストレスチェックの実施者や制度担当者等からの相談に対応する。

地域産業保健センターにおいては、高ストレス者に対する面接指導の実施に取り組む。

機構本部においては、ストレスチェック及び産業医の要件を備えた医師による面接指導等を小規模事業場が実施した場合の費用の助成制度を運営する。

2 治療と職業生活の両立支援対策の普及促進

産業保健総合支援センターにおいては、事業者等に対する啓発セミナーや産業保健関係者に対する専門的研修において、厚生労働省が作成した「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を周知するとともに、両立支援促進員による治

療と職業生活の両立支援対策の普及促進のための個別訪問支援並びに仕事と治療の両立に関する労働者（患者）等と事業場との間の個別調整支援に取り組む。

なお、両立支援促進員の活動に当たっては、労災病院、治療就労両立支援センター等と連携を行う。

3 小規模事業場における産業保健活動への支援

小規模事業場に対する事業場訪問による健康相談や職場巡視などの産業保健指導等に取り組む。

なお、事業場訪問による健康相談対応の割合を、相談対応のうち4割以上とすることを目標とするとともに、事業場訪問による健康相談対応を行う際には、併せて職場巡視などの産業保健指導も実施する。

また、登録産業医等とともに、労働衛生工学専門員を積極的に活用する。

第3 事業内容

本事業の主な内容は次のとおりである。

なお、本事業で実施される研修、相談等の利用料は無料である。

1 産業保健関係者に対する専門的研修及び事業者等に対する普及・啓発

事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者のための専門的研修及び事業者等に対するメンタルヘルス教育、治療と職業生活の両立支援に係る教育、産業保健対策の普及啓発等の産業保健育成事業は、次に示すところにより行う。

（1）産業保健関係者への専門的研修の実施

産業保健関係者の専門的・実践的能力の向上を図るため、必要な研修を実施する。

（2）メンタルヘルス教育の普及対策の実施

中小規模事業場におけるメンタルヘルス教育の継続的な実施を普及させるため、管理監督者等に対してメンタルヘルス教育のデモンストレーションを行うことにより、メンタルヘルス教育の方法について教示する。

なお、教育内容には、若年労働者のメンタルヘルスの現状と課題等を含める。

また、ストレスチェック制度の導入に関する教育や若年労働者向けメンタルヘルス教育をメンタルヘルス教育の一環として実施する。

（3）治療と職業生活の両立支援に係る教育の普及対策の実施

治療と職業生活の両立支援に取り組む事業場の管理監督者や労働者等に対する意識啓発を行うとともに、好事例等を踏まえ具体的な取組等について教示する。

（4）事業者、労働者等に対する産業保健啓発セミナーの実施

職場における労働者の健康管理等に関し、事業者、労働者等の理解と自主的な取組を促すため、産業保健に関する啓発セミナーを実施する。

（５）産業保健関係者による事例検討会等の実施

産業保健関係者等を参集し、メンタルヘルス対策、治療と職業生活の両立支援などの産業保健に関する事業場の事例等について討議検討する事例検討会等を開催する。

２ 産業保健関係者に対する相談及び小規模事業場等に対する訪問支援

地域の産業保健関係者等に対する相談の実施、小規模事業場等に対する訪問支援等の小規模事業場等における産業保健活動への支援事業については、次に示すところにより行うものとする。

（１）産業保健関係者等からの相談対応

ア 産業保健関係者からの専門的相談対応

産業保健総合支援センターが委嘱した産業保健（産業医学、騒音・難聴、筋骨格系疾患、歯・口腔の保健、メンタルヘルス、治療と職業生活の両立支援、労働衛生工学、保健指導、カウンセリング、労働安全衛生法関係法令、安全衛生管理など）に関する専門家（以下「産業保健相談員」という。）が、地域の衛生管理者、産業医等産業保健関係者からの特殊健康診断やメンタルヘルス等の産業保健に係る専門的な相談に対応する。

特に小規模事業場からの相談の利便性を向上するため、地域産業保健センターで受け付けた相談を、内容に応じて産業保健総合支援センターと地域産業保健センターの連携のもとに総合的に対応するワンストップサービス※を充実させる。

※ワンストップサービスについては、P25 を参照。

イ 小規模事業場の事業者及び労働者からの相談対応

産業保健総合支援センターが地域産業保健センターごとに委嘱した労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第13条第2項の要件を備えた医師（以下「登録産業医」という。）又は労働衛生に関する知見を有する保健師（以下「登録保健師」という。）が、小規模事業場の労働者を使用する事業者の産業保健活動を支援するため、次に掲げる相談等を含めて広く実施する。

- ・労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
- ・健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- ・長時間労働者に対する面接指導
- ・ストレスチェック制度に係る高ストレス者に対する面接指導

なお、事業場訪問による相談対応に取り組むとともに、職場の状況を確認する必要がある場合は、事業場の承諾のもと、併せて個別訪問による産業保健指導も行う。

また、同一事案について継続的な相談等が必要な場合や医療機関を受診することが必要と判断した場合などについては、適切な外部資源を紹介する等、原則一次的な相談として実施する。

（２）事業場への個別訪問支援、実地相談等の実施

ア 産業保健相談員による専門的実地相談等

作業環境管理、作業管理等について、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合に、産業保健相談員が事業場を訪問し、相談に直接対応し、必要な助言を行う。

イ メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

中小規模事業場のメンタルヘルス対策を普及促進するため、産業保健総合支援センターが委嘱したメンタルヘルス対策に関する訪問支援を専門的に行う者（以下「メンタルヘルス対策促進員」という。）が、行政からの支援要請を受けた事業場及びメンタルヘルス対策の導入に係る支援を希望する事業場に対し、メンタルヘルス対策を実施する事業場の拡大を目的として、事業場のメンタルヘルス対策の導入に関する取組について支援する。

特に、ストレスチェック制度の導入に関する支援に重点的に取り組む。

ウ 治療と職業生活の両立支援対策の普及促進のための個別訪問支援

治療と職業生活の両立支援の制度を普及促進するため、行政の支援要請を受けた事業場及び治療と職業生活の両立支援に係る制度の導入に係る支援を希望する事業場に対し、両立支援促進員が事業場の治療と職業生活の両立支援に係る制度の導入に関する取組について支援を実施する。

エ 仕事と治療の両立に関する労働者（患者）等と事業場との間の個別調整支援

労災病院等で治療中の労働者等に対し、仕事と治療の両立について、治療就労両立支援センター等との連携により、当該労働者が所属する事業場との連絡調整等に対する支援を実施する。

オ 個別訪問による産業保健指導の実施

労働者を使用する小規模事業場の事業者からの職場巡視、相談対応、労働衛生啓発事業の実施等産業保健に係る個別訪問指導の要請及び行政からの支援要請に基づき、登録産業医、登録保健師又は労働衛生工学専門員が事業場を訪問し、当該事業場の状況を踏まえた産業保健に係る指導等を行う。

３ 産業保健に関する情報の整備及び情報提供

地域の産業保健に関する専門機関や各種相談窓口、専門医療機関等の産業保健関係機関のリスト、産業保健に関する各種情報などを収集・整備し、相談や問い合わせに活用するとともに、産業保健関係者、産業保健相談員、登録産業医等の本事業の業務に関わる者に対し、最新の産業保健情報を提供する。

また、地域の産業保健活動を踏まえた産業保健に関する実証的かつ問題解決型の調査研究を実施し、その成果を研修等で活用するとともに調査研究発表会等を通じて広く公表する。

さらに、本事業の効率的・効果的な実施に資するため、産業保健関係者及び本事業の

支援を受けた者に対し、支援の有益度、効果等について調査するとともに、可能な限り未利用者に対し、ニーズや未利用の理由などを調査し、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの利用拡大に努める。

4 連絡会議等の開催

(1) 全国会議等

ア 産業保健活動推進全国会議

厚生労働省、公益社団法人日本医師会、公益財団法人産業医学振興財団及び機構が共催し、都道府県医師会、郡市区医師会等の本事業の業務に関わる者を集め、産業保健支援活動の在り方について意見交換を行う。

イ 産業保健総合支援全国会議

本事業の効率的・効果的な事業の運営、関係機関との連携に資するため、各産業保健総合支援センターの所長等を集め、産業保健総合支援センターの取組や本事業の課題に対処する方策等について検討を行う。

ウ 産業保健総合支援センター実務担当者会議

各産業保健総合支援センターの副所長等を集め、産業保健総合支援センターの運営に関する実務的な協議等を行う。

エ 産業保健関係機関等連絡会議

機構本部が労働者団体、経営者団体、産業保健関係機関等の代表者を集め、事業を円滑に運営するための方策について意見交換を行う。

(2) 地域会議

ア 産業保健総合支援センター運営協議会

(ア) 各産業保健総合支援センターの効率的・効果的な運営のため、都道府県労働局、都道府県医師会等の産業保健関係機関等の代表者からなる「産業保健総合支援センター運営協議会」を設置し、産業保健総合支援センターの取組と事業実績、事業の効果的な運営、関係事業や医師会等の関係機関との連携等について検討を行う。

(イ) 地域産業保健センターの代表者等を集め、本事業の運営について都道府県内の全体的な活動を調整するため、産業保健総合支援センターと地域産業保健センターの取組、連携等について検討を行う。

イ 地域産業保健センター運営協議会

地域産業保健センターの効率的・効果的な運営のため、労働基準監督署、郡市区医師会等の産業保健関係機関等の代表者等からなる「地域産業保健センター運営協

議会」を設置し、地域産業保健センターの取組と事業実績、事業の効果的な運営、関係事業や医師会等の関係機関との連携等について検討を行う。

5 メンタルヘルス対策に関する相談機関の情報登録

厚生労働省が定めた「相談機関の登録基準」（平成 20 年 6 月 19 日付け基安労発第 0619001 号「メンタルヘルス対策における事業場外資源との連携の促進について」の別紙 1）に基づき、自己適合確認をした相談機関からの申請内容を書類で審査し、適切な申請に基づき登録する。

また、登録した相談機関の情報を産業保健関係者に提供する。

6 ストレスチェックの実施及び体制の整備に対する助成

ストレスチェック及び産業医の要件を備えた医師による面接指導等を小規模事業場が実施した場合に、申請に基づき以下のとおり、費用を助成する。

申請受付、支払等の事務手続は、機構本部で行い、産業保健総合支援センターにおいては、助成制度や手続き等の相談対応、周知等を行う。

なお、具体的な実施方法等についてはストレスチェックの実施及び体制の整備に対する助成金支給要領（平成 27 年要領第 9 号。平成 28 年要領第 1 号により一部改正。）に基づき実施する。

（1）ストレスチェックの実施に対する助成額

実費を支給する。ただし、1 労働者 1 回につき 500 円を上限とする。

（2）医師による面接指導等の実施に対する助成額

実費を支給する。ただし、1 事業場当たり、産業医 1 回の活動当たり 21,500 円を上限とする。

また、1 事業場当たりの産業医の活動の上限は 3 回とする。

第 4 事業の実施体制

本事業は、産業保健総合支援センター、地域産業保健センター及び機構本部において行う。

1 体制図

図 1 「産業保健総合支援センターの体制図」のとおり

2 機構本部

機構本部は、本事業の円滑かつ効果的な運営を図るため、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターに対する情報提供や産業保健総合支援センター間の調整その他必要な支援及び指導を行う。

本事業を実施するため、機構本部に次の体制を整備する。

(1) 産業保健課

産業保健活動総合支援事業の全体的な統括・調整を行うため、事業計画、中期目標、中期計画、運営方針などを担当する。

また、産業保健総合支援センターが行う調査研究、事業に関する広報を担当する。

(2) 産業保健業務指導課

産業保健総合支援センターにおける業務運営の指導、支援及び調整、業務に係る統計調査及び評価、予算の執行管理及び補助金の精算業務、ストレスチェック制度に係る助成金支給業務、産業保健総合支援センターの職員の教育研修などを担当する。

(3) 産業保健アドバイザー（委嘱）

必要に応じ委嘱するものとし、産業保健総合支援センターの事業について、メンタルヘルス対策、治療と職業生活の両立支援等に関する専門的助言・指導を行う。

3 産業保健総合支援センター

産業保健総合支援センターは、地域産業保健センターと連携して、事業を実施することにより、当該都道府県内の事業者、産業医等の産業保健関係者が行う産業保健活動を支援するとともに、当該都道府県内の地域産業保健センターにおける業務の統括・調整・支援を行う。

会計機関を設置する産業保健総合支援センターは、当該ブロック内の産業保健総合支援センターの経理業務の統括を行う。

本事業を実施するため、産業保健総合支援センターに次の体制を整備する。

なお、以下の（５）～（９）の任用基準については、別添１に示す。

(1) 所長

産業保健総合支援センター及び当該都道府県内各地域産業保健センターが行う本事業を統括する。

(2) 副所長

所長を補佐し、産業保健総合支援センター及び当該都道府県内各地域産業保健センターで行う本事業に係る全般について企画・調整を行う。

また、関係機関との連絡調整、産業保健総合支援センター運営協議会等の開催に係る事務を統括する。

(3) 事務職員

副所長を補佐し、事業運営に係る事務を行う。

なお、会計機関を設置する産業保健総合支援センターにおいては、担当する産業保健総合支援センターの事業運営に係る会計・庶務に関する事務を行う。

(4) 労働衛生専門職

産業保健総合支援センター及び当該都道府県内各地域産業保健センターで行う研

修、本事業に関する普及啓発活動の企画・運営を行う。

また、相談、訪問支援要請の受付及び対応に関する調整、地域産業保健センターのコーディネーターとの連絡調整、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおける活動の取りまとめを行う。

さらに、産業保健総合支援センター運営協議会の事務局として参加するとともに、地域産業保健センター運営協議会へ事務局として参加する。

(5) 運営主幹（委嘱）

当該都道府県内における産業保健活動の支援に係る助言を行い、地域産業保健センターの地域運営主幹との調整を行う。

また、産業保健総合支援センター運営協議会へ委員として参加するとともに、必要に応じて地域産業保健センター運営協議会へオブザーバーとして参加する。

(6) 産業保健相談員（委嘱）

産業保健関係者からの相談、事業場への実地相談及び地域産業保健センターを通じて依頼のあった相談への対応を行うとともに、産業保健関係者への専門的研修及び事業者、労働者等に対する啓発セミナーの講師並びに事例検討会の座長を担当する。

また、産業保健総合支援センターの事業運営に関して、必要に応じて専門的見地からの助言を行う。

なお、メンタルヘルス対策に関する相談対応の体制の継続的な確保、職場のメンタルヘルス対策推進に係る地域ネットワークの構築と事例検討会等の効果的な実施、相談機関の登録促進等について助言を行うため、産業保健相談員の中から、「地域メンタルヘルス対策推進特別アドバイザー」を原則として1名程度選任する。

(7) メンタルヘルス対策促進員（委嘱）

ストレスチェック制度の導入に関する支援を含め、メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援、ストレスチェック制度に係る電話相談窓口での対応及び管理監督者、若年労働者等へのメンタルヘルス教育を行うとともに、ストレスチェック制度をテーマとした事業者に対する啓発セミナー（事業者向けセミナー）の講師を担当する。

なお、メンタルヘルス対策促進員については、ストレスチェック制度に係る電話相談窓口での対応を除き、基本的に、担当地域を設定し、担当地域に所在する事業場を中心に訪問する。

(8) 労働衛生工学専門員（委嘱）

小規模事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理等について個別訪問による産業保健指導を行う。

なお、地域産業保健センターごとに担当する労働衛生工学専門員を定めることとするが、可能であれば複数の地域産業保健センターを担当しても差し支えないものとする。

(9) 両立支援促進員（委嘱）

治療と職業生活の両立支援対策の普及促進のための個別訪問支援、仕事と治療の両立に関する労働者（患者）等と事業場との間の個別調整支援、治療と職業生活の両立支援に係る教育及び事例収集を実施する。

4 地域産業保健センター

地域産業保健センターは、産業保健総合支援センターと一体となって事業を実施することにより、地域の小規模事業場における産業保健活動の支援を行う。

(1) 圏域の設定

本事業を円滑に推進するため、地域の実情に応じ、地域産業保健センターの圏域を設定することができるものとする。圏域の設定に当たっては、産業事情、産業保健活動の実情、医療機関の整備状況、行政管轄区域、地域職域連携推進協議会の設置状況等を勘案し、本事業が最も効果的、効率的に実施されるよう設定するものとする。

(2) 体制

本事業を実施するため、地域産業保健センターに次の体制を整備する。

なお、以下のア～オの任用基準については、別添2に示す。

ア 代表（委嘱）

当該地域産業保健センターの担当地域内における産業保健支援活動を統括する。

イ 地域運営主幹（委嘱）

代表を補佐し、コーディネーターへの助言を行う。

また、産業保健総合支援センターの運営主幹等との調整や他の圏域の地域運営主幹等との調整を行うものとする。

ウ コーディネーター（委嘱）

コーディネーターは以下の業務を行う。

- ① 相談及び訪問指導要請の受付並びに対応に関する登録産業医等、事業者、労働者その他の関係者との連絡調整
- ② 産業保健総合支援センターの労働衛生専門職との連絡調整等
特に小規模事業場等からの相談の利便性を向上するため、地域産業保健センターで受け付けた相談を、内容に応じて産業保健総合支援センターと地域産業保健センターの連携のもとに総合的に対応するワンストップサービスを充実させる。
また、小規模事業場以外からの問い合わせにも、労働衛生専門職を通じ産業保健総合支援センターへつなぐ役割を果たす。
- ③ 地域産業保健センター運営協議会の準備等
- ④ 本事業に係る地域の情報提供
- ⑤ 本事業の利用促進に向けた関係団体・事業場への訪問
- ⑥ 地域産業保健センターにおける活動の取りまとめ

エ 登録産業医（委嘱）

安衛法第 13 条第 2 項に規定された労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について一定の要件を備えた医師（登録産業医）が次の業務を行う。

- ① 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
- ② 健康診断の結果についての意見陳述
- ③ 長時間労働者に対する面接指導
- ④ ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- ⑤ 個別訪問による産業保健指導の実施
- ⑥ その他本事業の普及・促進に係る業務

オ 登録保健師（委嘱）

労働衛生に関する知見を有する保健師（登録保健師）が次の業務を行う。

- ① 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
- ② 個別訪問による産業保健指導の実施
- ③ その他本事業の普及・促進に係る業務

第 5 主な関係機関・関係団体

産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターは、本事業の実施に当たって、都道府県労働局、労働基準監督署、都道府県医師会及び郡市区医師会その他の産業保健関係機関との緊密な連携を図り、その理解と協力を求め、円滑かつ効果的な事業の運営に努めるものとする。

1 行政機関

都道府県労働局、労働基準監督署、都道府県の保健関係部局（がん対策主務課含む）、保健所、精神保健福祉センター、市町村の保健関係部局（がん対策主務課含む）、保健センター等

2 主な関係団体・機関

日本医師会、都道府県医師会、郡市区医師会
労災病院・治療就労両立支援センター（部）
産業分野の保健師、看護師等の組織（協議会等）
日本看護協会
衛生管理者の組織（協議会等）
労働基準協会（連合会）
商工団体（経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会）
各種事業者団体
労働災害防止団体
・ 中央労働災害防止協会及びその安全衛生サービスセンター

・次の業種別労働災害防止団体及び都道府県支部

建設業労働災害防止協会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

林業・木材製造業労働災害防止協会

大学（産業保健関連の学部等）

産業医学振興財団

労働組合（都道府県連合など）

次の団体及びその都道府県支部並びに会員

全国労働衛生団体連合会

日本作業環境測定協会

日本労働安全衛生コンサルタント会

第2章 産業保健総合支援センターにおける具体的業務

第1 産業保健関係者に対する専門的研修等

1 産業保健関係者への専門的研修

産業保健関係者の専門的・実践的能力の向上を図るため、必要な研修を実施する。

なお、ストレスチェック制度の実施者向け研修及び事業者・ストレスチェック制度担当者向けの研修については、以下の事項に加えて、平成27年3月20日付け労健福発第345号「平成27年度産業保健活動総合支援事業の推進について」の別添「平成27年度新規事業の実施方法等」にも留意すること。

また、長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する研修については、以下の事項に加えて、平成27年12月11日付け労健福発第1898号「長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する研修の実施について」に留意し、対象者を登録産業医以外の産業医に広げて実施すること。

さらに、過労死等防止対策推進法第10条に基づき、過労死等に関する産業医など産業保健スタッフの相談対応のスキルアップのための研修を実施するに当たっては、必要に応じて、平成27年8月11日付け事務連絡『過労死等の防止対策』及び『治療と就労の両立支援』に係る研修資料等の送付について」で送付した研修資料を活用すること。

(1) 対象者

産業医、保健師、衛生管理者、産業看護職等の産業保健関係者を対象とする。

(2) 講師

研修の講師は、原則として、産業保健相談員が行う。ただし、研修の内容に応じて、産業保健相談員以外の有識者を講師とする。

(3) 内容

労働衛生行政上重要で全国共通に取り組むべきテーマについては、重点的に取り上げ研修を実施する。

また、アンケート、相談票等の分析・評価から、地域の利用者ニーズの高いテーマ等については、可能な限り実施する。

なお、産業保健関係者の実践的能力の向上のため、ロールプレイング方式等を取り入れた参加型研修、事例検討等の実践的研修を取り入れることとする。

(4) 実施方法

研修の企画、講師の選定、会場確保、受講者の募集等の実務は産業保健総合支援センターが担当する。産業保健総合支援センターは、策定した計画に基づき、研修の受講者を募集し、研修を開催する。

なお、必要に応じて、認定産業医などの単位取得に関する研修として取り扱うことや、行政、事業者団体、商工団体等と連携を図り、他団体との共催により研修を開催

することは可能である。

また、研修を行った際に、産業保健関係者から質問を受けた場合には、専門的相談に的確に結びつけること。

(5) 実施記録

以下の事項等の実施状況を記録し、機構本部への事業の実績報告の際に利用する。

- ① 実施日
- ② 研修テーマ、テーマ区分
- ③ 研修対象者の分類（産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者、事業主、労働者、その他）
- ④ 研修方式（講義、討議、実習、実地の別）
- ⑤ 単位取得の可否
- ⑥ アンケート実施状況（実施の有無、回収数）
- ⑦ 開催方式（単独、共催の別、共催団体名）
- ⑧ 講師の属性
- ⑨ 開催場所
- ⑩ 研修時間
- ⑪ 受講者の属性・受講者数

2 管理監督者向けメンタルヘルス教育

中小規模事業場におけるメンタルヘルス教育の継続的な実施を普及させるため、管理監督者等に対してメンタルヘルス教育のデモンストレーションを行うことにより、メンタルヘルス教育の方法について教示する。

また、ストレスチェック制度の導入に関する教育をメンタルヘルス教育の一環として実施する。

(1) 対象者

職場のメンタルヘルス対策（ストレスチェック制度の導入等を含む）に関する管理監督者等を対象とする。

対象事業場は、次の①～③のいずれかに該当する事業場のうち、職場の管理監督者等に関する支援を希望する事業場とする。

なお、ストレスチェック制度の導入に関する教育については、事業場の規模に関わらず対象とするが、中小規模事業場に対する支援を優先的に実施することに配慮すること。

- ① 産業保健総合支援センターが実施するメンタルヘルスに係る研修等の参加事業場
- ② 産業保健総合支援センターの所在する地域を管轄する都道府県労働局、労働基準監督署から支援要請を受けた事業場
- ③ その他、職場のメンタルヘルス対策に係る支援へのニーズの高いと考えられる事業場

(2) 講師

研修の講師は、メンタルヘルス対策促進員が行う。

(3) 内容

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成 18 年 3 月 31 日 健康保持増進のための指針公示第 3 号。以下「メンタルヘルス指針」という。）に定められている管理監督者の役割、「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」に基づく管理監督者の取組事項等に関して、メンタルヘルス教育のデモンストレーションを行い、メンタルヘルス教育の方法について教示する。

なお、教育内容には、若年労働者のメンタルヘルスの現状と課題等を含める。

(4) 実施方法

産業保健総合支援センターが直接又は地域産業保健センターを通じて事業場等からの依頼を受け、事業場を訪問して研修を実施する。

なお、実施回数は 1 事業場当たり 1 回とし、併せてその後の継続的なメンタルヘルス教育の自主的な実施に繋がるよう必要な支援を行うこととする。

また、メンタルヘルス教育を行った際に、産業保健関係者から質問を受けた場合には、専門的相談に的確に結びつけること。

(5) 実施記録

以下の事項等の実施状況を記録し、機構本部への事業の実績報告の際に利用する。

- ① 実施日
- ② 研修テーマ
- ③ 事業場名
- ④ ワンストップサービス該当の有無
- ⑤ 対応者
- ⑥ 教育時間
- ⑦ 受講者数
- ⑧ 事業場規模・業種

3 若年労働者向けメンタルヘルス教育

就労して間もない若年層の自殺防止対策のため、中小規模事業場の若年労働者に対して、セルフケアを促進するための教育を行う。

(1) 対象者

新入社員や 20 歳代の若手職員を主な対象とする。

なお、他の職員を含めて教育を行うことも差し支えない。

対象事業場は、次の①～③のいずれかに該当する事業場のうち、職場の若年労働者等に関する支援を希望する事業場とする。

- ① 産業保健総合支援センターが実施するメンタルヘルスに係る研修等の参加事業場

- ② 産業保健総合支援センターの所在する地域を管轄する都道府県労働局、労働基準監督署から支援要請を受けた事業場
- ③ その他、職場のメンタルヘルス対策に係る支援へのニーズの高いと考えられる事業場

(2) 講師

研修の講師は、メンタルヘルス対策促進員が行う。

(3) 内容

自殺対策白書等において、「勤務問題」に関し大きな負荷を抱えやすい傾向のある20歳代の有職者へメンタルヘルス対策が重要であるとされていることを踏まえ、「メンタルヘルス指針」に定められている労働者への教育研修を実施する。

(4) 実施方法

産業保健総合支援センターが直接又は地域産業保健センターを通じて事業場等からの依頼を受け、事業場を訪問して研修を実施する。

なお、実施回数は1事業場当たり1回とし、併せてその後の継続的なメンタルヘルス教育の自主的な実施に繋がるよう必要な支援を行うこととする。

また、メンタルヘルス教育を行った際に、産業保健関係者から質問を受けた場合には、専門的相談に的確に結びつけること。

おって、業界団体が開催する合同入社式など若年労働者が集まる機会をとらえて実施する方法もあること。

(5) 実施記録

以下の事項等の実施状況を記録し、機構本部への事業の実績報告の際に利用する。

- ① 実施日
- ② 研修テーマ
- ③ 事業場名
- ④ ワンストップサービス該当の有無
- ⑤ 対応者
- ⑥ 教育時間
- ⑦ 受講者数
- ⑧ 事業場規模・業種

4 治療と職業生活の両立支援に係る教育の普及対策の実施

具体的業務については、別途通知する。

5 事業者に対する啓発セミナー（事業者向けセミナー）

職場における労働者の健康管理等に関し、事業者の理解と自主的な取組を促すため、産業保健に関する啓発セミナーを実施する。

(1) 対象者

事業主、人事労務担当者など労働者の健康管理に関わる責任者を対象とする。

(2) 講師

セミナーの講師は、原則として産業保健相談員が行う。ただし、セミナーの内容に応じて産業保健相談員以外の有識者を講師とする。

なお、ストレスチェック制度の概要に関する啓発セミナーの場合は、メンタルヘルス対策促進員も可とする。

(3) 内容

労働衛生行政上重要なテーマについては、重点的に取り上げることとする。

また、社会的関心の高いテーマ等の啓発のための講演等や、本事業の内容及び活用事例などを紹介し、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの積極的な活用を求める。

(4) 実施方法

セミナーの企画、講師の選定等の実務は、産業保健総合支援センターが担当する。産業保健総合支援センターは、策定した事業計画に基づきセミナー受講者を募集し、セミナーを開催する。

なお、行政、事業者団体、商工団体等と連携を図り、他団体との共催により事業主セミナーを効率的かつ効果的に開催する。

また、セミナーを行った際に、産業保健関係者から質問を受けた場合には、専門的相談に的確に結びつけること。

(5) 実施記録

以下の事項等の実施状況を記録し、機構本部への事業の実績報告の際に利用する。

- ① 実施日
- ② 研修テーマ、テーマ区分
- ③ 研修方式（講義、討議、実習、実地の別）
- ④ アンケート実施状況（実施の有無、回収数）
- ⑤ 開催方式（単独、共催の別、共催団体名）
- ⑥ 講師の属性
- ⑦ 開催場所
- ⑧ 研修時間
- ⑨ 受講者の属性・受講者数

6 労働者に対する啓発セミナー（労働者向けセミナー）

職場における労働者のメンタルヘルス、生活習慣病対策等の健康管理に関する理解と自主的な取組を促すため、労働者に対しセミナーを実施する。

(1) 対象者

主に中小規模事業場に勤務する労働者を対象とする。

（２）講師

セミナーの講師は、原則として産業保健相談員が行う。ただし、セミナーの内容に応じて産業保健相談員以外の有識者を講師とする。

（３）内容

労働者のメンタルヘルス、生活習慣病対策等の社会的関心の高いテーマから、労働者の健康管理等に関する理解を促すテーマを取り上げ、セミナーを実施する。

（４）実施方法

セミナーの企画、講師の選定等の実務は、産業保健総合支援センターが担当する。産業保健総合支援センターは、策定した事業計画に基づき、セミナー受講者を募集し、セミナーを開催する。

なお、事業者団体、商工団体等と連携を図り、労働者の集まりやすい機会を捉え、他団体との共催により労働者セミナーを効率的かつ効果的に開催する。

また、セミナーを行った際に、産業保健関係者から質問を受けた場合には、専門的相談に的確に結びつけること。

（５）実施記録

以下の事項等の実施状況を記録し、機構本部への事業の実績報告の際に利用する。

- ① 実施日
- ② 研修テーマ、テーマ区分
- ③ 研修方式（講義、討議、実習、実地の別）
- ④ アンケート実施状況（実施の有無、回収数）
- ⑤ 開催方式（単独、共催の別、共催団体名）
- ⑥ 講師の属性
- ⑦ 開催場所
- ⑧ 研修時間
- ⑨ 受講者の属性・受講者数

7 産業保健関係者による事例検討会

産業保健関係者等を参集し、メンタルヘルス対策、治療と職業生活の両立支援などの産業保健に関する事業場の事例について討議検討する会を開催する。

（１）対象者

産業医、衛生管理者、産業看護職、事業場のメンタルヘルス推進担当者等の産業保健スタッフ、事業者、関係医療機関（精神科医師等）、相談機関（臨床心理技術者等）、保健所、市町村保健センター、関係団体等を対象とする。

（２）事例検討会の座長

事例検討会の座長は、原則として、産業保健相談員が行う。ただし、事例検討会の内容に応じて、産業保健相談員以外の有識者を座長とする。

(3) 内容

産業保健に関する事業場の具体的な事例を、産業医や主治医など様々な立場から検討する。テーマについては、メンタルヘルス対策のほか、広く治療と職業生活の両立支援等の職場復帰等の事例を取り上げる。

なお、地域・職域連携の推進による労働者の健康確保を促進するための地域・職域連携における事例や課題等についても取り上げても差し支えない。

(4) 実施方法

事例検討会の企画、座長の選定、会場確保、参加者の募集等の実務は産業保健総合支援センターが担当する。産業保健総合支援センターは、策定した事業計画に基づき、事例検討会参加者を募集し、事例検討会を開催する。

(5) 実施記録

以下の事項等の実施状況を記録し、機構本部への事業の実績報告の際に利用する。

- ① 実施日
- ② テーマ、テーマ区分
- ③ 対象者の分類（産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者、事業主、労働者、その他）
- ④ アンケート実施状況（実施の有無、回収数）
- ⑤ 開催方式（単独、共催の別、共催団体名）
- ⑥ 講師の属性
- ⑦ 開催場所
- ⑧ 研修時間
- ⑨ 受講者の属性・受講者数

第2 産業保健関係者からの専門的相談対応

1 面談及び通信相談（面談、電話、メール、FAX）

地域の産業医、衛生管理者、産業看護職、事業場のメンタルヘルス推進担当者等産業保健スタッフ、事業主、人事労務担当者等からの産業保健に係る専門的な相談に対応する。

なお、特に小規模事業場等からの相談の利便性を向上するため、地域産業保健センターで受け付けた相談を、内容に応じて産業保健総合支援センターと地域産業保健センターの連携のもとに総合的に対応する。

(1) 対象者

職場において労働者の健康管理の指導等に当たる産業保健関係者を対象とする。

(2) 対応者

産業保健相談員が対応する。

(3) 内容

産業医学、騒音・難聴、筋骨格系疾患、歯・口腔の保健、メンタルヘルス、労働衛生工学、保健指導、カウンセリング、労働安全衛生法関係法令、安全衛生管理など産業保健に関する相談に対応する。

(4) 実施方法

産業保健関係者からの相談を平日の9～17時までのうち3時間程度、電話、メール、FAX等により受け付けることができる体制を整備するとともに、特にメンタルヘルス対策に関する相談については、原則として月に1回以上、メンタルヘルスに対応可能な医師である産業保健相談員を配置する。

産業保健関係者からの希望に応じて、面談、電話、メール及びFAXにより、相談内容に沿った産業保健相談員の対応可能な日時を調整し、回答する。面談による相談を受ける場合には予約制とし、事前に相談内容を確認するなどにより、事業者等からの相談に効率的・効果的に対応できるよう努めることとする。

また、地域産業保健センターに寄せられた相談のうち、地域産業保健センターで対応できない専門的な相談については、地域産業保健センターのコーディネーターから産業保健総合支援センターの労働衛生専門職に対応を依頼し、両方で相談内容等を確認した上で、労働衛生専門職が産業保健相談員に依頼して対応する。

なお、メンタルヘルス不調の個別事案について、産業保健スタッフ等からの相談があった場合には、事業場として講じる必要のある対策について助言を行うとともに、メンタルヘルス不調者への対応が可能な機関等の紹介を行う。

また、労働者、その家族等からメンタルヘルス不調に係る個別的な事案に関する相談があり、事業場の産業保健スタッフ等では対応できない場合には、適切な事業場外資源の外部組織（例えば、保健所、精神保健福祉センター、いじめ嫌がらせ等の事案に関しては都道府県労働局に設置された総合労働相談コーナー等）を紹介することとする。

(5) 実施記録

対応後、様式県1「産業保健相談票」に記録する。

また、相談内容については、データを取りまとめ、機構本部への事業の実績報告の際に利用する。

2 ストレスチェック制度に係る電話相談窓口の設置

上記1に掲げる相談対応に加え、ストレスチェック制度に係る電話相談窓口を設置し、産業医、保健師、衛生管理者等産業保健スタッフや事業者、人事労務担当者等からのストレスチェック制度に係る専門的な相談に対応し、解決方法等を助言する。

(1) 対象者

産業医、保健師等ストレスチェックの実施者、事業者、衛生管理者等ストレスチェック制度担当者等を対象とする。

(2) 対応者

メンタルヘルス対策促進員とする。ただし、専門的相談対応の実施日において産業保健相談員が対応することも可能とする。

なお、平成 26 年度厚生労働省委託事業「ストレスチェック等を行う医師や保健師に対する研修準備事業」により開催された「ストレスチェック制度に関する研修の実施に向けた講師養成研修（以下「講師養成研修」という。）を受講した者、講師養成研修を受講した者等から伝達研修を受講した者で、知識及び経験を有する者を充てることとしている。

(3) 設置場所

会計機関を有する産業保健総合支援センターを中心に実施する。

(4) 対応内容

厚生労働省が公表しているストレスチェック制度に係る Q & A 等を手引きとし、ストレスチェック制度に関する相談に対応する。

(5) 電話相談窓口の設置に当たっての留意点等

ア 電話相談窓口に寄せられた相談のうち、電話相談窓口では対応できない産業医学等のストレスチェック制度以外の専門的な相談、面談等による対応を希望する相談又は個別訪問支援への依頼については、労働衛生専門職等から相談者の最寄りの産業保健総合支援センターに対応を依頼する。

イ 相談内容が厚生労働省への照会を要する場合は、機構本部を通じて照会することとする。

ウ 実施記録は、産業保健相談員による専門的相談対応と同様とする。

3 職業性膀胱がんに係る電話相談窓口の設置

上記 1 に掲げる相談対応に加え、職業性膀胱がんに係る電話相談窓口を設置し、オルトートルイジンをはじめとする芳香族アミンを取り扱う作業に従事したことのある労働者等からの健康上の相談に対応する。

(1) 対象者

染料・顔料の中間体等を製造又は取り扱う事業場（オルトートルイジンをはじめとする芳香族アミンを使用している可能性の高い事業場）等に従事していた労働者（離職者を含む。）やその家族、事業者、安全衛生担当者等を対象とする。

(2) 対応者

産業保健相談員が対応する。

(3) 設置場所

全国の複数の産業保健総合支援センターで実施する。

(4) 対応内容

職業性膀胱がんに係る健康相談やばく露防止などに関する相談に対し、平成 28 年 1 月 22 日付け労健福発第 90 号『『職業性膀胱がんに係る健康相談ダイヤル』の設置等について』の別添 1 ～別添 5 の対応マニュアルに基づき対応する。

第 3 事業場への個別訪問支援

1 産業保健相談員による専門的実地相談

作業環境管理、作業管理等について、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合に、産業保健相談員が事業場を訪問し、産業保健スタッフ等からの相談に対応し、必要な助言を行う。

(1) 対象者

産業保健総合支援センターに寄せられた相談のうち、個別訪問支援を希望する事業場を対象とする。

なお、対象は労働者数 50 人以上の事業場とする。ただし、地域産業保健センターに対応の依頼があった相談で、地域産業保健センターでの対応が困難な場合はこの限りでない。

(2) 対応者

産業保健相談員が実地相談を行う。

(3) 内容

事業場を訪問し、事業場の具体的な状況を把握した上で、作業環境管理、作業管理等について、専門的な助言・指導を行う。

(4) 実施方法

産業保健総合支援センターに寄せられた相談の内容から、作業環境管理、作業管理等について、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援を必要とすると労働衛生専門職が判断し、事業場から希望があった場合に、相談内容に沿った産業保健相談員の対応可能な日時を調整し、実地相談を行うこととする。

(5) 実施記録

対応後、様式県 1「産業保健相談票」に記録する。

また、記録した内容については、データを取りまとめ、機構本部への事業の実績報告の際に利用する。

2 メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

中小規模事業場のメンタルヘルス対策を普及促進するため、行政の支援要請を受けた事業場及びメンタルヘルス対策の導入に係る支援を希望する事業場に対し、事業場のメンタルヘルス対策の導入に関する取組について支援する。

また、ストレスチェック制度の導入に関する支援をメンタルヘルス対策の導入に係る支援の一環として実施する。

なお、ストレスチェック制度の導入に係る支援については、以下の事項に加えて、平成 27 年 3 月 20 日付け労健福発第 345 号「平成 27 年度産業保健活動総合支援事業の推進について」の別添「平成 27 年度新規事業の実施方法等」にも留意すること。

(1) 対象者

訪問指導を希望する中小規模事業場を対象とする。

対象事業場は、次の①～⑥のいずれかに該当する事業場から選定し、訪問指導を希望する事業場とする。

- ① 産業保健総合支援センターが実施するメンタルヘルスに係る研修等の参加事業場
- ② 都道府県労働局、労働基準監督署からの支援要請を受けた事業場
- ③ 職場のメンタルヘルス対策に係る支援へのニーズの高いと考えられる事業場
- ④ 管理監督者教育の実施希望があった事業場
- ⑤ 若年労働者教育の実施希望があった事業場
- ⑥ ストレスチェック制度の導入に関する支援希望があった事業場

都道府県労働局又は労働基準監督署から個別の事業場の支援要請があった場合には、原則としてこれに応じて訪問支援を実施する。

また、ストレスチェック制度の導入に関する支援については、事業場の規模に関わらず支援の対象とするが、中小規模事業場に対しての支援を優先的に実施するよう配慮すること。

職場復帰支援プログラムの作成を目的とした支援については、小規模事業場を中心として支援を行うこととするが、常時 50 人以上の労働者を雇用する事業場からの要請についても対象とする。

(2) 対応者

メンタルヘルス対策促進員が事業場を訪問する。

(3) 内容

メンタルヘルス対策への初歩的取組である「こころの健康づくり計画の策定」、「衛生委員会での調査審議への助言」、「教育・研修計画等の支援」を行う。

なお、ストレスチェック制度の導入については、メンタルヘルス対策の一環としてのストレスチェック制度の位置付け、ストレスチェック制度の導入及び円滑な運営を図るための体制、方策等を事業場の規模に応じて支援を行う。

さらに、職場復帰支援プログラムの作成については、事業場の取組状況に応じて啓発・普及を図る。

なお、職場復帰支援プログラムの作成を目的とした支援については、モデルプログラムを活用して支援を行う。

(4) 実施方法

事業場からの相談を、電話、メール等により受け付け、事業場の所在する地域を担

当するメンタルヘルス対策促進員の対応可能な日時を調整し、訪問支援を行う。

都道府県労働局又は労働基準監督署からの個別の事業場の支援要請に応じて訪問支援を実施した場合は、対応結果を当該労働局又は労働基準監督署に報告する。

また、個別訪問支援を行った際に、事業場から産業医学などの専門的な相談を受けた場合には、産業保健相談員に引き継ぐなど、専門的相談に的確に結びつけること。

(5) 実施記録

実施後、様式県2「メンタルヘルス対策促進員による個別訪問支援記録票」に記録する。

なお、管理監督者又は若年労働者に対してメンタルヘルスに係る教育を実施した場合は、それぞれ、「管理監督者向けメンタルヘルス教育」、「若年労働者向けメンタルヘルス教育」とみなすこと。

また、記録した内容についてはデータを取りまとめ、機構本部への事業の実績報告の際に利用する。

3 治療と職業生活の両立支援対策の普及促進のための個別訪問支援

具体的業務については、別途通知する。

4 仕事と治療の両立に関する労働者（患者）等と事業場との間の個別調整支援

具体的業務については、別途指示する。

第4 産業保健に関する情報提供・広報啓発

産業保健総合支援センターの所在する都道府県内における産業保健に関する専門機関や各種相談窓口、専門医療機関等の産業保健関係機関のリスト、産業保健に関する各種情報などを収集・整備し、相談や問い合わせに活用する。

また、産業保健関係者、産業保健相談員、登録産業医等の本事業の業務に関わる者に対し、最新の産業保健情報を提供する。

1 ホームページの運営

本事業に関する情報提供、各産業保健総合支援センターにおける事業の広報のため、産業保健総合支援センターごとにホームページを運営する。

また、地域産業保健センターの一覧を掲載する等、地域産業保健センターの活動について情報提供する。

2 メールマガジンの配信

各産業保健総合支援センターにおいて、地域の産業保健に関する情報や研修などの事業の案内を、定期的にメールマガジンで配信する。

なお、衛生管理者等産業保健スタッフに対する情報提供及びネットワーク形成を目的

として、産業保健スタッフを対象としたメーリングリストを作成し、メーリングリストを活用した情報提供を行っても差し支えない。

3 産業保健関係情報誌『産業保健 21』の配布

機構本部が発行する情報誌『産業保健 21』を、産業保健総合支援センターの関係者に配布する。

4 事業案内等の作成・配布

産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの活用促進のため、産業保健総合支援センターの事業内容を示したパンフレット等を作成し、事業場、関係機関等に配布する。

5 産業保健に係る情報提供用ツールの作成・利用

産業保健に関する知見の普及・啓発のため、研修や相談等に利用するリーフレット、動画等の産業保健に係る情報提供用ツールを作成し、各種機会において活用する。

6 図書、測定機器等の貸出

産業保健関係者への情報提供の一環として、労働衛生教育等に使用するための図書、作業環境測定機器等の貸出を行う。

7 地域の専門機関リスト

地域の専門機関の名簿を作成し、産業保健関係者からの求めに応じて、情報提供・紹介を行う。

8 本事業の効果等に関する調査

本事業の効率的・効果的な実施に資するため、産業保健関係者及び本事業の支援を受けた者に対し支援の有益度、効果等についてアンケート調査（アウトプット調査）を実施する。

また、可能な限り、未利用者に対しニーズや未利用の理由などのアンケート調査を実施する。

9 プレス発表

産業保健総合支援センターの行事、調査研究の成果等を報道してもらうため、マスコミへの発表を行う。（様式第8（例）参照）

第5 産業保健総合支援センター運営協議会

1 産業保健総合支援センター運営協議会

(1) 産業保健総合支援センター運営協議会の開催

産業保健総合支援センターの効率的・効果的な運営のため、都道府県労働局、都道府県医師会等の産業保健関係機関等の代表者から構成される「産業保健総合支援センター運営協議会」を設置し、事業計画、取組状況と事業実績評価、事業の効果的な運営、関係事業や医師会等の関係機関との連携等について意見交換を行い、産業保健総合支援センターの円滑な運営のための課題に対処する方策等について検討する。

なお、産業保健総合支援センター運営協議会の開催方法については、別添3「産業保健総合支援センター運営協議会開催要領」による。

(2) 地域産業保健センターの全体会議

必要に応じて、都道府県内の地域産業保健センターの代表者、運営主幹、コーディネーターを集め、本事業の運営について都道府県内の全体的な活動を調整するため、産業保健総合支援センターと地域産業保健センターの取組、連携等について検討を行う。

なお、当会議は、地域産業保健センターの活動の一環として開催すること。

第6 地域産業保健センターとの連携

1 ワンストップサービスとしての地域産業保健センターとの連携

特に小規模事業場等の利用者の利便性を向上するため、相談内容に応じて産業保健総合支援センターと地域産業保健センターの連携のもとに、総合的に対応することを「ワンストップサービス」という。具体的には、次のように取り組む。

(1) 地域産業保健センターから産業保健総合支援センターへの依頼

地域産業保健センターへの相談等のうち、作業環境管理、作業管理等については、労働衛生工学専門員の活用を優先するものの、メンタルヘルス対策や治療と職業生活の両立支援等について、地域産業保健センターでは対応が難しい場合に、コーディネーターが労働衛生専門職に対応を依頼する。この場合、労働衛生専門職は相談を引き継ぎ、産業保健総合支援センターの産業保健相談員、メンタルヘルス対策促進員又は両立支援促進員に対応を依頼し、日程調整等を行う。実施に当たっては、コーディネーターは必要に応じて立ち会うこととする。

また、コーディネーターが受けた相談で、産業保健に関する情報提供を求める場合に、コーディネーターから労働衛生専門職に産業保健に関する情報提供を依頼し、コーディネーター又は労働衛生専門職から利用者へ情報提供することも可能である。

(2) 産業保健総合支援センターから地域産業保健センターへの依頼

産業保健総合支援センターに小規模事業場の事業者又は労働者からの相談があった場合など、産業保健総合支援センターの産業保健相談員、メンタルヘルス対策促進員又は両立支援促進員では対応が難しい場合に、労働衛生専門職が該当する地域のコーディネーターに対応を依頼する。

この場合、コーディネーターは相談を引き継ぎ、地域産業保健センターの登録産業医等に対応を依頼し、日程調整等を行う。

(3) 地域産業保健センターから他の地域産業保健センターへの依頼

コーディネーターが受けた相談等が、他の地域産業保健センターの担当地域に所在する小規模事業場である場合や、他の地域産業保健センターの登録産業医又は登録保健師に活動を依頼する必要がある場合は、コーディネーターから労働衛生専門職に依頼し、他の地域産業保健センターとの調整を依頼する。

この場合、労働衛生専門職は該当する地域のコーディネーターと調整し、そのコーディネーターが登録産業医又は登録保健師に対応を依頼し、日程調整等を行う。

なお、労働衛生専門職が繋いだ後は、必要に応じて、依頼元と依頼先のコーディネーターとで直接連絡・調整を行うことも可能である。

(4) ワンストップサービスの結果報告

ワンストップサービスにより対応した結果は、当該事案に係る記録票の写しを送付する等により、依頼元のコーディネーター又は労働衛生専門職に対応情報をフィードバックすることとし、様式県 12「ワンストップ対応記録台帳」に記録すること。

2 地域産業保健センター運営協議会への参加

地域産業保健センターの効率的・効果的な運営のため、労働基準監督署、郡市区医師会等の産業保健関係者等の代表者からなる地域産業保健センター運営協議会を開催する。当該運営協議会の事務局の実務はコーディネーターが行うが、産業保健総合支援センターの職員は、運営協議会の開催に係る準備等に協力すること。

また、必要に応じて、産業保健総合支援センターの運営主幹が委員として参加することとし、産業保健総合支援センターの副所長及び労働衛生専門職は事務局として参加することで、地域産業保健センターの現状や支援ニーズを的確に把握する。

3 登録産業医等の能力向上

産業保健総合支援センターは、登録産業医及び登録保健師に対し、健康相談対応、産業保健指導等の指導力向上を図るため、産業保健関係者への専門的研修の受講を推奨する。

また、産業保健総合支援センターは、都道府県内の地域産業保健センターのコーディネーターを対象として、必要に応じて新任研修又は能力向上研修を開催する。

第7 産業保健に関する調査研究等

1 調査研究の実施

産業保健総合支援センターの所長、産業保健相談員が中心となり調査研究を実施し、その成果を調査研究発表会での発表等を通じて広く公表するとともに、研修等に取り入れるなど地域の産業保健活動に活用する。

2 研究成果等の普及、啓発

研修会等を通じて労災病院、治療就労両立支援センター、労働安全衛生総合研究所等で行われた研究成果等の普及、啓発を行う。

第3章 地域産業保健センターにおける具体的業務

第1 小規模事業場の事業者及び労働者への支援

1 小規模事業場の事業者及び労働者からの相談対応

小規模事業場の事業者が行う自主的な産業保健活動を支援するため、労働者の健康の確保に関する相談対応等を実施する。

(1) 対象者

小規模事業場の事業者及び労働者を対象とする。

また、規模を問わず、地域の事業場の産業保健スタッフ等からの産業保健全般にわたる相談があった場合は、労働衛生に係わる問題であれば、広く相談を受け付けることとする。

小規模事業場以外の事業場（労働者数 50 人以上）の関係者から、個々の労働者の健康確保に関する具体的な相談が寄せられた場合には、その事業場で選任されている産業医に相談するよう促すこととする。

いわゆる「大企業」の支店、営業所等である小規模事業場から相談等の対応依頼があった場合には、当該事業場に本事業の趣旨について理解を得た上で、本社や一定の資本関係等にある事業者が選任する産業保健スタッフの協力を要請するよう助言したり、医療機関を紹介したりするなど、小規模事業場に対しての相談対応を優先的に実施するよう配慮する。

なお、ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導については、ストレスチェックの実施及び体制の整備に対する助成金の活用を促す。

(2) 対応者

登録産業医又は登録保健師が相談対応を行う。

また、登録産業医以外の医師であっても、当該相談業務に対応可能な医師及び歯科医師は、産業保健総合支援センターの産業保健相談員として委嘱することで、地域産業保健センターで受け付ける相談に対応することが可能である。

さらに、事業者等の相談者からの相談内容が、産業保健資源等に関する必要な情報提供等を求める内容であった場合は、コーディネーターが対応を行うことは差し支えない。

(3) 実施場所

利用者の利便性を考慮し、かつ、相談対応の効果的・効率的な実施を図るため、事業場において実施することとする。ただし、利便性及び効率性が確保できる場合は、地域の事情に応じて、事業場以外に、業務を適切に行うことが可能な事業場周辺の医療機関を含めた施設において実施することができる。

なお、実施場所に関しては、相談者のプライバシーが確保される構造（相談の音声外部に漏れにくく、外部から容易に覗けないような構造）であるよう配慮すること。

(4) 実施方法

ア 実施方針

- ① 平日の昼間に実施することを原則とするが、労働者の利便性を考慮し、必要に応じ、夜間又は休日に実施することも可能とする。
- ② 実施に当たっては、予約制とし、コーディネーターが利用者から事前に利用目的と利用を希望する日時等を聴取すること。
- ③ 利用者が本事業の対象者でないと判明した場合には、適切な代替手段について情報提供を行う。
- ④ コーディネーターは、利用者の相談内容に応じて、登録産業医又は登録保健師に対応を依頼する。事業場訪問による相談対応に取り組むとともに、併せて個別訪問による産業保健指導を実施することを事業者推奨する。
- ⑤ コーディネーターは、必要に応じて実施に立ち会うなど、その円滑な実施に努めること。
- ⑥ 労働者が事前の申し出なしに相談場所を訪れ、健康に関する相談を申し出た場合には、対応する登録産業医等の同意があれば相談を実施することとする。
- ⑦ 本事業の周知啓発の機会等を活用し、多数の者が集まる場において、あらかじめ個別の申出をしない方法による個別相談等を実施することも可能とする。
- ⑧ 産業医学、労働衛生工学やメンタルヘルス対策、治療と職業生活の両立支援などの専門家による対応が必要な場合は、産業保健総合支援センターの労働衛生専門職に連絡し、産業保健相談員、メンタルヘルス対策促進員又は両立支援促進員が相談対応する。
- ⑨ 相談対応は、1事業場あたり2回まで、労働者1人あたり2回までの相談対応を限度とし、同一事案について継続的な相談等が必要な場合や医療を必要とする場合などについては、適切な外部資源を紹介する等、原則一次的な相談として実施する。

なお、労働基準監督署からの紹介で利用申込する場合には、利用回数制限に関わらず対応する。
- ⑩ 個別の労働相談の場合は、都道府県労働局及び労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーを案内する。

イ 基本的な業務の流れ

基本的な業務の流れは、次のとおりとする。

(ア) 申込み

利用を希望する事業者及び労働者に、様式地1(例)「健康相談・面接指導利用申込書」をFAXする等して、申込書を提出していただく。申込みは、電話のほか、FAX、電子メール等で可能な限り対応する。

(イ) 受付及び事業場登録

コーディネーターは、様式地2(例)「健康相談・面接指導実施台帳」に受付日、相談者、事業場名等、相談事項を記載する。

また、事業場訪問を希望する事業場についてはリスト化（事業場の登録）する（様式は任意）。

（ウ）登録産業医等との調整

コーディネーターは、利用者の所在地や希望日時等を考慮し、担当する登録産業医等を選定する。担当する登録産業医等に連絡し日程の調整を行い、日時、実施場所を決定する。

また、利用者からの相談内容に応じて、労働衛生専門職を通じて産業保健相談員等に対応を依頼する。労働衛生専門職に依頼した場合は、その内容を様式地2（例）「健康相談・面接指導実施台帳」の備考欄に記載する。

なお、メール等による相談については、コーディネーターが受付後、登録産業医、登録保健師又は労働衛生専門職に回付し回答することとする。

（エ）利用者への連絡

利用者に日時や実施場所の連絡をする。連絡後、様式地2（例）「健康相談・面接指導実施台帳」の連絡日及び担当医師・保健師欄に記載する。

（オ）実施前の準備

a 長時間労働者に対する面接指導の場合

長時間労働者に対する面接指導の場合、事業場から様式地4（例）「医師による面接指導申出書」の写し、様式地5（例）「労働時間等に関するチェックリスト」、直近の健康診断結果（本人の同意が必要）を提出していただく。

また、個別訪問による産業保健指導と併せて行う場合は、上記書類の他、様式地3（例）「産業保健活動記録票」を事前に担当登録産業医に送付する。

コーディネーターは、様式地4（例）「医師による面接指導申出書」の「2面接指導を受ける医師」の欄の「地域産業保健センターの医師」にチェックがついていることを確認する。

b ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導の場合

ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導の場合、事業場から様式地4（例）「医師による面接指導申出書」の写し、様式地5（例）「労働時間等に関するチェックリスト」、様式地5の2「ストレスチェック実施状況報告書」、直近の健康診断結果（本人の同意が必要）、面接指導対象者のストレスチェック結果（本人の同意が必要）を提出していただく。また、個別訪問による産業保健指導と併せて行う場合は、上記書類の他、様式地3（例）「産業保健活動記録票」を事前に担当登録産業医に送付する。

コーディネーターは、様式地4（例）「医師による面接指導申出書」の「2面接指導を受ける医師」の欄の「地域産業保健センターの医師」にチェックがついていることを確認する。

さらに、様式地 5 の 2 の「1 ストレスチェック調査票」の①～③のいずれかにチェックがついていることを確認する。「③ その他」にチェックがついている場合には、Ⅰ～Ⅲ全てにチェックがついていることを確認する。

また、様式地 5 の 2 の「2 高ストレス者の選定方法」の全てにチェックがついていることを確認する。

(カ) 実施及び実施記録の作成

a 健康相談を実施した場合

健康相談を実施した場合は、様式地 7 (例)「健康相談記録票」に記録する。

b 意見聴取を実施した場合

意見聴取を実施した場合は、様式地 7 (例)「健康相談記録票」に記録する。

c 長時間労働者又はストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導を実施した場合

面接指導を実施した場合は、様式地 6 (例)「面接指導結果報告書及び事後措置に係る意見書」の面接指導結果報告書欄、様式地 7 (例)「健康相談記録票」に記録する。さらに面接指導実施後、様式地 6 (例)の就業上の措置に係る意見書欄に記載して、事業者に交付する。

d コーディネーターが対応した相談の場合

コーディネーターが対応して、完結した簡易な相談については様式地 8 (例)「コーディネーター相談記録票」に記録する。

(5) 内容及び留意点

ア 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談（健康相談）

(ア) 範囲及び位置付け

以下の a 及び b を重点的に行うほか、労働者の健康管理に関する事項についても、広く相談を受け付けることとする。

a 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第 44 条又は第 45 条に規定する定期健康診断結果について、脳・心臓疾患関係の主な検査項目（血中脂質検査、血圧の測定、血糖検査、尿中の糖の検査及び心電図検査をいう）等の有所見者に対し、登録産業医又は登録保健師が、保健指導を実施する。

なお、健康診断の結果に基づく労災保険の二次健康診断等給付の要件に該当しないとされた者について、当該給付に係る産業医等による診断についても、保健指導を実施する。

b メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

不眠等、メンタルヘルス不調を自覚する労働者及び当該労働者を使用する事業者からの相談・指導を登録産業医若しくはメンタルヘルスに対応可能な医師である産業保健相談員又は登録保健師が行う。

(イ) 留意点

a 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

- (a) 事業者の指示により利用する労働者だけではなく、健康診断結果のうち、脳・心臓疾患関連項目に異常の所見があると医師が診断した労働者であって、自ら健診結果について保健指導を行うことを希望する労働者についても保健指導を行う。
- (b) 保健指導により、有所見者が、食生活の改善等に取り組むことや医療機関で治療を受けることなどにより、有所見の改善に資するものであることから、再検査若しくは精密検査又は治療の勧奨にとどまらず、有所見の改善に向けて、食生活等の指導、健康管理に関する情報提供を十分に行う。
- (c) 再検査若しくは精密検査又は治療の勧奨が必要な労働者のうち、労働者が希望する場合には、情報提供として推奨する診療行為が可能な医療機関のリストを渡すこととする。
- (d) 健康診断の結果に基づく労災保険の二次健康診断等給付の要件に該当しないとされた者について、当該給付にかかる産業医等による診断についても実施して差し支えない。

b メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

- (a) メンタルヘルス不調を自覚し、自ら相談を希望する労働者だけではなく、当該労働者を使用する事業者からの相談・指導を行う。
- (b) 当該相談・指導は、厚生労働省が作成した「長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアル（平成 27 年 11 月）」等を参考に、ストレスに関連する心身の症状、不調の有無を確認し、日常生活上の指導や医療機関の受診が必要な場合は、その旨の説明を行うものであって、メンタルヘルス不調の医学的診断を行うものではない。
- (c) 医療機関での精密検査又は治療が必要と判断された場合には、受診勧奨を行い様式地 7（例）「健康相談記録票」に受診勧奨を行った旨の記録をする。この際、労働者が希望する場合には、情報提供として推奨する診療行為が可能な医療機関のリストを渡すこととする。
- (d) メンタルヘルス不調を自覚する労働者に幅広く対応する観点から、事業者による事前の申出がない場合であっても、相談・指導を行う等利便性の確保を図ることとする。

イ 健康診断の結果についての医師からの意見聴取（意見聴取）

(ア) 範囲及び位置付け

安衛法第 66 条の 4 に基づき、健康診断の結果（異常の所見を有すると判定された労働者（以下「有所見者」という。）に係るものに限る。）、健康を保持するために必要な措置について、事業者からの意見聴取に対し、登録産業医が意見陳述を実施する。

また、治療と職業生活の両立支援等に関し、相談を希望する労働者及び当該労

働者を使用する事業者に対する相談・指導についても実施する。

(イ) 留意点

a 実施状況の報告

意見聴取を実施した登録産業医等は実施状況をコーディネーターに適切に報告する。

また、コーディネーターは、必要に応じて意見聴取に立ち会い必要な調整を行うなど、その円滑な実施に努める。

b 書類の保存

実施機関は、記録票及び台帳については5年間保存するものとし、各書面の保存、破棄等に当たっては、健康情報の保護に十分留意する。

c その他の留意点

(a) 医師が意見を述べた有所見者については、関係規則に規定する健康診断個人票等所定の様式に、実施した医師が署名、捺印を行う。

(b) 脳・心臓疾患関連項目に限らず、全ての有所見者について対応するものとする。

(c) 治療と職業生活の両立支援等に関し、相談を希望する労働者及び当該労働者を使用する事業者に対する相談・指導については、疾病を患った後も治療を継続しながら就労を希望する労働者に対する就業上の配慮等について、医師により指導・相談を実施する。

(d) 必要に応じ事業場を訪問し、職場巡視や労働者との面接の機会等を事業者に求めることにより、当該労働者の実情に配慮した意見陳述や指導・相談を実施する。

ウ 長時間労働者に対する面接指導

(ア) 範囲及び位置付け

安衛法第66条の8第1項に基づき、安衛則第52条の2に規定する要件に該当する労働者（時間外・休日労働時間が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者）を対象として医師による面接指導を実施し、安衛法第66条の8第4項に規定する面接指導の結果に基づく事後措置に係る事業者からの意見聴取に対し、登録産業医による意見陳述を実施する。

また、安衛法第66条の9に基づき安衛則第52条の8に規定する要件に該当する労働者（時間外・休日労働時間が会社又は事業場の基準を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者等）を対象として、登録産業医による面接指導を実施する。

(イ) 留意点

a 面接指導は、「長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアル（平成27年11月）」を活用して実施することが望ましい。

- b 医師が面接指導を行った労働者又は意見を述べた労働者については、様式地 6（例）「面接指導結果報告書及び事後措置に係る意見書」に沿った書面に、実施した医師が署名、捺印を行うこと。
- c 労働者からの申出がない中にも関わらず、事業者から面接指導の実施の利用申込みがあった場合は、受け付けないこととし、労働者からの申出を受けるよう事業者に伝えること。
- d 小規模事業場の労働者が、申出書及び事業場等からの情報を提出することなく、面接指導の実施を求めてきた場合であって、安衛則第 52 条の 4 第 1 号の当該労働者の勤務の状況が十分に把握できない場合には、当該労働者に対し、情報が十分得られないため面接指導を実施できない旨説明した上で、当該労働者の事情等を勘案して、保健指導若しくはメンタルヘルス相談として対応するか又は必要書類の提出等を求めること。

なお、事業場等からの情報が不十分と判断した場合には、同様の措置を講じること。

加えて、当該保健指導又は当該メンタルヘルス相談の結果、疲労の蓄積やストレスの状況に応じて、当該労働者本人に医師の面接指導を事業者に申し出るよう促すこと。

エ ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導

（ア）範囲及び位置付け

安衛法第 66 条の 10 に基づき、安衛則第 52 条の 15 に規定する要件に該当する労働者（ストレスチェックの結果、高ストレスであり、面接指導が必要であるとストレスチェックの実施者が判定した者）を対象として医師による面接指導を実施し、安衛法第 66 条の 10 第 5 項に規定する面接指導の結果に基づく事後措置に係る事業者からの意見聴取に対し、登録産業医による意見陳述を実施する。

（イ）留意点

- a 面接指導は、「長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアル」を活用して実施することが望ましい。
- b 事業場が採用しているストレスチェックの調査票及び高ストレス者の選定方法について安衛法関係法令及び「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成 27 年 4 月 15 日 心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第 1 号。以下「ストレスチェック指針」という。）に沿ったものであることを下記のとおり、様式地 5 の 2 の記載内容により確認する。

なお、様式地 5 の 2 は、事業場のストレスチェック実施状況について事業場が報告するものであり、面接指導対象者ごとに作成するものではない。

- (a) ストレスチェック調査票については、原則として、ストレスチェック指針の別添「職業性ストレス簡易調査票」（57 項目）又は「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」に掲載されている当該調査票の

簡略版（23 項目）を使用したものとする。ただし、上記以外のストレスチェック調査票を使用している場合には、当該調査票の調査項目が安衛則第 52 条の 9 に定められた要件を満たすことを様式地 5 の 2 の「1 ストレスチェック調査票」において、「③ その他」及びⅠ～Ⅲ全てにチェックがついていることにより確認する。

- (b) 事業者が採用している高ストレス者を選定するための方法がストレスチェック指針 7（1）ウ（イ）に定められたものであることを様式地 5 の 2 の「2 高ストレス者の選定方法」の全てにチェックがついていることにより確認する。

なお、厚生労働省が作成した「ストレスチェック制度 Q&A」の Q 4－3 において、高ストレス者の選定は、「心身の自覚症状に関する項目の評価点数の合計が高い者」及び「心身の自覚症状に関する項目の評価点数の合計が一定以上であって、心理的な負担の原因に関する項目及び他の労働者による支援に関する項目の評価点数の合計が著しく高い者」の要件を満たす者の両方を選ぶ必要があるとされている。

- c 医師が面接指導を行った労働者又は意見を述べた労働者については、様式地 6（例）「面接指導結果報告書及び事後措置に係る意見書」に沿った書面に、実施した医師が署名、捺印を行うこと。
- d 労働者からの申出がない中にも関わらず、事業者から面接指導の実施の利用申込みがあった場合は、受け付けないこととし、労働者からの申出を受けるよう事業者伝えること。
- e 小規模事業場の労働者が、申出書及び事業場等からの情報を提出することなく、面接指導の実施を求めてきた場合であって、安衛則第 52 条の 17 第 1 号の当該労働者の勤務の状況が十分に把握できない場合には、当該労働者に対し、情報が十分得られないため面接指導を実施できない旨説明した上で、当該労働者の事情等を勘案して、保健指導若しくはメンタルヘルス相談として対応するか又は必要書類の提出等を求めること。

なお、事業場等からの情報が不十分と判断した場合には、同様の措置を講じること。

加えて、当該保健指導又は当該メンタルヘルス相談の結果、疲労の蓄積やストレスの状況に応じて、当該労働者本人に、医師の面接指導を事業者に申し出るよう促すこと。

2 個別訪問による産業保健指導の実施

小規模事業場を訪問し、当該事業場の状況を踏まえた産業保健に係る指導等を行う。

（1）対象者

事業場への訪問を希望する小規模事業場。

また、第 3 章第 1 の「1 小規模事業場の事業者及び労働者からの相談対応」を契

機として、事業者に対し個別訪問による産業保健指導の実施について勧奨し、事業者の了承のもと実施する。

なお、都道府県労働局、労働基準監督署からの個別の事業場の支援要請があった場合には、原則としてこれに応じて訪問支援を実施する。

(2) 対応者

登録産業医、登録保健師又は労働衛生工学専門員が事業場を訪問する。

(3) 内容

訪問した事業場の作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の状況を踏まえ、労働衛生管理の総合的な助言・指導を行う。有害業務がある場合には、特殊健康診断結果の事後措置の状況を確認し、当該業務従事者の作業環境状況を把握した上で健康指導を行う。

なお、必要に応じて、作業場の巡視を行い、改善が必要な場合には助言を行うとともに、労働者から寄せられる健康診断の結果評価等の健康問題に関する相談に応じる。

また、訪問時に、必要に応じて労働者の健康管理等に関する理解を促すため、労働者に対し健康管理等に関する簡単な講義（以下「健康講話」という。）を行うことは差し支えない。ただし、健康講話は個別訪問による産業保健指導と併せて実施することとし、単独では行わないこと。

おって、労働衛生工学専門員においては、作業環境管理、作業管理等の作業現場の改善等について、労働衛生工学の見地から産業保健指導を実施する。

(4) 実施方法

ア 実施方針

- ① コーディネーターは、都道府県労働局、労働基準監督署の衛生対策重点対象を参考にするなど、新規訪問先を積極的に開拓する。
- ② 訪問指導を希望する事業場を募るに当たっては、関係団体等の協力を得て、説明会等の場を活用する。訪問指導を希望する事業場については、あらかじめ地域産業保健センターに登録する。
- ③ コーディネーターは、訪問指導を希望する事業場から、当該事業場における業務内容、作業内容、作業環境測定実施状況、健康診断実施状況等の労働衛生管理に関する情報を収集する。
- ④ コーディネーターは、利用者の相談内容に応じて、登録産業医、登録保健師、又は労働衛生工学専門員に対応を依頼する。登録産業医等が事業場を訪問する機会を捉えて、事前に事業場の了承を得られた場合には、労働衛生工学専門員が同行し、作業環境管理、作業管理等の指導も併せて実施して差し支えない。

なお、相談の内容によっては、産業保健総合支援センターの労働衛生専門職に対応を依頼する。

- ⑤ 都道府県労働局又は労働基準監督署からの個別の事業場の支援要請に応じて訪問支援を実施した場合は、対応結果を当該労働局又は労働基準監督署に報告する。
- ⑥ 訪問指導は1事業場あたり2回までを限度とし、3回以上の利用を事業場が希望した場合は、適切な外部資源を紹介する等、一次的な支援として実施する。
- なお、労働基準監督署からの紹介で利用申込する場合には、利用回数制限に関わらず対応する。

イ 基本的な業務の流れ

基本的な業務の流れは、次のとおりとする。

(ア) 申込み

利用を希望する事業者及び労働者に、様式地1（例）「健康相談・面接指導利用申込書」に必要事項を記入していただき、事前に希望する健康相談の内容、実施時期、人数等を確認する。申込みは、電話のほか、FAX、電子メール等で可能な限り対応する。

(イ) 受付及び事業場登録

申込みの受付は、様式地2（例）「健康相談・面接指導実施台帳」に受付日、相談者、事業場名等、相談事項を記載する。

また、事業場訪問を希望する事業場についてはリスト化（事業場の登録）する（様式は任意）。

(ウ) 登録産業医等との調整

コーディネーターは、利用者の所在地や希望日時等を考慮し、担当する登録産業医等を選定する。担当する登録産業医等に連絡し日程の調整を行い、日時、実施場所を決定する。

また、利用者からの相談内容に応じて、労働衛生工学専門員に依頼するか、労働衛生専門職を通じて、産業保健相談員に対応を依頼する。労働衛生専門職に依頼した場合は、その内容を様式地2（例）「健康相談・面接指導実施台帳」の備考欄に記載する。

事業場訪問依頼の際に、労働者に対する健康講話を希望する事業場があった場合は、コーディネーターは、事業場、訪問する登録産業医等と会場やテーマ等の調整を行う。

なお、健康講話は必ず事業場訪問と併せて実施することとする。

(エ) 利用者への連絡

利用者に日時や実施場所の連絡をする。連絡後、様式地2（例）「健康相談・面接指導実施台帳」の連絡日及び担当医師・保健師・労働衛生工学専門員欄に記載する。

(オ) 実施前の準備

事業場から労働衛生管理の情報収集を行い、様式地 3（例）「産業保健活動記録票」に可能な限り情報を記載し、事前に担当登録産業医等に送付する。

(カ) 実施及び実施記録の作成

様式地 3（例）「産業保健活動記録票」に指導・助言内容を記載する。

また、事業場訪問時に労働者に対する健康講話を実施した場合は、健康講話のテーマと参加人数も記載する。

指導後に作業環境管理、作業管理等について、より詳しい相談の依頼があった場合には、再度労働衛生工学専門員に依頼するか、労働衛生専門職に連絡し、産業保健相談員に対応を依頼する。その内容を様式地 3（例）「産業保健活動記録票」の連絡事項に記載する。

第 2 産業保健に関する地域の情報整備

1 産業保健に関する知見の普及・啓発

地域産業保健センターの担当地域における産業保健に関する専門機関や各種相談窓口、専門医療機関等の産業保健機関のリスト、産業保健に関する各種情報などを収集・整備し、相談や問い合わせに活用する。

また、産業保健に関する知見の普及・啓発、地域産業保健センターの活用促進のため、リーフレット等を作成し配布するなど、周知啓発を行う。

なお、地域の関係団体と協力して開催する健康管理イベント等において、対象事業所を特定しないセミナーを通じて産業保健に関する知見の普及・啓発を図ることは差し支えない。その実施内容については、様式地 9（例）「イベント等の記録票」に記載する。

おって、イベント会場等で、あらかじめ個別の申し出をしない方法による個別相談等を実施した場合は、様式地 7（例）「健康相談記録票」に記載する。

2 各種イベント等への出展

地域の自治体や団体等が主催する健康管理イベント等への出展（相談ブースの設置等）を通じ、産業保健情報を提供する。その実施内容については、様式地 9（例）「イベント等の記録票」に記載する。

なお、受け付けた相談内容が、情報提供だけではなく、相談対応に該当する場合は、様式地 7（例）「健康相談記録票」に記載し、実績に計上する。

第 3 地域産業保健センター運営協議会

地域産業保健センターごとに、当該地域産業保健センターの効率的・効果的な運営のため、「地域産業保健センター運営協議会」を設置する。

1 協議内容等

当該地域産業保健センター事業計画、取組状況と事業実績評価、事業の効果的な運営、関係事業や医師会等の関係機関との連携等について意見交換を行い、地域産業保健センターの円滑な運営のための課題に対処する方策等についても検討する。

また、必要に応じて、本事業を担当している登録産業医等から意見を聴取することは差し支えない。

なお、開催回数は年1回以上とし、他の関係機関が主催する類似の協議会等が存在する場合には、それらとの同時開催等、効率的な運用を図ることは差し支えない。

2 構成員

(1) 会長

会長は、原則として、圏域内の郡市区医師会を代表する者から選任する。

(2) 委員

地域の実情に応じ、労働基準監督署、郡市区医師会、圏域単位の事業者団体等の関係機関の代表者、登録産業医及び登録保健師の代表者（数名程度）のうち産業保健に精通している者により構成する。

また、地域運営主幹を委員に含めることとし、必要に応じて産業保健総合支援センターの運営主幹を委員とすることは差し支えない。

(3) 事務局

コーディネーターが事務を行う。

なお、産業保健総合支援センターの労働衛生専門職等が事務の補佐を行う。

(4) その他

運営協議会の出席に係る謝金については、産業保健総合支援センター運営協議会開催要領第9条を準用することとする。

第4章 機構本部における具体的業務

第1 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの事業の調整等

1 予算、事業の調整

産業保健課は、本事業の円滑かつ効果的な運営を図るため、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの予算及び事業の調整を行う。

また、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの事業実績、事業の内部業績評価の結果を踏まえて、事業計画を策定する。

2 産業保健総合支援センターへの指導、支援等

産業保健業務指導課は、適正かつ効率的な事業実施を図ることを目的に、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの予算の執行管理、事業の進捗状況管理を行うとともに、産業保健総合支援センターへ必要な支援及び指導を行う。

第2 連絡会議等の開催

1 産業保健活動推進全国会議

厚生労働省、公益社団法人日本医師会、公益財団法人産業医学振興財団及び機構が共催し、都道府県医師会、郡市区医師会等の本事業の業務に関わる者を集め、産業保健支援活動の在り方について意見交換を行う。

2 産業保健総合支援全国会議

本事業の効率的・効果的な事業の運営、関係機関との連携に資するため、各産業保健総合支援センターの所長等を集め、産業保健総合支援センターの取組や本事業の課題に対処する方策等について検討を行う。

3 産業保健総合支援センター実務担当者会議

産業保健総合支援センターの副所長等の実務担当者を集め、産業保健総合支援センターの運営に関する実務的な協議等を行う。

4 産業保健関係機関等連絡会議

労働者団体、経営者団体、産業保健関係機関等の代表者を集め、事業を円滑に運営するための方策について意見交換を行う。

第3 産業保健に関する情報提供

産業保健関係者又は産業保健相談員、登録産業医等の本事業の業務に関わる者に対し、最新の産業保健情報を提供するため、次に掲げる広報事業等を行う。

1 産業保健関係情報誌『産業保健 21』の発行

産業保健関係機関の動向、地域の産業保健活動の状況、産業保健に関する調査研究等に関する情報を情報誌『産業保健 21』として取りまとめ、定期的に発行する。

2 産業保健に係る情報提供用ツールの作成

産業保健に関する知見の普及・啓発、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの活用促進のため、リーフレット、動画等を作成又は監修し、各種機会を活用して利用する。

また、研修、セミナー等に使用する教材等を作成し、各種機会を活用して利用する。

3 ホームページの運営

本事業の統括的な情報提供・広報のため、ホームページを運営する。

第4 メンタルヘルス対策に関する相談機関の登録

厚生労働省が定めた「相談機関の登録基準」(平成20年6月19日付け基安労発第0619001号「メンタルヘルス対策における事業場外資源との連携の促進について」の別紙1)に基づき、自己適合確認をした相談機関からの登録申請の内容を書類で審査し、適切な申請について登録を行う。さらに、登録した相談機関の情報を産業保健関係者に提供する。

1 登録等の実施及びその方法

「相談機関登録問い合わせ窓口」を産業保健業務指導課に設置して登録業務を行う。

また、相談機関登録業務員（以下「登録業務員」という。）を配置し、対象相談機関からの登録申請に係る問い合わせへの対応を行う。

なお、相談機関から産業保健総合支援センターに問い合わせがあった場合は、産業保健総合支援センターは制度の枠組みなど基本的な事項についての回答及び受付にとどめ、登録に係る具体的な事項等の詳細については、問い合わせ窓口を案内する。

登録に係る様式等については、別添4「相談機関の登録方法について」に示すとおり。

2 相談機関の登録促進

登録促進のため相談機関及び関係団体に対し、登録のための手引き、申請書式例などを配布し、登録申請者への登録制度の周知を図る。

3 ホームページにおける周知

ホームページに相談機関登録案内、申請要領（申請書の記載例を含む。）、登録相談機関リスト等を掲載することにより、登録申請者及び登録相談機関利用者への周知を図る。

第5 産業保健事業に関する調査研究

機構本部に、各産業保健総合支援センターにおいて実施する産業保健に関する調査研究（以下「調査研究」という。）について、調査研究の基本方針等の重要事項を審議するとともに、調査研究計画に対する助言等を行うことを目的とする検討委員会及び調査研究を行うに当たり人を対象とする医学系研究に関する倫理指針に適合しているか否か等について審議する倫理審査委員会を設置する。

また、その成果を公表するために、調査研究発表会を開催する。

第6 本事業の効果等に関する調査の取りまとめ

本事業の効率的・効果的な実施に資するため、産業保健関係者及び本事業の支援を受けた者に対する支援の有益度、効果等に係る調査（アウトカム調査）、未利用者に対するニーズや未利用の理由などの調査の結果を取りまとめ、本事業の利用拡大に当たり、調査結果を活用する。

第7 ストレスチェックの実施及び体制の整備に対する助成

ストレスチェック及び産業医の要件を備えた医師による面接指導等を小規模事業場が実施した場合の費用を助成するための事務を行う。

第5章 その他事業の運営に係る事項

第1 専門スタッフの委嘱について

1 委嘱手順

(1) 候補者の選定

候補者の選定に当たっては、資格要件、謝金基準に照らし合わせ、検討を行う。

なお、必要に応じて、都道府県医師会、郡市区医師会等の関係機関へ推薦依頼を行う。この場合、推薦依頼時に、関係機関に対し業務内容、業務形態、謝金基準、守秘義務等について説明する。

(2) 候補者への意思確認

候補者に対し業務内容、業務形態、謝金基準、守秘義務等について説明し、意思を確認する。

なお、関係機関から推薦していただく場合は、省略して差し支えない。

(3) 候補者への就任依頼

ア 候補者が他機関に所属している場合

- ・ 候補者あてに、就任依頼（様式県3）、承諾書（様式県4）、謝金等振込口座等確認書（様式県6）の記入及び必要な書類の提出を依頼する。
- ・ 候補者の所属機関の長又は所属機関の業務責任者あてに、承認書（様式県5）の記入を依頼する。

イ 候補者が他機関に所属していない場合

- ・ 候補者あてに、就任依頼（様式県3）、承諾書（様式県4）、謝金等振込口座確認書（様式県6）の記入及び必要な書類の提出を依頼する。

(4) 委嘱状

新規委嘱者に限り、承諾を得られた後に、委嘱状（様式県7-1）及び委嘱条件通知書（様式県7-2）を委嘱対象者へ送付又は直接渡す。

(5) 委嘱者の更新

更新に際しては、上記（3）について再度送付（様式県6は除く）し、継続の意志を確認することとし、委嘱状の発行は不要とする。

なお、年度毎に委嘱者の名簿を整理し、長期に渡り活動実績のない委嘱者がいないように留意すること。

(6) 委嘱者の退任・解任

委嘱者が退任しようとする場合又は産業保健総合支援センターが解任しようとする場合には、退任（解任）希望日の1月前までに申し出ることとし、双方で協議すること。

なお、次のいずれかに該当するときは、情状に応じてこれを解任することができる
こととしている。

- ア 法令及び機構の諸規程に違反したとき。
- イ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- ウ 機構の信用を傷つけるような行為があったとき。
- エ 機構に損失を及ぼすような行為があったとき。
- オ 重要な経歴を偽り、その他不正な手段によって委嘱されたとき。
- カ 前号に定めるもののほか、その他解任すべき重大な事由が発生したとき。

2 謝金

(1) 謝金単価

謝金単価は、別添5「専門スタッフ等謝金単価」のとおり。

(2) 謝金の支払いに係る留意事項

ア 時間単価の端数について

時間単価を適用する場合の支払単価は1時間とし、端数については30分未満切り捨て、30分以上は切り上げとする。

イ 移動に係る謝金の取扱い

相談対応、産業保健指導等の業務に携わる時間（以下「活動」という。）に含むとみなす移動に係る時間は、事務所又は事業場から別の事業場への移動時間とする。ただし、休憩時間は除く。

なお、自宅から事務所又は訪問先、訪問先から自宅への移動時間は活動時間外とする。

ウ 自宅等で電子メール等により相談対応を行った場合の取扱い

産業保健相談員、登録産業医及び登録保健師が自宅等で電子メール等により相談対応を行った場合には、相談対応1案件につき処理の対応時間を確認して、1時間を限度として謝金を支払う。

なお、その場合は、電子メールの回答等の証拠書類を保存しておくこと。

エ 報告書や資料作成に要する時間について

産業保健相談員、メンタルヘルス対策促進員、両立支援促進員、労働衛生工学専門員、登録産業医及び登録保健師が、活動に必要な事前準備や報告書作成等の業務（説明責任を負えると判断できる内容に限る）を行った場合は、謝金の対象とする。ただし、当該活動日に限ることとし、謝金の対象は1日の上限額内とする。

3 委嘱に当たっての留意事項

(1) 委嘱期間

全職種ともに1年以内とする。ただし、再任を妨げないものとする。

また、年度途中の委嘱については、当該年度の末日までとし、年度を跨がないこと。

(2) 年齢

年齢制限は特に定めない。ただし、委嘱可能な健康状態であることを確認のうえで委嘱すること。

(3) 地域メンタルヘルス対策推進特別アドバイザーの選任

メンタルヘルス対策に関する相談対応の体制の継続的な確保、職場のメンタルヘルス対策推進に係る地域ネットワークの構築と事例検討会等の効果的な実施、相談機関の登録促進等について助言を行うため、産業保健相談員の中から、「地域メンタルヘルス対策推進特別アドバイザー」を原則として1名程度選任すること。

(4) 産業保健アドバイザーの選任

機構本部に配置する産業保健アドバイザーは、産業保健相談員に準じて取り扱う。

(5) 報告

産業保健総合支援センターの運営主幹、地域産業保健センターの代表、地域運営主幹又はコーディネーターに異動があった場合は、速やかに本人の氏名、所属医師会、都道府県医師会又は郡市区医師会からの推薦書等及び委嘱年月日がわかる書類を産業保健課宛て送付すること。

第2 守秘義務

本事業の業務に関わる者又はこれらの職にあった者は、本事業に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

特に個人情報については、機構の個人情報保護規程に則って適正に管理する必要がある、産業保健総合センター及び地域産業保健センターの利用者情報、相談票等の個人情報の取扱いには十分留意すること。

第3 各種報告等

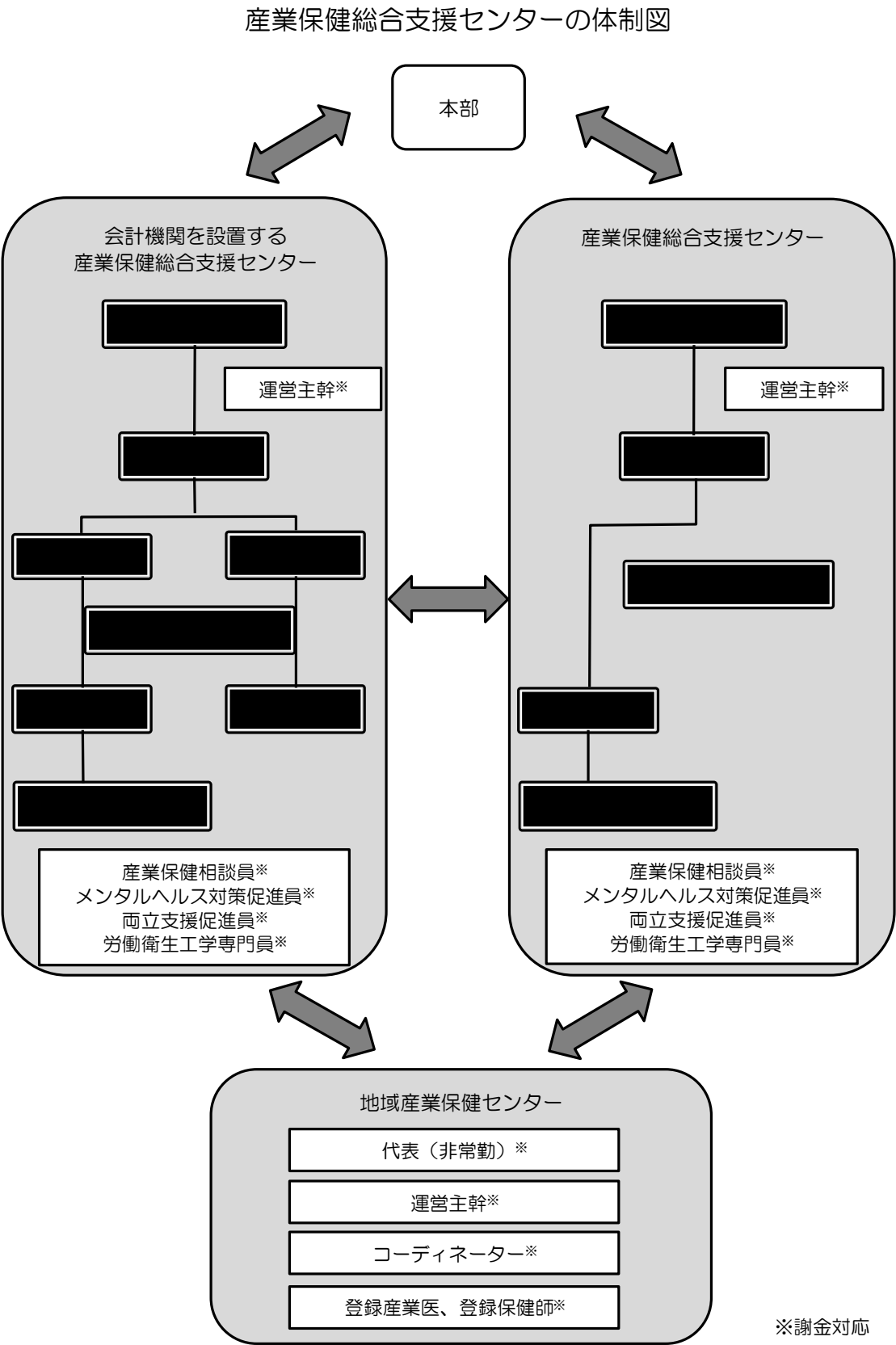
1 事業実績報告

産業保健総合支援センターは、デジエの入力により活動実績を機構本部産業保健業務指導課へ報告すること。

2 研修・相談の有益度調査

センターの研修又は相談の利用者に対して調査を実施し、上半期及び年間ごとに報告すること。

図 1 産業保健総合支援センターの組織体制図



別添一覧

- 別添 1 産業保健総合支援センターの専門スタッフの任用基準について
- 別添 2 地域産業保健センターの専門スタッフの任用基準について
- 別添 3 産業保健総合支援センター運営協議会開催要領
- 別添 4 相談機関の登録方法について
- 別添 5 専門スタッフ等謝金単価

別添 1 産業保健総合支援センターの専門スタッフの任用基準について

「産業保健活動総合支援事業実施要領（平成 26 年要領第 7 号）」別表 1（第 10 条関係）より

職種	要件等
運営主幹	産業保健及び都道府県内の産業保健事情に関する知見を有する者であって、都道府県医師会の推薦を受けた者。
産業保健相談員	次のいずれかの要件を満たすこと。 (産業医学) 1 大学又は研究機関において公衆衛生学、衛生学等産業保健に関連する分野を専攻する教授、准教授、助教又は主任研究員 2 日本産業衛生学会の指導医 3 労働衛生コンサルタントである産業医 4 日本医師会の認定産業医又は日本産業衛生学会の専門医であって産業医として相当の実務経験を有する者 5 その他産業保健に係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者 (労働衛生工学) 1 大学又は研究機関において労働衛生工学及び作業環境測定に関連する分野を専攻する教授、准教授、助教又は主任研究員 2 労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）及び第 1 種作業環境測定士である者であって、労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）及び第 1 種作業環境測定士として相当の実務経験を有する者 3 その他労働衛生工学及び作業環境測定に係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者 (労働衛生関係法令) 1 大学又は研究機関において労働衛生関係法令に関連する分野を専攻する教授、准教授、助教又は主任研究員 2 労働衛生関係法令を専門分野とする弁護士 3 労働衛生関係法令を専門分野とする社会保険労務士であって、社会保険労務士として相当の実務経験を有する者 4 都道府県労働局又は労働基準監督署において労働衛生関係法令の施行事務に相当期間従事した経験を有する者 5 その他労働衛生関係法令に係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者 (メンタルヘルス) 1 大学又は研究機関においてメンタルヘルスに関連する分野を専攻する教授、准教授、助教又は主任研究員 2 メンタルヘルスクエア研修を修了した産業医であって、産業医とし

職種	要件等
	てメンタルヘルスに関し相当の実務経験を有する者 3 メンタルヘルスを主として担当する産業医であって、産業医として相当の実務経験を有する者 4 その他メンタルヘルスに係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者 (カウンセリング) 1 大学又は研究機関においてカウンセリングに関連する分野を専攻する教授、准教授、助教又は主任研究員 2 産業カウンセラーであって、産業カウンセラーとして相当の実務経験を有する者 3 心理相談員であって、心理相談員として相当の実務経験を有する者 4 その他カウンセリングに係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者 (保健指導) 1 大学又は研究機関において保健学、看護学等保健指導に関連する分野を専攻する教授、准教授、助教又は主任研究員である医師又は保健師 2 労働衛生コンサルタントである産業医、保健師 3 産業医として、職場における保健指導に相当の実務経験を有する者 4 公益社団法人日本産業衛生学会の産業保健看護専門家制度登録者である保健師で、職場における保健指導に相当の実務経験を有する者 5 その他保健指導に係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる医師又は保健師 (その他) 1 上記の6分野以外の専門分野で委嘱する医師、歯科医師、保健師又は看護師 2 その他6分野以外の専門分野に関する有資格者
メンタルヘルス 対策促進員	次のいずれかの要件を満たすこと。 1 産業カウンセラー、保健師、臨床心理士又は社会保険労務士 2 事業場におけるメンタルヘルス対策に係る知識に関して上記1と同等以上の知見を有すると認められる者
両立支援促進員	次のいずれかの要件を満たすこと。 1 保健師、看護師又は社会保険労務士 2 労災病院又は治療就労両立支援センター等において治療と職業生

職種	要件等
	活の両立支援を行うコーディネーターとして従事しているMSW（メディカルソーシャルワーカー） 3 その他治療と職業生活の両立支援に係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者
労働衛生工学専門員	次のいずれかの要件を満たすこと。 1 衛生工学衛生管理者 2 労働衛生コンサルタント（労働衛生工学） 3 第1種作業環境測定士 4 その他労働衛生工学に関する知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者

別添２ 地域産業保健センターの専門スタッフの任用基準について

「産業保健活動総合支援事業実施要領（平成 26 年要領第 7 号）」別表 1（第 10 条関係）より

職種	要件等
地域窓口代表	郡市区医師会を代表する者であつて、当該医師会の推薦を受けた者。
地域運営主幹	産業保健及び地域の産業保健事情に関する知見を有する者であつて、郡市区医師会の推薦を受けた者。
コーディネーター	郡市区医師会、都道府県労働局、労働基準監督署、各事業者団体及び労働衛生機関等関係機関との連絡・調整が図れる者であつて、郡市区医師会の推薦を受けた者。
登録産業医	次のいずれかの要件を満たすこと。 1 労働安全衛生法第 13 条の 2 の要件を備えた医師 2 メンタルヘルスに対応可能な医師（活動は「メンタルヘルスに係る相談」、「長時間労働者に対する面接指導」又は「ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導」に限定される。）
登録保健師	次のいずれかの要件を満たすこと。 1 労働衛生に関する知識を有する保健師 2 メンタルヘルスに対応可能な保健師（活動は「メンタルヘルスに係る相談」に限る）

別添3 産業保健総合支援センター運営協議会開催要領 (平成26年要領第8号)

産業保健総合支援センター運営協議会開催要領

平成26年4月1日
要領第8号

改正 平成28年3月29日要領第2号

1 目的

本要領は、産業保健活動総合支援事業実施要領（平成26年要領第7号）第8条第4項の規定に基づき、産業保健総合支援センター（以下「センター」という。）に設置する産業保健総合支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の運営に必要な事項を定め、もって運営協議会の円滑な運営に資することを目的とする。

2 協議事項

運営協議会は、センター所長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) センターの事業計画
- (2) その他センターの事業の実施に関する重要事項

3 委員

(1) 運営協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- ① 都道府県労働局長
- ② 都道府県医師会長
- ③ 都道府県労働基準協会長
- ④ 運営主幹
- ⑤ 経営者団体の代表者
- ⑥ 産業保健に係る学識経験者
- ⑦ その他必要と認められる産業保健関係者（メンタルヘルス対策に関する関係者を含む。）

(2) センター所長及び運営協議会の委員は、相互にこれを兼ねることができない。

(3) 委員は、センター所長が委嘱する。

4 任期

- (1) 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- (2) 委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 会長等

- (1) 運営協議会に会長及び副会長をおく。

- (2) 会長及び副会長は、委員の中から互選により選任する。
- (3) 会長は、会務を総理する。
- (4) 副会長は、会長に事故あるとき又は欠けたときにその職務を代行する。

6 出席者等

- (1) 委員が運営協議会に出席できない場合は、当該委員の指名した代理人が運営協議会に出席できる。
- (2) 運営協議会が必要と認めた場合は、産業保健に関する関係者の意見を聴くことができる。

7 開催

- (1) 運営協議会は原則として年2回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。
- (2) 運営協議会は会長が招集する。

8 庶務

運営協議会の庶務は、センターにおいて行う。

9 謝金

会議出席に係る謝金については、別表の運営協議会謝金単価の定めるところによる。

10 その他

本要領に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表

運営協議会謝金単価

区分	日額（円）
会長	21,200
委員	19,100

別添 4 相談機関の登録方法について

1 登録

(1) 相談機関の登録の単位

相談機関の登録は、相談室を設けて面接による相談等のサービスを提供する事務所の単位毎に行うものとする。

(2) 登録事項

登録は次に掲げる登録事項を記載するものとする。

なお、登録番号については、申請者単位で基幹番号を振出し、当該申請者が複数の相談機関を登録する場合は枝番号を振り出すものとする。

- ① 登録番号（基幹番号）
- ② 登録年月日
- ③ 登録申請者の名称
- ④ 代表者の氏名
- ⑤ 登録申請者の住所
- ⑥ 複数の相談機関を登録する場合、その名称・所在地・登録番号（枝番号）

(3) 登録有効期間

登録の有効期間は3年とし、有効期間内に有効期間の更新変更があった場合に、更新の手続を行うものとする。その際には、新規の登録と同様の手続によって行うものとする。

(4) 個人情報保護

相談機関等に係る個人情報の保護については、当機構の個人情報保護規程に基づき厳格に取り扱うものとする。

2 相談機関登録手続業務

(1) 登録申請書類受付・記載事項確認等

a 登録申請書類受付

相談機関から下記の登録申請書類を正副2部受け付ける。受付後登録申請書類一式を確認し、その申請内容について不明な点がある場合は、機構本部から申請者に対して照会を行う。

（登録申請書類）

別紙 様式第1号「相談機関登録申請書」

別紙 様式第2号「登録相談機関自己適合確認書」

別紙 様式第3号「相談機関登録申請書添付書類チェックリスト」

b 登録申請書類確認・決裁

登録申請書及び添付書面について、申請者による自己適合確認が適切に行われていることをチェックリストを用いて確認後、実地調査又は聴聞により確認を行う。確認が終わり次第、機構本部産業保健・貸金援護部長を長とする相談機関登録基準適合確認委員会を開催し、自己適合確認が適切に行われていることを確認する。確認に当たって登録基準への適合につき疑義が生じた場合には、厚生労働省に照会することとする。当委員会における確認後、機構本部内で決裁する。

c 登録簿記載

機構本部内で決裁終了後、機構本部職員が、登録手続を行う。登録は、登録簿に1（2）の登録事項を記載してするものとする。

d 登録証の発行

登録終了後、登録証（様式第6号）を登録相談機関ごとに発行し、申請者に送付する。

e 登録相談機関情報のデータベース入力

dの登録証の発行に併せて、1（2）の登録事項及び以下の登録相談機関情報を、データベースに入力する。

【登録相談機関情報（登録相談機関自己適合確認書情報）（登録相談機関毎）】

- ① 登録番号（基幹番号－枝番号）
- ② 相談機関の名称
- ③ 相談機関の所在地
- ④ 相談機関の電話番号（FAX 番号）
- ⑤ 相談方法
- ⑥ サービス提供地域
- ⑦ 相談対応可能曜日及び時間
- ⑧ 相談機関公開情報の公開の方法（相談機関の希望に応じ機構ホームページに相談機関ホームページのリンクを設ける）

f 登録相談機関情報のセンター送信等（随時）

機構本部は、データベース入力した登録相談機関情報を、他地区の受託先等を通じて随時、産業保健総合支援センターに送信するとともに、機構本部ホームページに登録相談機関情報を掲載する。産業保健総合支援センターは、機構本部から送信された登録相談機関情報を整理し、下記2の相談機関の紹介及び事業の周知広報並びに支援センター利用者に対する情報提供に活用する。

（2）登録事項の変更

登録相談機関において登録事項に変更があった場合は、遅滞なく登録事項変更届を提出させることとする。

機構本部は、登録事項の変更を行う登録相談機関から提出される登録事項変更届出書類を正副2部受け付ける。その後は、1の登録と同様の手続を行う。

（登録変更届出書類）

別紙 様式第4号「登録事項変更届」

(3) 登録の廃止手続

登録相談機関が登録の廃止を行う場合は登録廃止届を提出させることとする。機構本部は、登録の廃止を行う登録相談機関から提出される登録廃止届出書類を正副2部受け付ける。受付後、登録廃止届出書類一式について内容を確認し、その登録廃止届出内容について不明な点がある場合は、機構本部から届出者に対して照会を行う。登録廃止届出書類一式に不備がないことを確認した後、登録廃止の手続を行う。

(登録廃止届出書類)

別紙 様式第5号「登録相談機関廃止届」

相談機関登録申請書

①申請者の 氏名又は名称	(フリガナ)					
②法人にあつては、 その代表者の氏名						
③申請者の住所	〒					
	TEL	—	—	FAX	—	—
④登録を申請する 相談機関の 名称・所在地	名称			所在地		
				〒		
				TEL	—	—
				FAX	—	—
				〒		
				TEL	—	—
			FAX	—	—	
			〒			
			TEL	—	—	
			FAX	—	—	

上記のとおり、「メンタルヘルス不調者等の労働者に対する相談機関による相談促進事業」に基づく相談機関への登録を申請します。

登録を申請する相談機関は、国が定める「相談機関の登録基準」に適合することを宣言し、登録相談機関自己適合確認書(様式第2号)及び添付書面に記載の事項は、事実と相違ありません。

なお、登録された場合において、貴機構の求めがあるときは、速やかに必要な事項を報告し、又は説明することを確約します。

平成 年 月 日

申請者

印

独立行政法人労働者健康安全機構 理事長 殿

備考

- ①申請者の氏名又は名称欄には、申請をしようとする者が法人である場合にあっては、法人の名称を記入すること。
- ③申請者の住所欄には、申請をしようとする者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地を記入すること。
- ④登録を申請する相談機関の名称・所在地欄には、それぞれの相談機関の名称及び所在地を記入すること。
- 登録相談機関自己適合確認書(様式第2号)、相談機関登録申請書添付書類チェックリスト(様式第3号)及び国が定める「相談機関の登録基準」を満たしていることを証する書面を添付すること。なお、複数の相談機関の申請を行う場合は、それぞれの相談機関について添付すること。
- この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

相談機関登録申請書添付書類チェックリスト

相談機関の名称	
連絡担当者の職・氏名	

国が定める「相談機関の登録基準」	必要な申請書添付資料 (添付資料を☐でチェックすること)
I 登録対象となる相談機関 (1) 事業者と契約を結び有料でその労働者に以下のサービスを提供する機関 ア 面接によるメンタルヘルスに関する相談 (個々の労働者の心の健康に関する相談に限る。) イ 面接によるメンタルヘルスに関する相談の結果に基づく適切な医療機関等への紹介 (2) 医療法上の医療提供施設以外の相談機関 II 相談機関の登録基準 1 相談体制に係る基準 (1) 基本方針 事業者及びその労働者へのサービスの提供に関する以下の基本方針を文書によって明確化していること。 ア 相談体制の質の確保 イ 個人情報の保護 ウ 事業者との連携 エ 医療提供施設との連携 オ サービスの提供に関する情報の公開 カ その他サービスの提供に関し重要な事項 (2) 相談対応者 相談機関は常勤の相談対応者を有するとともに、実務経験の少ない相談対応者については、ケースごとに十分な経験を有する相談対応者が指導する体制が確立されていること。また、相談対応者は、以下の要件を満たすものであること。 ア 相談対応者は、心理職(THPの心理相談担当者、臨床心理士、産業カウンセラー等をいう。)又は精神保健福祉士であること。 イ 常勤の相談対応者のうち、1名以上の者については、事業場内において、又は事業場外の相談機関(事業場との契約により相談を行うものに限る。)において、労働者を対象とする面接によるメンタルヘルスに関する相談の実務に5年以上従事(これらの相談業務を主な業務として行い、かつ当該機関において通常、1週間に3日以上従事した実績を有すること。)した経験を有すること。 (3) 提供するサービスの内容等	☐ 事業者と契約を結び有料でその労働者に左記サービスを提供する機関であることを示す資料 ☐ 医療法上の医療提供施設以外の相談機関である ☐ 基本方針の写 ☐ 相談対応者に係る資格証明書の写 ☐ 常勤者を明示した資料 ☐ 常勤の相談対応者の業務経験についての事業主証明等

ア 相談機関は、メンタルヘルスに関する相談等に関し以下のサービスを事業者に対して提供できること。 (ア) 労働者の心の健康問題について、相談対応者が労働者本人へのメンタルヘルスに関する相談等（面接によるメンタルヘルスに関する相談及び面接以外のメンタルヘルスに関する相談をいう。以下同じ。）に対応するほか、人事労務管理担当者、上司、同僚及び家族に対して、その労働者の心のケアのための相談・助言を行うこと。 (イ) メンタルヘルスに関する相談等の結果について、その件数、その特徴、事業場に存在すると考えられる問題点等を、契約事業場ごとに取りまとめ、事業場側の担当者との協議の場において報告・説明すること。 イ 相談機関は、メンタルヘルスに関する相談等に関して、以下の事項を公開していること。 (ア) 料金体系（精神科医による面接に係る費用の取扱いを含む。） (イ) 全ての相談対応者の氏名、有する資格及び経歴 (ウ) メンタルヘルスに関する相談等への対応等が可能な曜日及び時間 (エ) メンタルヘルスに関する相談等に関し、対応可能な方法 (オ) 関与する精神科医の氏名及び精神科医としての経歴並びに精神科医が所属する医療機関の名称・所在地 (カ) その他対応可能なサービスの内容 (キ) 面接によるメンタルヘルスに関する相談の実績又は事業者との契約の実績 (4) 精神科医の関与 ア 相談機関は、精神科医又は精神科医が所属する医療機関と契約し、精神科医によって以下の業務を行うとともに、当該業務の記録（担当精神科医の氏名及び確認印を含む。）を作成すること。 (ア) 相談機関の業務のあり方及び業務内容に対して、医学的な観点から助言を行うこと。 (イ) 面接によるメンタルヘルスに関する相談を希望するすべての労働者に対して、相談対応者による面接に先立ち面接を行い、その結果を相談機関に報告すること。 (ウ) 電話、メール等によるメンタルヘルスに関する相談等を行ったすべての労働者について、その内容について相談対応者から報告を受け、その内容について医学的な観点から審査すること。 (エ) 相談対応者が面接によるメンタルヘルスに関する相談を行った労働者について、相談対応者から、医学的な観点の相談を受けること。	☐ 顧客に対し左記サービスを提供し得ることを示した資料 ☐ 顧客に対し左記サービスを提供し得ることを示した資料 ☐ 公開情報の写（料金体系資料） ☐ 公開情報の写（相談対応者の氏名・資格・経歴を示した資料） ☐ 公開情報の写（対応可能曜日及び時間を示した資料） ☐ 公開情報の写（対応可能な方法を示した資料） ☐ 公開情報の写（関与する精神科医の氏名、経歴、所属する医療機関の名称、所在地を示す資料） ☐ 公開情報の写（その他対応可能なサービスの内容を示す資料） ☐ 公開情報の写（面接によるメンタルヘルスに関する相談の実績等を示す資料） ☐ 精神科医又は精神科医が所属する医療機関との契約書の写 ☐ 精神科医の関与による業務記録の様式 ☐ 精神科医の関与による業務記録の様式 ☐ 精神科医の関与による業務記録の様式 ☐ 精神科医の関与による業務記録の様式
---	--

(オ) 面接によるメンタルヘルスに関する相談の結果、医療上の措置を必要とすると判断される労働者に対して、速やかに適切な対応を図ること。 (カ) 相談対応者に対して、随時、教育・指導等を行うこと。 イ アに掲げる業務を行う精神科医は、以下のすべての要件を満たす者であること。 (ア) 精神科医としての臨床歴を5年以上有すること。 (イ) 以下の産業保健に関するいずれかの要件を満たすこと。 a 労働安全衛生法第13条第2項の要件を満たすこと。 b 以下のいずれかの産業保健に関する研修を受講していること。 (a) 財団法人産業医学振興財団が行う「精神科医等のための産業保健研修会」 (b) 日本産業精神保健学会が行う「精神科医のための産業保健講習会」 (c) 上記研修と同等以上の産業保健に関する研修	☐ 精神科医の関与による業務記録の様式 ☐ 精神科医の関与による業務記録の様式 ☐ 左記業務経験に係る本人又は所属する医療機関による証明書の写 ☐ 左記のいずれかの資格要件を示す証明書の写
2 相談対応者の能力向上のための体制に係る基準 (1) 研修教育 相談対応者の能力向上のため、定期的に講習会を実施し、又は外部の機関・学会等が開催する研修会・学会等に定期的に参加させる体制が確立されていること。 (2) ケースに関するグループ討議 相談対応者の能力向上のため、個々の相談対応者の相談したケースについて、相談機関の常勤及び非常勤の相談対応者を集め、精神科医の指導を受けつつグループ討議を定期的に行っていること。	☐ 左記事項に係る職員研修計画等の写 ☐ 左記事項に係る職員研修計画等の写
3 個人情報保護に関する措置に係る基準 (1) 個人情報の保護に関する規程の整備 相談機関においては、次のアからエまでに掲げるすべての定めを含む個人情報保護のための規程が整備されていること。 ア メンタルヘルスに関する相談等を行った労働者の個人情報について、相談機関が定める規程及び法令等に規定する場合を除き、その所属する事業者その他第三者に漏洩してはならないこと。 なお、個人情報の保護は、緊急に医療上の措置を必要とすると判断される労働者（希死念慮を有する場合等）への対応を妨げるものであってはならない。 イ メンタルヘルスに関する相談等の結果、労働者の心の健康に影響を与えていると考えられる事業場の問題が	☐ 左記アからエまでに掲げるすべての定めを含む個人情報保護規程の写

認められる場合、事業者との連携をとることの必要性を労働者に説明し、労働者の承諾が得られた場合には、事業者に対して当該問題について必要な報告を行うこと。	
ウ メンタルヘルスに関する相談等の結果、自傷他害のおそれ認められるなど、事業者として緊急に対応をとることが必要であると考えられる労働者について、事業者に必要な情報を通知すること。なお、この場合であっても、可能な限り労働者の同意をとること。	
エ 個人情報に関する取扱いについては、契約前に事業者と調整し、上記アからウまでを含む取決めをすること。この際、メンタルヘルスに関する相談等を受けた労働者の不利益となる取決めは行わないこと。	
(2) 個人情報保護に関する誓約書 相談機関においては、役員、相談対応者等の職員及び提携機関から個人情報保護に関する誓約書を提出させていること。	☐ 個人情報保護に関する誓約書の写
(3) 個人情報保護のための相談室の整備 相談機関内の面接によるメンタルヘルスに関する相談を行うための相談室は、プライバシーが確保される構造(相談の音声が入部外に漏れず、外部から容易に覗ける構造となっていないこと。)のものが必要数確保されていること。ただし、火災等の緊急時に、緊急に避難の連絡が可能であり、かつ避難経路が確保されているものでなければならない。	☐ 相談室の構造を示す図面の写 ☐ 相談室から外までの避難経路を示す図面の写
(4) 執務室への関係者以外立ち入り禁止措置 電話、メール等によるメンタルヘルスに関する相談等、個人情報を取り扱う情報端末の操作、個人情報が記された書類等の取扱い等は、職務の性質上やむを得ない場合を除き、関係者以外の者の立ち入りが禁止された執務室において行うこと。	☐ 左記事項に係る規程等の写
4 その他の基準	
(1) 書類の保存 相談機関においては、メンタルヘルスに関する相談等を行った労働者個人の記録を作成し、5年以上保存すること。	☐ 相談個人記録の様式 ☐ 相談個人記録の保存について定めた規程等の写
(2) 相談機関のウェブサイト、パンフレット等において、社会通念上、労働者のメンタルヘルス対策を進める上でふさわしくない記述を行っていないこと。	☐ ウェブサイトのアドレス ☐ 相談機関のパンフレット等

登録事項変更届

①登録番号	第 一 号	登録相談機関 名称	
②届出者(申請者) の 氏名又は名称	(フリガナ)		
③法人にあつては、 その代表者 の氏名			
④届出者(申請者) の住所	〒 TEL — — FAX — —		
⑤変更事項 (○をつけてくだ さい。)	申請者名称、申請者代表者、申請者住所、申請者電話番号、申請者FAX番号、相談機関 名称、相談機関住所、相談機関電話番号、相談機関FAX番号		
変更前			
変更後			
⑥変更年月日			
⑦変更の理由			

平成 年 月 日

届出者
(申請者)

印

独立行政法人
労働者健康安全機構 理事長 殿

備考

- ②届出者の氏名又は名称欄には、届出をしようとする者が法人である場合にあっては、法人の名称を記入すること。
- ④届出者の住所欄には、届出をしようとする者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地を記入すること。
- ⑤変更事項欄には、相談機関登録申請書(様式第1号)に記載の項目のうち、変更があった項目について記入すること。
- この届出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

登録相談機関廃止届出書

①登録番号	第 ー 号	登録相談機関名称	
②届出者の 氏名又は名称	(フリガナ) -----		
③法人にあっては、 その代表者 の氏名			
④届出者の住所	〒 ー TEL ー ー FAX ー ー		
⑤廃止年月日			
⑥廃止の理由			

平成 年 月 日

届出者

印

独立行政法人
労働者健康安全機構 理事長 殿

備考

- 1 ②届出者の氏名又は名称欄には、届出をしようとする者が法人である場合にあっては、法人の名称を記入すること。
- 2 ④届出者の住所欄には、届出をしようとする者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 この届出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

登 録 証

住 所 ○○

氏名又は名称 ○○

登 録 年 月 日 平成○○年○○月○○日
(有効期限 平成○○年○○月○○日)
登 録 番 号 第 ー 号
登録相談機関名 ○○

上記の相談機関は、厚生労働省の定める登録基準（平成 20 年 6 月 19 日付け基安労発第 0619001 号の別紙 1）に適合していると認められるので、「事業場外資源のうちメンタルヘルス相談の専門機関」として登録したことを証します。

平成○○年○○月○○日

独立行政法人労働者健康安全機構
理事長 有賀 徹

別添 5 専門スタッフ等謝金単価

「産業保健活動総合支援事業実施要領（平成 26 要領第 7 号）」別表 2（第 10 条関係）より

1 産業保健総合支援センター

（1）運営主幹

	時間単価（円）	1 日当たり上限額 （円）
運営主幹	12,300	36,900

（2）産業保健相談員、メンタルヘルス対策促進員、両立支援促進員及び労働衛生工学専門員

ランク		区分	時間単価 (円)	1 日当たり 上限額 (円)
医師			12, 300	36, 900
医 師 以 外	A	大学教授又はその相当職	9, 500	28, 500
	B	大学准教授、弁護士又はその相当職	9, 000	27, 000
	C	大学講師、助教、主任研究員又はその相当職	8, 500	25, 500
	D	衛生工学衛生管理者、労働衛生コンサルタント、第 1 種作業環境測定士、社会保険労務士、産業カウンセラー、心理相談員又はこれらと同等以上の知見を有する者	5, 500	16, 500

※ メンタルヘルス対策促進員が機構本部指示により電話相談窓口で対応した場合に限り、上記によらず時間単価 1,850 円とし、対応に要した時間に応じた謝金を支払うものとする。

2 地域窓口

（1）代表、地域運営主幹、コーディネーター、登録産業医、登録保健師

	時間単価（円）	1 日当たり上限額（円）
代表	12,300	36,900
地域運営主幹	12,300	36,900
コーディネーター	2,000	10,000
登録産業医（※）	12,300	36,900
登録保健師（※）	5,500	16,500

※ 登録産業医及び登録保健師が、事業場に赴いて専門的相談に対応した際に、併せて産業保健指導を実施した場合に限り、1 日当たり上限額にかかわらず当該活動に要した時間に応じた謝金を支払うものとする。

3 共通事項

(1) 執筆謝金

ランク	区分	1 頁単価(円)	上限額(円)
A	大学教授、会社部長以上の者又はその相当職	7,500	30,000
B	大学准教授、医師、弁護士、会社課長以上の者 又はその相当職	7,000	
C	大学講師、主任研究員、衛生工学衛生管理者、 労働衛生コンサルタント、第1種作業環境測定 士、社会保険労務士、産業カウンセラー、心理 相談員、会社課長代理以上の者又はこれらと同 等以上の知見を有する者	6,500	

※ 単価は1頁(1,200字程度)を原則とする。

※ 機構本部で作成する研修用テキスト等の教材の執筆謝金に限り、上記によらず、
原稿用紙(日本語400字)1枚当りの単価を1,500円(上限額100,000円)とする。

(2) 外部講師

ランク	区分	時間単価(円)	1日当たり 上限額(円)
医師		12,300	36,900
医 師 以 外	A 大学教授又はその相当職	9,500	28,500
	B 大学准教授、弁護士又はその相当職	9,000	27,000
	C 大学講師、助教、主任研究員又はその相当職	8,500	25,500
	D 衛生工学衛生管理者、労働衛生コンサルタント、 第1種作業環境測定士、社会保険労務士、 産業カウンセラー、心理相談員又はこれらと同 等以上の知見を有する者	8,500	25,500

様式一覧

<産業保健総合支援センター用>

- 様式県 1 産業保健相談票
- 様式県 2 メンタルヘルス対策促進員による個別訪問支援記録票
- 様式県 3 候補者本人への就任依頼
- 様式県 4 候補者本人用承諾書
- 様式県 5 所属機関用承認書
- 様式県 6－1 謝金等振込口座確認書
- 様式県 6－2 源泉徴収に係る届出書
- 様式県 7－1 委嘱状
- 様式県 7－2 委嘱条件通知書
- 様式県 8（例） プレス発表
- 様式県 9 委嘱内申書（廃止）
- 様式県 10 活動報告書（運営主幹・産業保健相談員用）
- 様式県 11 活動報告書（メンタルヘルス対策促進員用）
- 様式県 12 ワンストップ対応記録台帳

<地域産業保健センター用>

- 様式地 1（例） 健康相談・面接指導利用申込書
- 様式地 2（例） 健康相談・面接指導実施台帳
- 様式地 3（例） 産業保健活動記録票
- 様式地 4（例） 医師による面接指導申出書
- 様式地 5（例） 労働時間等に関するチェックリスト
- 様式地 5 の 2 ストレスチェック実施状況報告書
- 様式地 6（例） 面接指導結果報告書及び事後措置に係る意見書
- 様式地 7（例） 健康相談記録票
- 様式地 8（例） コーディネーター相談記録票
- 様式地 9（例） イベント等の記録票

○様式地 10－1	活動報告書（登録産業医・登録保健師・労働衛生工学専門員用）
○様式地 10－2	活動報告書（コーディネーター用）
○様式地 10－3	活動報告書（代表・地域運営主幹用）
○様式地 11	月間報告送付表
○様式地 12	物品等要求依頼書

○様式県 1 産業保健相談票（表面）

様式 1

(28.4.1改正)

副所長	管理課長	業務課長	労働衛生専門職	担当者	

産業保健相談票

[illegible]

○様式県 1 産業保健相談票（裏面）

回	答	
相談項目小分類 ※該当する項目番号に○印をつけてください。		
大分類1 労働衛生管理		
1 統括安全衛生管理者の選任、職務	2 衛生管理者の選任、職務	3 安全衛生推進者の選任、職務
4 産業医の選任、職務	5 衛生委員会の設置、活動	6 その他労働衛生管理に関する事
大分類2 作業環境管理		
1 作業環境測定、基準	2 作業環境測定の評価	3 作業環境の改善
4 その他作業環境測定に関する事		
大分類3 作業管理		
1 作業時間の適正化	2 作業方法等の改善	3 保護具に関する事
4 その他作業管理に関する事		
大分類4 健康管理		
1 労働者の健康管理全般	2 母性健康管理	3 海外派遣労働者の健康管理
4 一般健康診断	5 雇入時の健康診断	6 特殊健康診断
7 労災保険二次健診	8 健康診断の実施方法	9 保健指導の方法
10 健康診断の事後措置	11 健康診断結果報告書	12 健康管理手帳
13 健康管理に関する個人情報保護	14 健康管理に関する統計の作成に関して	15 職業性疾病の診断・治療・認定基準
16 職場における感染症対策	17 健康づくり	18 その他健康管理に関する事
大分類5 労働衛生教育		
1 雇入れ時の教育	2 作業内容変更時の教育	3 危険有害業務の就業時の教育
4 労働衛生教育の実施方法に関して 5 その他労働衛生教育に関する事		
大分類6 労働安全衛生マネジメントシステム／リスクアセスメント		
1 危険性・有害性等の調査	2 危険性・有害性等の調査結果に基づく措置・継続的労働衛生管理	
3 有害因子の性質、調査方法	4 その他労働安全衛生マネジメントシステム／リスクアセスメントに関する事	
大分類7 化学物質による健康障害防止対策		
1 危険有害情報の伝達（表示、SDSの交付）	2 化学物質へのばく露防止対策	3 新規化学物質の有害性の調査
4 化学物質によるがん	5 その他化学物質による健康障害防止対策に関する事	
大分類8 石綿による健康障害防止対策		
1 石綿ばく露防止対策		
大分類9 粉じん障害防止対策		
1 粉じん対策の実施（換気装置・呼吸用保護具・健康診断等）		
大分類10 物理的因子による疾病・酸素欠乏症等の疾病対策		
1 高気圧障害の防止対策	2 酸素欠乏症の防止対策	3 電離放射線障害の防止対策
4 騒音障害の防止対策	5 腰痛の防止対策	6 熱中症の防止対策
7 VDT作業	8 その他物理的因子による疾病・酸素欠乏症等の疾病対策	
大分類11 健康の保持増進（職場におけるメンタルヘルス対策を除く）		
1 心身両面にわたる健康の保持増進（THP）	2 職場における受動喫煙対策	
3 その他健康の保持増進に関する事（職場におけるメンタルヘルス対策を除く）		
大分類12 職場におけるメンタルヘルス対策（ストレスチェック制度を除く）		
1 教育研修の実施（管理監督者）	2 教育研修の実施（労働者）	3 職場環境等の把握と改善
4 メンタル不調者の早期発見と適切な対応	5 職場復帰支援	6 事業場における実態の把握
7 「心の健康づくり計画」の策定	8 事業場内体制の整備	9 衛生委員会での調査審議（ストレスチェック以外）
10 休職、復職に関して	11 個別事案への対応に関して	12 東日本大震災に係る対応等について
13 その他職場におけるメンタルヘルス対策に関する事		
大分類13 過重労働における健康障害防止対策		
1 過重労働による健康障害	2 過重労働による健康障害防止のための対策の実施	
3 長時間労働者の面接指導	4 その他過重労働における健康障害防止対策に関する事	
大分類14 快適職場の形成促進		
1 快適職場環境形成のための措置の実施	2 その他快適職場の形成促進に関する事	
大分類15 ストレスチェック制度		
1 ストレスチェック制度について	2 ストレスチェック制度の導入（衛生委員会等）	3 面接指導の実施方法
4 集団ごとの集計・分析等	5 労働者に対する不利益な取扱いの防止	6 労働者の健康情報の保護
7 その他ストレスチェック制度に関する事		
大分類16 治療と職業生活の両立支援		
1 教育研修の実施	2 事業場内体制の整備	3 事業場の勤務・休暇制度の整備
4 情報共有のための仕組み	5 衛生委員会での調査審議	6 両立支援の進め方
7 両立支援プラン・職場復帰支援プラン	8 事業場と労働者・主治医との連絡調整	9 がん患者に対する留意事項
10 個別事案への対応	11 その他治療と職業生活の両立支援に関する事	
大分類17 その他		
1 健康・衛生一般に関して	2 その他法令解釈に関する事	

〇様式県2 メンタルヘルス対策促進員による個別訪問支援記録票（表面）

様式県2 (28.4.1改正)												
副所長	労働衛生 専門職	担当者										
				促進員 氏名								
メンタルヘルス対策促進員による個別訪問支援記録票 訪問日 平成 年 月 日												
事業場又は 団体名												
所在地	〒											
電話番号				FAX				E-mail				
ワンストップ サービス	☐ 該当する ☐ 該当しない			紹介元			地域産業保健センター					
業種	☐ 製造業	☐ 建設業	☐ 運送業	☐ 電気・ガス・水道	☐ 情報通信業	☐ 卸・小売業	☐ 金融・保険業	☐ 不動産業	☐ 飲食・宿泊業	☐ 医療・福祉	☐ 教育、学習支援業	
	☐ サービス業（その他）	☐ その他				主な事業 内容						
事業場規模	☐ 1000人以上	☐ 300～900人	☐ 100～299人	☐ 50～99人	☐ 50人未満	労働者数	人					
対応者	部署名					氏名			訪問時間	:	～	:
対応者職	☐ 産業医	☐ 保健師・看護師	☐ 事業主	☐ 労務管理担当	☐ 衛生管理者	その他						
支援内容	支援項目					支援内容						
	衛生委員会にかかる支援											
	事業場における実態の把握にかかる支援											
	「心の健康づくり計画」の策定にかかる支援											
	メンタルヘルス対策のための事業場内体制の整備にかかる支援											
	職場環境等の把握と改善にかかる支援											
	メンタルヘルス不調者の早期発見と適切な対応にかかる支援											
	職場復帰にかかる支援 （職場復帰支援プログラムの作成支援を除く）											
	教育研修の実施にかかる支援 （管理監督者及び若年労働者向けメンタルヘルス教育の実施を除く）											
	ストレスチェック制度の導入に関する支援											
	職場復帰支援プログラム作成支援					裏面に記載すること						
	管理監督者向けメンタルヘルス（ストレスチェック含む）教育の実施					対象者 人						
	若年労働者向けメンタルヘルス教育の実施					対象者 人						
【その他支援記録簿】												
						訪問事業場確認						

○様式県2 メンタルヘルス対策促進員による個別訪問支援記録票（裏面）

職場復帰支援プログラム作成支援経過表							
1 回 目	支援日		事業場対応者	訪問事業場 確認			
	支援内容			作成経過及び評価			
2 回 目	支援日		事業場対応者	訪問事業場 確認			
	支援内容			作成経過及び評価			
3 回 目	支援日		事業場対応者	訪問事業場 確認			
	支援内容			作成経過及び評価			
4 回 目	支援日		事業場対応者	訪問事業場 確認			
	支援内容			作成経過及び評価			
5 回 目	支援日		事業場対応者	訪問事業場 確認			
	支援内容			作成経過及び評価			
専門家等チームによる多角的検討							
検討日 (支援日)		構 成 員		☐ 相談員 ☐ 促進員		☐ 相談員 ☐ 促進員	
				☐ 相談員 ☐ 促進員		☐ 相談員 ☐ 促進員	
				☐ 相談員 ☐ 促進員		☐ 相談員 ☐ 促進員	
検討内容				検討結果			
検討日 (支援日)		構 成 員		☐ 相談員 ☐ 促進員		☐ 相談員 ☐ 促進員	
				☐ 相談員 ☐ 促進員		☐ 相談員 ☐ 促進員	
				☐ 相談員 ☐ 促進員		☐ 相談員 ☐ 促進員	
検討内容				検討結果			

○様式県3 候補者本人への就任依頼

○○産保発第 号
平成 年 月 日

○○ ○○ 殿

独立行政法人労働者健康安全機構
○○産業保健総合支援センター所長

○○産業保健総合支援センター●●●〔□□地域産業保健センター■●●〕
の就任依頼について

平素より、当センター〔地域産業保健センター〕の事業につきましては、多大なる御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、貴殿に当センター●●●〔□□地域産業保健センター■●●〕として御就任いただきたくお願い申し上げます。

なお、御承諾のうえは、お手数ですが同封の「承諾書」（及び「承認書」）を○月○日までに御返送くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

また、委嘱期間は平成○○年3月31日までとなりますが、次年度以降の再任に当たっては、その都度承諾書等により継続の御意思を確認させていただきます。

おって、後日発行いたします委嘱状の発行は、次年度以降は省略させていただきますので予め御了知願います。

記

職 名：●●●（産業保健相談員の場合は分野も記載）〔■●●〕

所属センター：○○産業保健総合支援センター〔□□地域産業保健センター〕

勤務場所：○○県○○市○○区○○町○○番地

職務内容：＜具体的な内容を記載＞

（例）産業保健総合支援センターにおける相談対応及び研修講師等
〔地域窓口における小規模事業場からの相談対応及び産業保健指導等〕

委嘱期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日

報 酬：時間単価 □，□□□円 （一日当たり上限額■●●，■●●円）

○様式県 4 候補者本人用承諾書

(本人用)

承諾書

私は、○○産業保健総合支援センター●●●〔□□地域産業保健センター■
■■〕に就任することを承諾いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏 名

印

医師免許番号【 】

※医師の方のみ御記入ください。

○○産業保健総合支援センター所長 殿

○様式県 5 所属機関用承認書

(所属機関用)

承認書

今般、○○所属○○○○が、○○産業保健総合支援センター●●●(□□地域産業保健センター■ ■ ■)に就任することを承認いたします。

平成 年 月 日

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

○○産業保健総合支援センター所長 殿

○様式県 6－1 謝金等振込口座確認書

氏名 _____ ○○ 様

謝金等振込口座確認書

謝金等の振込金融機関の口座について、ご記入ください。

金融機関名	
口座の種類	
口座番号	
ふりがな 口座名義	

(備考)

1 交通費の計算のために、センターに来る際の交通手段等について教えてください。

・自動車の場合

自宅（又は勤務先）～センター _____ k m

・公共交通機関の場合

利用交通機関 電車 ・ バス ・ その他 (_____)

自宅（又は勤務先）の最寄駅 _____ 駅

センターの最寄駅 _____ 駅

2 支払調書等発行のため、ご自宅の住所を教えてください。

〒

○様式県 6－2 源泉徴収に係る届出書

源泉徴収に係る届出書

○○産業保健総合支援センター所長 殿

[申出日] 平成 年 月 日

[申出者] 所 属

職 名

氏 名

謝金等振込口座確認書により提出した口座は、自らが所属する法人の口座であり、当該法人には独立行政法人労働者健康安全機構○○産業保健総合支援センターから源泉徴収せずに謝金、交通費が振り込まれる旨を申し伝えてあります。

○様式県 7－1 委嘱状

委 嘱 状

(氏名) ○○ ○○	
○○産業保健総合支援センター●●●〔□□地域産業保健センター■●●〕 を委嘱する。	
平成 年 月 日 独立行政法人労働者健康安全機構 ○○産業保健総合支援センター所長 ○○ ○○	

○様式県 7－2 委嘱条件通知書

委嘱条件通知書

1 職名

●●● (産業保健相談員の場合は分野も記載) [■■■]

2 所属センター

○○産業保健総合支援センター [□□地域産業保健センター]

3 勤務場所

○○県○○市○○区○○町○○番地

4 職務内容

＜具体的な内容を記載＞

(例) 産業保健総合支援センターにおける相談対応及び研修講師等
[地域窓口における小規模事業場からの相談対応及び産業保健指導等]

5 委嘱期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

※委嘱期間満了により、本委嘱は終了するものとする。ただし、委嘱期間満了となるまでに継続の意思確認を行い、承諾書により継続の意思が確認された場合には、委嘱期間を更新するものとする。

なお、委嘱者が退任しようとする場合又は産業保健総合支援センターが解任しようとする場合には、退任(解任)希望日の1月前までに申し出ることとし、双方で協議すること。

6 報酬

時間単価 □□, □□□円 (一日当たり上限額■■■, ■■■円)

7 その他

委嘱期間の変更及び更新に際しては、委嘱状は交付しないこととする。

○様式県 8（例） プレス発表

独立行政法人
労働者健康安全機構発表
平成 28 年○月○日

担 当	独立行政法人
	労働者健康安全機構
	産業保健課長 ○○ ○○
	産業保健班長 ○○ ○○
	電話 044-556-9865(直通)

ストレスチェック制度に係る利用案内

～ストレスチェック制度が始まります～

事業の詳細については、機構本部または産業保健総合支援センターへお問い合わせください。

当機構のホームページ (<http://www.johas.go.jp/>)

※「独立行政法人労働者健康安全機構」

厚生労働省所管の独立行政法人。平成 16 年4月1日設立。労働者の業務上の負傷又は疾病に関して、働く人の視点に立って被災労働者などが早期に職場復帰し、疾病の治療と職業生活の両立が可能となるような支援を推進し、職業性疾病について臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査・研究、その成果の普及を行うことにより労働者の健康及び安全の確保を図るほか、未払賃金の立替払事業等を行っており、全国に労災病院（吉備高原医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを含む。）、産業保健総合支援センター、労働安全衛生総合研究所、日本バイオアッセイ研究センターの施設を設置・運営している。

機構本部所在地：神奈川県川崎市幸区堀川町580番地

○様式県 10 活動報告書（運営主幹・産業保健相談員用）

様式県10

所長	副所長	課長	担当者

活動報告書

(/)

労働衛生専門職

平成 年 月分

産業保健総合支援センター

運営主幹・産業保健相談員

氏名

印

日 ()	活動場所： 1 センター 2 その他 ()		
具体的活動内容	活動時間： 時 分～ 時 分（うち実活動 時間）		
※活動内容を記載。事業場等訪問先がある場合は、以下に記載する。			
【 時 分～ 時 分（休憩 時間）】			
訪問先名	活動時間	交通手段及び経路	
	時 分～ 時 分	自家用車 電車 バス その他 () (~)	
日 ()	活動場所： 1 センター 2 その他 ()		
具体的活動内容	活動時間： 時 分～ 時 分（うち実活動 時間）		
※活動内容を記載。事業場等訪問先がある場合は、以下に記載する。			
【 時 分～ 時 分（休憩 時間）】			
訪問先名	活動時間	交通手段及び経路	
	時 分～ 時 分	自家用車 電車 バス その他 () (~)	

- 1) 活動時間は、当該活動日における開始時間と終了時間を通算で記載し、そのうち、相談や指導等に要した実活動時間を () 内に記載すること。
- 2) 活動場所の「その他」に印を付けた場合は、記載欄に活動場所、内容を記載すること。
- 3) 事業場における活動時間は、当該活動に要した時間を記載すること。
- 4) 公共交通機関を複数利用する場合は、それぞれの区間を記載すること。

○様式県 11 活動報告書（メンタルヘルス対策促進員用）

様式県11

(/)

所長	副所長	課長	担当者

活動報告書

労働衛生専門職

平成 年 月分

産業保健総合支援センター

メンタルヘルス対策促進員

氏名

印

日 ()	活動場所： 1 事業場 2 その他 ()
具体的活動内容	活動時間： 時 分～ 時 分 (うち実活動 時間)
※活動内容を記載。事業場等訪問先がある場合は、以下に記載する。	
【 時 分～ 時 分 (休憩 時間) 】	
訪問先名	活動時間 時 分～ 時 分 交通手段及び経路
	自家用車 電車 バス その他 () (～)
	自家用車 電車 バス その他 () (～)
	自家用車 電車 バス その他 () (～)
日 ()	活動場所： 1 事業場 2 その他 ()
具体的活動内容	活動時間： 時 分～ 時 分 (うち実活動 時間)
※活動内容を記載。事業場等訪問先がある場合は、以下に記載する。	
【 時 分～ 時 分 (休憩 時間) 】	
訪問先名	活動時間 時 分～ 時 分 交通手段及び経路
	自家用車 電車 バス その他 () (～)
	自家用車 電車 バス その他 () (～)
	自家用車 電車 バス その他 () (～)

- 1) 活動時間は、当該活動日における開始時間と終了時間を通算で記載し、そのうち、相談や指導等に要した実活動時間を () 内に記載すること。
- 2) 活動場所の「その他」に印を付けた場合は、記載欄に活動場所、内容を記載すること。
- 3) 事業場における活動時間は、当該活動に要した時間を記載すること。
- 4) 公共交通機関を複数利用する場合は、それぞれの区間を記載すること。
- 5) 自宅～センターの経路についても、4) に準じて記載すること。

○様式県 12 ワンストップ対応記録台帳

ワンストップ対応記録台帳										様式県 12	
No.	日付	依頼元 ○○地産保	要請相手 △△地産保	連絡手段 電話・メール・ FAX	相談内容	支援要請先の事業場			情報フィードバック	備考	
						担当者	郵便番号	住所			
						電話番号					
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											

【注】 この記録は事業統計及び実態調査に使用するため、必ず記載すること。

○様式地 1（例） 健康相談・面接指導利用申込書

様式地 1（例）

健康相談・面接指導 利用申込書

事業場	事業場名	
	所在地	〒
	労働者数	(男： 人) (女： 人) (計： 人)
	事業内容	
	代表者	職名： 氏名：
	担当者	職名： 氏名： 電話： FAX：
	本社、親企業等の情報※	本社、親企業等の名称 () 事業場の属する本社、親企業等の全労働者数 (人) 本社、親企業等の産業医数 (産業医 名、内専属産業医 名)
相談内容 (希望するものに○)	1 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談 (対象者 名) 2 健康診断の結果についての医師の意見聴取 (対象者 名) 3 長時間労働者に対する面接指導 (対象者 名) 4 高ストレス者に対する面接指導 (対象者 名) 5 その他 () (対象者 名)	
事業場訪問	1 希望する 2 希望しない	
その他連絡事項等		

※ 申込事業場が企業の支店、営業所、工場や子会社等の場合、当該企業又は親企業の情報をご記入ください。
 なお、本事業は企業規模で常時50人未満の小規模事業場を優先的に対応いたします。

※ 労働者本人からの申込みの場合は、担当者欄にご本人の氏名をご記入のうえ、氏名の後ろに「本人」と注記してください。

※ 本用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

※下記事項をご一読いただき、いずれかにチェックをしてください。

チェック欄
はい いいえ

- 1 就業する事業場は50人未満です。
- 2 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。
- 3 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。

☐	☐
☐	☐
☐	☐

健康相談・面接指導実施台帳

○様式地 2 (例) 健康相談・面接指導実施台帳

番号	受付・連絡・実施	相談者	事業場名等	相談内容※	担当医師・保健師・労働衛生工学専門員名	備考
	受付： 年 月 日 連絡： 年 月 日 実施： 年 月 日	氏名： 1 事業者 2 本人 3 その他	名称： 所在地： 連絡担当者： 電話： FAX：	1・2・3 4・5 その他 []		
	受付： 年 月 日 連絡： 年 月 日 実施： 年 月 日	氏名： 1 事業者 2 本人 3 その他	名称： 所在地： 連絡担当者： 電話： FAX：	1・2・3 4・5 その他 []		
	受付： 年 月 日 連絡： 年 月 日 実施： 年 月 日	氏名： 1 事業者 2 本人 3 その他	名称： 所在地： 連絡担当者： 電話： FAX：	1・2・3 4・5 その他 []		
	受付： 年 月 日 連絡： 年 月 日 実施： 年 月 日	氏名： 1 事業者 2 本人 3 その他	名称： 所在地： 連絡担当者： 電話： FAX：	1・2・3 4・5 その他 []		

※相談内容の区分は次のとおり

1. 労働者の健康管理（ストレスを含む）に係る相談 2. 健康診断の結果についての医師の意見聴取 3. 長時間労働者に対する面接指導 4. 高ストレス者に対する面接指導
 ※相談内容の「5 その他」欄には、その他助言指導等（健康相談に伴せての作業環境管理、メンタルヘルス対策、その他労働衛生の助言指導の有無）を記入。

○様式地 3（例） 産業保健活動記録票

様式地 3（例）										(28. 4. 1改正)	
産業保健活動記録票											
○○ 地域産業保健センター											
事業場名						労働者数	男		人		
							女		人		
							合計		人		
事業主職氏名						安全衛生推進者／					
						衛生推進者氏名					
所在地											
事業内容											
ワンストップサービス	1. 該当する（○○産業保健総合支援センター・地域産業保健センター） 2. 該当しない										
労働災害発生状況 (休業4日以上)	平成	年	件、	平成	年	件、	平成	年	件		
業務上疾病件数	平成	年	件、	平成	年	件、	平成	年	件		
私傷病休業者数	平成	年	件、	平成	年	件、	平成	年	件		
	健康診断実施状況			管理体制		設備等		作業環境			
	実施日	受診者数	有所見者数	作業主任者	特別教育	局排設置	保護具	環境測定	管理区分		
一般											
有機											
鉛											
特化											
石綿											
粉じん											
高気圧											
電離											
除染電離											
騒音											
VDT											
その他											
休憩室	有・無			救急用具			有・無				
指導・助言内容											
訪問日 年 月 日											
*労働者に対する健康講話の実施 有・無											
テーマ： 参加人数： 人											
連絡事項											
訪問者氏名 医師 _____ 保健師 _____											
労働衛生工学専門員 _____											
訪問事業場確認											

○様式地 4（例） 医師による面接指導申出書

様式地 4（例）

医師による面接指導申出書

平成 年 月 日

事業者 殿

所 属

氏 名

私は労働安全衛生法に定める医師による面接指導の対象となる者として、下記のとおり面接指導を受けることを希望します。

記

1 面接指導の区分（いずれかにチェック）

- ☐： 1 月あたり 1 0 0 時間を超える時間外・休日労働
（労働安全衛生法第 6 6 条の 8 第 1 項、労働安全衛生規則第 5 2 条の 2 第 1 項）
- ☐： 上記以外の長時間労働等
（労働安全衛生法第 6 6 条の 9、労働安全衛生規則第 5 2 条の 8 第 2 項）
- ☐： 高ストレス者
（労働安全衛生法第 6 6 条の 1 0、労働安全衛生規則第 5 2 条の 1 5）

2 面接指導を受ける医師（いずれかにチェック）

- ☐： 地域産業保健センターの医師
- ☐： 自分が希望する医師

3 面接指導を受けるに当たり配慮を求める事項

○様式地 5（例） 労働時間等に関するチェックリスト

（28. 4. 1 改正）

様式地 5（例）労働時間等に関するチェックリスト

1 氏 名 性別 ☐ 男 ☐ 女 年齢 歳

2 所属事業場名・部署 役職

3 雇用形態 ☐ 正社員 ☐ 契約社員・パートタイム等 ☐ 派遣労働者

4 労働時間制等 ☐ 変形労働時間制または裁量労働制の適用

（該当項目をチェック）

☐ 長時間労働者向け面接指導の対象者

☐ 高ストレス者向け面接指導の対象者

上記に該当の場合、以下についても該当事項をチェック

☐ 時間外・休日労働時間が月100時間超の申し出者

☐ 時間外・休日労働時間が月80時間超の申し出者

☐ 会社または事業場の基準該当者

☐ 時間外・休日労働時間が月100時間超の者

☐ 時間外・休日労働時間が月80時間超の者

☐ 時間外・休日労働時間が月45時間超の者

☐ その他の者：

☐ 過去の面接指導（ ☐ なし ☐ あり ・ 過去の指導年月 年 月 ）

———前1か月間について———

年 月 日 ～ 月 日

①労働時間等 総労働時間（実績） 時間／月

時間外・休日労働時間 時間／月

通勤時間（片道） 時間 分

②労働日数等 総労働日数（実績） 日／月

所定休日数 日／月

有給休暇・欠勤日数 日／月

③業務内容（責任性などを含む）、上司からの情報（あれば）

作成者

氏名
事業場名
連絡先

○様式地5の2 ストレスチェック実施状況報告書

様式地5の2 ストレスチェック実施状況報告書

当社で採用したストレスチェック調査票及び高ストレス者の選定方法は以下のとおりです。

1 ストレスチェック調査票

- ☐ : ① 職業性ストレス簡易調査票（57項目）
- ☐ : ② 職業性ストレス簡易調査票（簡略版）（23項目）
- ☐ : ③ その他

（その他にチェックされた場合には、下記事項のうち該当するものにチェックをしてください。）

- ☐ : I 職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目を含んでいる
- ☐ : II 当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目を含んでいる
- ☐ : III 職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目を含んでいる

2 高ストレス者の選定方法

高ストレス者の選定方法について、該当するものにチェックをしてください。

- ☐ : ① 調査票のうち、「心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目」の評価点数の合計が高い者
- ☐ : ② 調査票のうち「心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目」の評価点数の合計が一定以上の者であって、かつ、「職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目」及び「職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目」の評価点数の合計が著しく高い者

作成者

氏名 事業場名 連絡先	
-------------------	--

※ 高ストレス者に対する面接指導の利用を希望する事業者は上記のいずれかにチェックをお願いいたします。

○様式地 6（例） 面接指導結果報告書及び事後措置に係る意見書

（28. 4. 1 改正）

様式地 6（例） 面接指導結果報告書及び事後措置に係る意見書

長時間労働者関係 ・ 高ストレス者関係 【該当するものに○】

面接指導結果報告書				
対象者	氏名		所属	
			男・女	年齢 歳
勤務の状況 (労働時間、 労働時間以外の要因)				
疲労の蓄積の状況 【長時間労働者のみ】	0. (低)	1.	2.	3. (高)
心理的な負担の状況 【高ストレス者のみ】	(ストレスチェック結果) A. ストレスの要因 _____ 点 B. 心身の自覚症状 _____ 点 C. 周囲の支援 _____ 点		(医学的所見に関する特記事項)	
その他の心身の状況	0. 所見なし 1. 所見あり ()			
面接 医師 判定	本人への指導区分 ※複数選択可	0. 措置不要 1. 要保健指導 2. 要経過観察 3. 要再接触（時期： _____） 4. 現病治療継続 又は 医療機関紹介		(その他特記事項)

就業上の措置に係る意見書			
就業区分	0. 通常勤務 1. 就業制限・配慮 2. 要休業		
就業 上 の 措 置	労働時間 の短縮 (考えられるもの に○)	0. 特に指示なし	4. 変形労働時間制または裁量労働制の対象からの除外
		1. 時間外労働の制限 _____ 時間/月まで	5. 就業の禁止（休暇・休養の指示）
		2. 時間外労働の禁止	6. その他
		3. 就業時間を制限 時 分 ～ 時 分	
	労働時間以外 の項目 (考えられるもの に○を付け、措置 の内容を具体的に 記述)	主要項目	a. 就業場所の変更 b. 作業の転換 c. 深夜業の回数の減少 d. 昼間勤務への転換 e. その他
	1)		
	2)		
	3)		
	措置期間	_____ 日・週・月 又は _____ 年 月 日～ _____ 年 月 日	
職場環境の改善に 関する意見 【高ストレス者のみ】			
医療機関への 受診配慮等			
その他 (連絡事項等)			

医師の所属先	年 月 日（実施年月日）	印
	医師氏名	

※ 本報告書及び意見書は、労働安全衛生規則第52条の6の規定（事業者は面接指導の結果の記録を作成し、これを5年間保存すること。当該記録は労働者の疲労の蓄積の状況、心身の状況、事後措置に係る医師の意見等を記入したもの）及び同規則第52条の18の規定（事業者は面接指導の結果の記録を作成し、これを5年間保存すること。当該記録は労働者の心理的な負担の状況、心身の状況、事後措置に係る医師の意見等を記入したもの）に基づく面接指導の結果の記録に該当するものです。

○様式地 7（例） 健康相談記録票

様式地 7（例）		(28. 4. 1 改正)	
		○○ 地域産業保健センター	
実 施 日 時	平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
実 施 場 所			
相 談 対 応 者	担当産業医等氏名		
ワンストップサービス	1. 該当する (○○産業保健総合支援センター ・ 地域産業保健センター) 2. 該当しない		
事業場	事業場名		
	所在地		
	担当者	職名：	氏名：
	業 種	電話：	FAX：
	従業員数	(男： 人) (女： 人) (計： 人)	
	そ の 他	事業場の属する企業の全労働者数 (人) 関連企業（本社等）の産業医数（産業医 名、内専属産業医 名）	
相 談 者	1 事業者・担当者等 2 本人（労働者） 3 その他		
	職名・職務内容： 氏名： （本人の場合：年齢 歳 性別： 男 ・ 女 ）		
相 談 内 容	（該当事項に○） 1 健康相談（脳・心臓疾患リスク者保健指導） (対象者 名) 2 健康相談（メンタルヘルス不調者相談・指導） (対象者 名) 3 健康相談（その他） (対象者 名) 4 健康診断の結果についての医師の意見聴取 (対象者 名) 5 長時間労働者に対する面接指導 (対象者 名) 6 高ストレス者に対する面接指導 (対象者 名) 7 その他 () (対象者 名)		
	相談・指導内容 ＊メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導の場合 受診勧奨 有 ・ 無		
備 考	事業場訪問 有 ・ 無		

○様式地 8（例） コーディネーター相談記録票

様式地 8（例）		(27. 4. 1改正)	
コーディネーター相談記録票 ○○ 地域産業保健センター			
実 施 日 時	平成 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分		
実 施 方 法	1 電話 2 メール 3 FAX 4 対面		
実 施 場 所			
相 談 対 応 者			
ワンストップサービス	1. 該当する (○○産業保健総合支援センター・地域産業保健センター) 2. 該当しない		
事業場	事業場名		
	所在地		
	担当者	職名： 氏名： 電話： FAX：	
	業 種		
	従業員数	(男： 人) (女： 人) (計： 人)	
	そ の 他	事業場の属する企業の全労働者数 (人) 関連企業（本社等）の産業医数（産業医 名、内専属産業医 名）	
相 談 者	1 事業者・担当者等 2 本人（労働者） 3 その他		
	職名・職務内容： 氏名： （本人の場合：年齢 歳 性別： 男 ・ 女 ）		
相 談 内 容	☐ ストレスチェック関係 ☐ その他		
回 答			
備 考			
※この記録票は、コーディネーターが対応して完結した簡易な相談の場合に使用すること。			

○様式地 9（例） イベント等の記録票

様式地 9（例）

イベント等の記録票

実施日 平成 年 月 日

実施場所	
実施場所住所	〒
主催及び共催団体名	主催団体： 共催団体：
参加者種別及び概算人数	(例) 自動車修理経営者団体所属の事業主等 約 50 名
イベント名称	
イベント内容	○セミナーの実施 テーマ： 実施者： (産業医) 参加人数： 人
	○相談ブースの設置 テーマ： 対応者： (産業医) (保健師) 相談者： 人
	○その他 テーマ： 実施者： (産業医) 参加人数： 人
	○その他 テーマ： 実施者： (産業医) 参加人数： 人

○様式地 10－1 活動報告書（登録産業医・登録保健師・労働衛生工学専門員用）

様式地10－1

(/)

所長	副所長	課長	担当者

活動報告書

コーディネーター

平成 年 月分

地域産業保健センター

氏名 印

日 ()	活動場所： 1 事業場 2 医療機関 3 その他 ()		
具体的活動内容	活動時間： 時 分～ 時 分（うち実活動 時間）		
□別添記録票又は報告書 (枚) のとおり □その他（以下に記載）			
【 時 分～ 時 分（休憩 時間）】			
訪問事業場名	活動時間	交通手段及び経路	
	時 分～ 時 分	自家用車 電車 バス その他 () (~)	
	時 分～ 時 分	自家用車 電車 バス その他 () (~)	
	時 分～ 時 分	自家用車 電車 バス その他 () (~)	
日 ()	活動場所： 1 事業場 2 医療機関 3 その他 ()		
具体的活動内容	活動時間： 時 分～ 時 分（うち実活動 時間）		
□別添記録票又は報告書 (枚) のとおり □その他（以下に記載）			
【 時 分～ 時 分（休憩 時間）】			
訪問事業場名	活動時間	交通手段及び経路	
	時 分～ 時 分	自家用車 電車 バス その他 () (~)	
	時 分～ 時 分	自家用車 電車 バス その他 () (~)	
	時 分～ 時 分	自家用車 電車 バス その他 () (~)	

- 1) 活動時間は、当該活動日における開始時間と終了時間を通算で記載し、そのうち、相談や指導等に要した実活動時間を () 内に記載すること。
- 2) 活動場所の「その他」に印を付けた場合は、記載欄に活動場所、内容を記載すること。
- 3) 事業場における活動時間は、当該活動に要した時間を記載すること。
- 4) 公共交通機関を複数利用する場合は、それぞれの区間を記載すること。

○様式地 10－2 活動報告書（コーディネーター用）

様式地10－2

(/)

所長	副所長	課長	担当者

活動報告書

コーディネーター

平成 年 月分

地域産業保健センター

氏名 印

日 ()	活動場所： 1 地域産業保健センター 2 事業場 3 その他 ()		
具体的活動内容	活動時間： 時 分～ 時 分（うち実活動 時間）		
※活動内容を記載。事業場等訪問先がある場合は、以下に記載する。			
【 時 分～ 時 分（休憩 時間）】			
訪問先名等	活動時間	交通手段及び経路	
	時 分～ 時 分	自家用車 電車 バス その他 () (~)	
	時 分～ 時 分	自家用車 電車 バス その他 () (~)	
	時 分～ 時 分	自家用車 電車 バス その他 () (~)	
日 ()	活動場所： 1 地域産業保健センター 2 事業場 3 その他 ()		
具体的活動内容	活動時間： 時 分～ 時 分（うち実活動 時間）		
※活動内容を記載。事業場等訪問先がある場合は、以下に記載する。			
【 時 分～ 時 分（休憩 時間）】			
訪問先名等	活動時間	交通手段及び経路	
	時 分～ 時 分	自家用車 電車 バス その他 () (~)	
	時 分～ 時 分	自家用車 電車 バス その他 () (~)	
	時 分～ 時 分	自家用車 電車 バス その他 () (~)	

- 1) 活動時間は、当該活動日における開始時間と終了時間を通算で記載し、そのうち、相談や指導等に要した実活動時間を () 内に記載すること。
- 2) 活動場所の「その他」に印を付けた場合は、記載欄に活動場所、内容を記載すること。
- 3) 事業場における活動時間は、当該活動に要した時間を記載すること。
- 4) 公共交通機関を複数利用する場合は、それぞれの区間を記載すること。
- 5) 自宅～地域産業保健センターの経路についても、4) に準じて記載すること。

○様式地 10－3 活動報告書（代表・地域運営主幹用）

様式地10－3

(/)

所長	副所長	課長	担当者

活動報告書

コーディネーター

平成 年 月分

地域産業保健センター

代表 地域運営主幹

氏名

印

日 ()	活動場所： 1 地域産業保健センター 2 その他 ()		
具体的活動内容	活動時間： 時 分～ 時 分（うち実活動 時間）		
※活動内容を記載。事業場等訪問先がある場合は、以下に記載する。			
【 時 分～ 時 分（休憩 時間）】			
訪問先名	活動時間	交通手段及び経路	
	時 分～ 時 分	自家用車 電車 バス その他 () (~)	
	時 分～ 時 分	自家用車 電車 バス その他 () (~)	
日 ()	活動場所： 1 地域産業保健センター 2 その他 ()		
具体的活動内容	活動時間： 時 分～ 時 分（うち実活動 時間）		
※活動内容を記載。事業場等訪問先がある場合は、以下に記載する。			
【 時 分～ 時 分（休憩 時間）】			
訪問先名	活動時間	交通手段及び経路	
	時 分～ 時 分	自家用車 電車 バス その他 () (~)	
	時 分～ 時 分	自家用車 電車 バス その他 () (~)	

- 1) 活動時間は、当該活動日における開始時間と終了時間を通算で記載し、そのうち、相談や指導等に要した実活動時間を () 内に記載すること。
- 2) 活動場所の「その他」に印を付けた場合は、記載欄に活動場所、内容を記載すること。
- 3) 事業場における活動時間は、当該活動に要した時間を記載すること。
- 4) 公共交通機関を複数利用する場合は、それぞれの区間を記載すること。

○様式地 11 月間報告送付表

様式地11

(28. 4. 1改正)

No. _____

月間報告送付表

年 月 日

○○○ 産業保健総合支援センター所長 殿

○○ 地域産業保健センター

平成 年 月分

コーディネーター 印

No.	氏名	種別	様式3	様式4	様式5	様式5の2	様式6	様式7	様式8	様式9	様式10	様式12	領収書	請求書	その他
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															

※種別欄には「医師（医）」「保健師（保）」「労働衛生工学専門員（工）」「コーディネーター（コ）」の種別を（ ）の略語で記載すること。
 ※各様式欄には、送付枚数を記載すること。

1	様式地13 物品等要求依頼書	
2		
3		
4		
5		

○様式地 12 立替払請求書（地域窓口用）

様式地12

承認（証明）	
契 約 担 当 役	

立替払請求書

¥ _____

【内訳】

用 途	金 額
（利用理由）	

（添付書類：領収書 枚）

上記金額の支払を請求します。

〇〇〇 産業保健総合支援センター契約担当役 殿

平成 年 月 日

〇〇〇 地域産業保健センター

氏 名 印

※コーディネーター確認

印

※宛名は会計機関を有する産業保健総合支援センター契約担当役とすること。

※本様式は都道府県産業保健総合支援センターを通じて提出すること。

○様式地 13 物品等要求依頼書

様式地13

品名等	規格	数量
(要求の目的理由、内容及び参考事項)		

上記物品等を要求します。

○○○ 産業保健総合支援センター所長 殿

平成 年 月 日

○○○ 地域産業保健センター
コーディネーター

氏 名 印

物品等受領確認欄 ^{注4}	平成 年 月 日
	コーディネーター
	氏 名 印

注) 1 宛名は会計機関を有する産業保健総合支援センター所長とすること。
2 原則として、月末の各種報告と一緒に都道府県産業保健総合支援センター宛てに送付すること。
3 参考事項は、購入品目の使用目的等が明らかなような場合は、記載を省略してよいこと。
4 物品等の納品の際、納品明細書等が同封されてきた場合は日付を記入し、押印して産業保健総合支援センターへ送付すること。納品明細書等の書類がない場合は、本依頼書の物品等受領確認欄に記入、押印後、産業保健総合支援センターへ報告すること。

産業保健業務基準（別添・資料編）

～法令・規程・要領・通知等～

平成28年4月1日

独立行政法人労働者健康安全機構
産業保健・賃金援護部

目 次

○独立行政法人労働者健康安全機構法（平成 14 年法律第 171 号）（抄）	- 1 -
○独立行政法人労働者健康安全機構業務方法書（抄）	- 2 -
○産業保健活動総合支援事業実施要領（平成 26 年要領第 7 号）	- 3 -
○ストレスチェックの実施及び体制の整備に対する助成金支給要領	- 14 -
○産業保健調査研究検討委員会設置規程（平成 22 年 8 月 2 日規程第 16 号） .	- 19 -
○産業保健調査研究倫理審査委員会規程（平成 22 年 8 月 2 日規程第 15 号） .	- 21 -
○産業保健調査研究倫理審査委員会の取扱いに関する達	- 25 -
○平成 27 年度産業保健総合支援事業の推進について	- 28 -
○長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する研修の実施について	- 37 -
○平成 26 年度から実施する産業保健活動総合支援事業への支援について	- 39 -
○労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抄）	- 43 -
○労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）（抄）	- 44 -

○独立行政法人労働者健康安全機構法（平成 14 年法律第 171 号）（抄）

（機構の目的）

第 3 条 独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）は、療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康保持増進に関する適切かつ有効な実施を図るとともに、事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保を図るほか、未払い賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（業務の範囲）

第 12 条 機構は、第 3 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 （略）

二 労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営を行うこと。

三～七 （略）

八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2～3 （略）

○独立行政法人労働者健康安全機構業務方法書（抄）

（業務の種類）

第4条 機構は、機構法第12条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- （1） （略）
- （2） 削除
- （3） 労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設として、産業保健総合支援センターの設置及び運営
- （4）及び（5） 削除
- （6）～（9） （略）

2 （略）

（産業保健総合支援センターの業務）

第30条 産業保健総合支援センターにおいては、事業主に使用される労働者の健康管理、健康教育その他の健康に関する事項に係る業務（以下「産業保健業務」という。）についての知識及び技能に関し、事業主、産業医その他の産業保健業務を行う者に対して次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 産業保健業務に関し必要な研修及び同種の研修を実施する団体に対する支援
- （2） 産業保健業務に関する情報の収集及び整理並びに調査研究並びにこれらの情報の提供
- （3） 産業保健業務に関する相談その他の援助
- （4） 産業医の選任義務のない事業場に対する労働者の健康管理等に関する相談、情報の提供その他の必要な援助
- （5） 産業保健業務に関する広報及び啓発

（産業保健総合支援センターの設置）

第31条 産業保健総合支援センターを設置するに当たっては、特に当該地域における労働者の健康障害の状況、産業保健業務を行う者の数等を考慮しなければならない。

○産業保健活動総合支援事業実施要領（平成 26 年要領第 7 号）

産業保健活動総合支援事業実施要領

平成 26 年 4 月 1 日
要領第 7 号

改正 平成 27 年 1 月 5 日要領第 6 号
改正 平成 27 年 4 月 1 日要領第 7 号
改正 平成 28 年 3 月 29 日要領第 2 号

（趣旨）

第 1 条 この要領は、本部、産業保健総合支援センター（以下「センター」という。）及びその地域窓口による産業保健活動総合支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項について定める。

（目的）

第 2 条 本事業は、事業者が使用する労働者の健康管理、健康教育その他の健康に関する業務について、事業者及び産業医等の産業保健関係者が行う自主的な産業保健活動を支援することにより労働者の健康の確保に資すること並びに小規模事業場の事業者及び労働者に対する産業保健サービスの提供による労働者の健康確保を図ることを目的とする。

（専門的研修及び事業者等に対する普及啓発事業）

第 3 条 事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者のための専門的研修及び事業者等に対するメンタルヘルス、治療と職業生活の両立支援等産業保健対策の普及啓発について、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 産業保健関係者への専門的研修
- （2） メンタルヘルス教育の普及対策
- （3） 治療と職業生活の両立支援に係る教育の普及対策
- （4） 事業者、労働者等に対する産業保健啓発セミナー
- （5） 産業保健関係者による事例検討会

（産業保健関係者等に対する相談及び小規模事業場等に対する訪問支援）

第 4 条 地域の産業保健関係者等に対する相談の実施及び小規模事業場等に対する訪問支援について、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 産業保健関係者からの専門的相談対応
- (2) 小規模事業場の事業者及び労働者等からの相談対応
 - ア 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
 - イ 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
 - ウ 長時間労働者に対する面接指導
 - エ ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
 - オ 前各号に掲げるもののほか産業保健に関する相談
- (3) 産業保健相談員による専門的実地相談
- (4) メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- (5) 治療と職業生活の両立支援対策の普及促進のための個別訪問支援
- (6) 仕事と治療の両立に関する労働者等と事業場の間の個別調整支援
- (7) 個別訪問による産業保健指導

（ストレスチェックの実施及び体制の整備に対する助成）

第5条 ストレスチェック及び産業医の要件を備えた医師による面接指導等を小規模事業場が実施した場合に、申請に基づき次の各号に掲げる費用を助成する。

- (1) ストレスチェックの実施に対する助成額

実費を支給する。ただし、1労働者1回につき500円を上限とする。
- (2) 医師による面接指導等の実施に対する助成額

実費を支給する。ただし、1事業場当たり、産業医1回の活動当たり21,500円を上限とする。

また、1事業場当たりの産業医の活動の上限は年間3回とする。

（産業保健に関する地域の情報の整備及び情報提供）

第6条 地域における産業保健に関する専門機関や各種の相談窓口、専門医療機関等の産業保健に係る機関のリスト、産業保健に関する各種情報などを収集整備し、相談や問い合わせに活用する。

2 産業保健関係者又は本事業の業務に関わる者に対し、最新の産業保健情報を提供するため、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ホームページの運営
- (2) メールマガジンの配信
- (3) 産業保健に係る情報提供用ツールの作成・利用
- (4) 労働衛生教育等に使用する図書、機器等の閲覧・貸出
- (5) 本事業の効果等に関する調査
- (6) 産業保健関係情報誌の発行

（その他の産業保健活動支援業務）

第7条 前4条に定めるもののほか、その他産業保健活動を支援する業務を行うものとする。

(会議の開催)

第8条 厚生労働省、公益社団法人日本医師会、公益財団法人産業医学振興財団、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）が共催し、都道府県医師会、郡市区医師会等の本事業の業務に関わる者を集め、産業保健支援活動の在り方について意見交換を行う産業保健活動推進全国会議を開催する。

2 本事業の効率的・効果的な事業の運営、関係機関との連携に資するため、各センターの代表者等を集め、センターの取組や本事業の課題に対処する方策等について検討を行う産業保健総合支援全国会議を開催する。

3 各センターの副所長等を集め、センターの運営に関する実務的な協議等を行う産業保健総合支援センター実務担当者会議を開催する。

4 関係機関等と連携の下に事業を円滑に運営するために、機構本部が労働者団体、経営者団体、産業保健関係機関等の代表者で構成する産業保健関係機関等連絡会議を開催する。

なお、この要領に定めるもののほか、産業保健関係機関等連絡会議に関し必要な事項は別に定める。

5 各センターの効率的・効果的な運営のため、都道府県労働局、都道府県医師会等の産業保健関係機関等の代表者で構成する都道府県産業保健総合支援センター運営協議会を設置し、センターの取組と事業実績、事業の効果的な運営、関係事業や医師会等の関係機関との連携等について検討を行う。

なお、この要領に定めるもののほか、都道府県産業保健総合支援センター運営協議会に関し必要な事項は別に定める。

6 本事業の運営について都道府県内の全体的な活動を調整するため、各センターの地域窓口の代表者等を集め、センターとその地域窓口の取組及び連携等について検討を行う全体会議を開催する。

7 センターの各地域窓口の効率的・効果的な運営のため、労働基準監督署、郡市区医師会等の産業保健関係機関等の代表者で構成し、地域窓口の取組と事業実績、事業の効果的な運営、関係事業や医師会等の関係機関との連携等について検討を行う運営協議会を開催する。

(メンタルヘルス相談機関の情報登録)

第9条 厚生労働省が定めた「相談機関の登録基準」(平成20年6月19日付け基安労発第0619001号「メンタルヘルス対策における事業場外資源との連携の促進について」の別紙1)に基づき、自己適合確認をした相談機関からの登録申請の内容を書類で審査し、適切な申請について登録を行う。さらに、登録した相談機関の情報を産業保健関係者に

提供する。

(実施体制)

第10条 センター及びその地域窓口における本事業の実施体制については、組織規程(平成16年規程第1号)に定める者のほか、次の各号に掲げる者を委嘱するものとする。

(1) 運営主幹

都道府県内における産業保健活動の支援に係る助言を行い、地域窓口の地域運営主幹との調整を行う。

(2) 産業保健相談員

産業保健関係者からの相談、事業場への実地相談及び地域窓口を通じて依頼のあった相談への対応を行うとともに、産業保健関係者への研修等を担当する。

(3) メンタルヘルス対策促進員

メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援、メンタルヘルス教育を行う。

(4) 両立支援促進員

治療と職業生活の両立支援対策の普及促進のための個別訪問支援、仕事と治療の両立に関する労働者等と事業場の間の個別調整支援、治療と職業生活の両立支援に係る教育を行う。

(5) 労働衛生工学専門員

衛生工学衛生管理者、労働衛生コンサルタント(労働衛生工学)、第1種作業環境測定士など労働衛生工学に関する専門家が小規模事業場に対し個別訪問による産業保健指導を実施する。

(6) 地域窓口代表

地域窓口の担当地域内における産業保健支援活動を統括する。

(7) 地域運営主幹

代表を補佐し、コーディネーターへの助言を行う。また、センターの運営主幹等との調整や他の圏域の運営主幹等との調整を行う。

(8) コーディネーター

地域窓口における事務、地域窓口の相談及び訪問指導等の対応に関する登録産業医等との連絡調整等を行う。

(9) 登録産業医

地域窓口で、小規模事業場の事業者や労働者等からの相談対応及び個別訪問による産業保健指導等を行う。

(10) 登録保健師

地域窓口で、小規模事業場の事業者や労働者等からの相談対応及び個別訪問による産業保健指導等を行う。

2 前項各号に掲げる者の任用基準は、別表1の専門スタッフ任用基準の定めるところに

よる。

- 3 第1項各号に掲げる者の謝金単価、情報誌等の執筆に係る謝金単価及び第1項各号に掲げる者以外の者に対して研修等の講師を依頼した場合の謝金単価は、別表2の専門スタッフ等謝金単価の定めるところによる。
- 4 第1項各号に掲げる者が次の各号の一に該当するときは、情状に応じてこれを解任することができる。
 - (1) 法令及び機構の諸規程に違反したとき。
 - (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (3) 機構の信用を傷つけるような行為があったとき。
 - (4) 機構に損失を及ぼすような行為があったとき。
 - (5) 重要な経歴を偽り、その他不正な手段によって委嘱されたとき。
 - (6) 前号に定めるもののほか、その他解任すべき重大な事由が発生したとき。

(本部の役割)

- 第11条 本部は、本事業の円滑かつ効果的な運営を図るため、センター及びその地域窓口に対する情報提供やセンター間の調整その他必要な支援及び指導を行う。
- 2 本事業の実施に係るメンタルヘルス対策、治療と職業生活の両立支援等に関する専門的助言・指導を行うため、必要に応じ産業保健アドバイザーを委嘱できるものとする。

(関係機関との連携)

- 第12条 センター及びその地域窓口は、本事業の実施に当たって、都道府県労働局、労働基準監督署、都道府県医師会及び郡市区医師会その他の産業保健関係機関との緊密な連携を図り、その理解と協力を求め、円滑かつ効果的な事業の運営に努めるものとする。

(事業計画)

- 第13条 センター及びその地域窓口は、毎年度、センター及びその地域窓口が実施する事業について各々の運営に関する運営協議会に諮問し、事業計画を策定する。
- 2 本部は、センター及びその地域窓口の事業実績、事業の内部業績評価の結果を踏まえ、翌年度運営方針等を策定する。

(事業報告)

- 第14条 センター及びその地域窓口は、四半期ごとに事業の実施結果を取りまとめ、機構本部に報告する。
- 2 センター及びその地域窓口は、事業の実施結果について、毎年度、各々の運営に関する運営協議会に報告する。

(秘密の保持)

第 15 条 本事業の業務に関わる者又はこれらの職にあった者は、本事業に関して職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

(その他)

第 16 条 この要領に定める事項のほか、本事業の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 [平成27年要領第6号]

(施行期日)

第1条 この要領は、平成27年1月5日より施行し、平成27年1月1日から適用する。平成26年12月1日以降に第9条第1項第7号及び第8号に定める登録産業医及び登録保健師が実施した第4条第5号に定める個別訪問による産業保健指導に適応するものとする。

附 則 [平成27年要領第7号]

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 [平成28年要領2号]

1 この要領は、平成28年4月1日から施行し、この要領による改正後の産業保健活動総合支援事業実施要領別表2の1(2)の表の注書の規定は、平成27年5月20日から適用する。

別表 1（第 10 条関係）

専門スタッフ任用基準

職種	要件等
運営主幹	産業保健及び都道府県内の産業保健事情に関する知見を有する者であって、都道府県医師会の推薦を受けた者。
産業保健相談員	次のいずれかの要件を満たすこと。 （産業医学） 1 大学又は研究機関において公衆衛生学、衛生学等産業保健に関連する分野を専攻する教授、准教授、助教又は主任研究員 2 日本産業衛生学会の指導医 3 労働衛生コンサルタントである産業医 4 日本医師会の認定産業医又は日本産業衛生学会の専門医であって産業医として相当の実務経験を有する者 5 その他産業保健に係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者 （労働衛生工学） 1 大学又は研究機関において労働衛生工学及び作業環境測定に関連する分野を専攻する教授、准教授、助教又は主任研究員 2 労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）及び第 1 種作業環境測定士である者であって、労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）及び第 1 種作業環境測定士として相当の実務経験を有する者 3 その他労働衛生工学及び作業環境測定に係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者 （労働衛生関係法令） 1 大学又は研究機関において労働衛生関係法令に関連する分野を専攻する教授、准教授、助教又は主任研究員 2 労働衛生関係法令を専門分野とする弁護士 3 労働衛生関係法令を専門分野とする社会保険労務士であって、社会保険労務士として相当の実務経験を有する者 4 都道府県労働局又は労働基準監督署において労働衛生関係法令の施行事務に相当期間従事した経験を有する者 5 その他労働衛生関係法令に係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者 （メンタルヘルス） 1 大学又は研究機関においてメンタルヘルスに関連する分野を専攻する教授、准教授、助教又は主任研究員

職種	要件等
	2 メンタルヘルスケア研修を修了した産業医であって、産業医としてメンタルヘルスに関し相当の実務経験を有する者 3 メンタルヘルスを主として担当する産業医であって、産業医として相当の実務経験を有する者 4 その他メンタルヘルスに係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者 (カウンセリング) 1 大学又は研究機関においてカウンセリングに関連する分野を専攻する教授、准教授、助教又は主任研究員 2 産業カウンセラーであって、産業カウンセラーとして相当の実務経験を有する者 3 心理相談員であって、心理相談員として相当の実務経験を有する者 4 その他カウンセリングに係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者 (保健指導) 1 大学又は研究機関において保健学、看護学等保健指導に関連する分野を専攻する教授、准教授、助教又は主任研究員である医師又は保健師 2 労働衛生コンサルタントである産業医、保健師 3 産業医として、職場における保健指導に相当の実務経験を有する者 4 公益社団法人日本産業衛生学会の産業保健看護専門家制度登録者である保健師で、職場における保健指導に相当の実務経験を有する者 5 その他保健指導に係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる医師又は保健師 (その他) 1 上記の6分野以外の専門分野で委嘱する医師、歯科医師、保健師又は看護師 2 その他6分野以外の専門分野に関する有資格者
メンタルヘルス 対策促進員	次のいずれかの要件を満たすこと。 1 産業カウンセラー、保健師、臨床心理士又は社会保険労務士 2 事業場におけるメンタルヘルス対策に係る知識に関して上記

職種	要件等
	1 と同等以上の知見を有すると認められる者
両立支援促進員	次のいずれかの要件を満たすこと。 1 保健師、看護師又は社会保険労務士 2 労災病院又は治療就労両立支援センター等において治療と職業生活の両立支援を行うコーディネーターとして従事しているMSW（メディカルソーシャルワーカー） 3 その他治療と職業生活の両立支援に係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者
労働衛生工学専門員	次のいずれかの要件を満たすこと。 1 衛生工学衛生管理者 2 労働衛生コンサルタント（労働衛生工学） 3 第1種作業環境測定士 4 その他労働衛生工学に関する知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者
地域窓口代表	郡市区医師会を代表する者であって、当該医師会の推薦を受けた者。
地域運営主幹	産業保健及び地域の産業保健事情に関する知見を有する者であって、郡市区医師会の推薦を受けた者。
コーディネーター	郡市区医師会、都道府県労働局、労働基準監督署、各事業者団体及び労働衛生機関等関係機関との連絡・調整が図れる者であって、郡市区医師会の推薦を受けた者。
登録産業医	次のいずれかの要件を満たすこと。 1 労働安全衛生法第13条の2の要件を備えた医師 2 メンタルヘルスに対応可能な医師（活動は「メンタルヘルスに係る相談」、「長時間労働者に対する面接指導」又は「ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導」に限定される。）
登録保健師	次のいずれかの要件を満たすこと。 1 労働衛生に関する知識を有する保健師 2 メンタルヘルスに対応可能な保健師（活動は「メンタルヘルスに係る相談」に限る）

別表 2（第 10 条関係）

専門スタッフ等謝金単価

1 産業保健総合支援センター

（1）運営主幹

	時間単価（円）	1 日当たり上限額 （円）
運営主幹	12, 300	36, 900

（2）産業保健相談員、メンタルヘルス対策促進員、両立支援促進員及び労働衛生工学専門員

ランク		区分	時間単価 (円)	1 日当たり 上限額 (円)
医師			12, 300	36, 900
医 師 以 外	A	大学教授又はその相当職	9, 500	28, 500
	B	大学准教授、弁護士又はその相当職	9, 000	27, 000
	C	大学講師、助教、主任研究員又はその相当職	8, 500	25, 500
	D	衛生工学衛生管理者、労働衛生コンサルタント、第 1 種作業環境測定士、社会保険労務士、産業カウンセラー、心理相談員又はこれらと同等以上の知見を有する者	5, 500	16, 500

※ メンタルヘルス対策促進員が機構本部指示により電話相談窓口で対応した場合に限り、上記によらず時間単価 1, 850 円とし、対応に要した時間に応じた謝金を支払うものとする。

2 地域窓口

（1）代表、地域運営主幹、コーディネーター、登録産業医、登録保健師

	時間単価（円）	1 日当たり上限額（円）
代表	12, 300	36, 900
地域運営主幹	12, 300	36, 900
コーディネーター	2, 000	10, 000
登録産業医（※）	12, 300	36, 900
登録保健師（※）	5, 500	16, 500

※ 登録産業医及び登録保健師が、事業場に赴いて専門的相談に対応した際に、併せて産業保健指導を実施した場合に限り、1 日当たり上限額にかかわらず当該活動に要した時間に応じた謝金を支払うものとする。

3 共通事項

(1) 執筆謝金

ランク	区分	1 頁単価(円)	上限額(円)
A	大学教授、会社部長以上の者又はその相当職	7,500	30,000
B	大学准教授、医師、弁護士、会社課長以上の者又はその相当職	7,000	
C	大学講師、主任研究員、衛生工学衛生管理者、労働衛生コンサルタント、第1種作業環境測定士、社会保険労務士、産業カウンセラー、心理相談員、会社課長代理以上の者又はこれらと同等以上の知見を有する者	6,500	

※ 単価は1頁(1,200字程度)を原則とする。

※ 機構本部で作成する研修用テキスト等の教材の執筆謝金に限り、上記によらず、原稿用紙(日本語400字)1枚当りの単価を1,500円(上限額100,000円)とする。

(2) 外部講師

ランク	区分	時間単価(円)	1日当たり 上限額(円)
医師		12,300	36,900
医師 以外	A 大学教授又はその相当職	9,500	28,500
	B 大学准教授、弁護士又はその相当職	9,000	27,000
	C 大学講師、助教、主任研究員又はその相当職	8,500	25,500
	D 衛生工学衛生管理者、労働衛生コンサルタント、第1種作業環境測定士、社会保険労務士、産業カウンセラー、心理相談員又はこれらと同等以上の知見を有する者	8,500	25,500

○ストレスチェックの実施及び体制の整備に対する助成金支給要領 (平成 27 要領第 9 号)

ストレスチェックの実施及び体制の整備に対する助成金支給要領

平成 27 年 5 月 19 日
要領第 9 号

改正 平成 28 年 3 月 1 日要領第 1 号

(目的)

第 1 条 この要領は、産業保健活動総合支援事業実施要領第 5 条に基づくストレスチェックの実施及び体制の整備に対する助成金（以下「助成金」という。）の支給に係る事務を適正かつ円滑に行うことを目的とし、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要領における用語の定義は次の各号のとおりとする。

(1) ストレスチェック

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の 10 第 1 項に規定されている「心理的な負担の程度を把握するための検査」をいう。

(2) ストレスチェックの実施者

ストレスチェックの実施主体となれる者として労働安全衛生法第 66 条の 10 第 1 項に規定されている「医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者」であって、実際にストレスチェックを実施する者をいう。

(3) 産業医

労働安全衛生法第 13 条第 2 項の要件を備えた医師をいう。

(4) 面接指導

労働安全衛生法第 66 条の 10 第 3 項に規定されている「ストレスチェックの結果、心理的な負担の程度が高い者であって、ストレスチェックを行った実施者が面接指導を受ける必要があると認めた者に対する面接指導」をいう。

(5) ストレスチェックに係る産業医活動

労働安全衛生規則第 14 条第 1 項第 3 号に規定されている「ストレスチェックの実施、ストレスチェックの結果に基づく面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置」をいう。

(6) 登録

小規模事業場（労働安全衛生法第 13 条の 2 に規定する事業場をいう。以下同じ。）の事業者が届出を行い、助成金の支給を受けるために、労働者健康安全機

構（以下「機構」という。）が、小規模事業場について助成金の支給を受けることができる要件を満たしていることを確認し、受付番号を付与することをいう。

（助成金の対象となる小規模事業場の要件）

第3条 助成金の対象となる小規模事業場は、次の各号のいずれの要件も満たさなければならない。

- （1）常時使用する労働者数が50人未満であること。
（「常時使用する労働者数」は、届出時の人数とする。）
- （2）産業医にストレスチェックに係る産業医活動の全部又は一部を行わせること。
- （3）あらかじめストレスチェックの実施者及び実施時期が決まっていること。
- （4）小規模事業場においてストレスチェック及び面接指導を行う予定であること。
- （5）ストレスチェックの実施及び面談等を行う者は、自社の使用者・労働者以外の者であること。

（小規模事業場の登録届出）

第4条 小規模事業場の事業者が助成金を受けようとする場合、当該事業者は、「小規模事業場登録届（様式第1－1号）」に以下に掲げる書類を添付して、助成金を受給しようとする年度の4月1日から1月30日の間に機構本部に届出を行わなければならない。

- （1）次の事項が記載されている事業場の産業医に関する契約書の写し
 - ア 提供されるストレスチェックに係る産業医活動の内容と期間
 - イ 事業場の産業医に要する費用
 - ウ 法人と契約する場合は、産業医とした勤務医の氏名
- （2）産業医が、労働安全衛生法第13条の2の要件を備えていることを証明できる書類の写し
- （3）事業場の労働保険概算・確定保険料申告書等の写し
- （4）次の事項が記載されている事業場のストレスチェック実施に係る契約書の写し又はストレスチェックを実施することを証明する書類（様式第1－2号）
 - ア ストレスチェックの実施に要する費用
 - イ ストレスチェックの実施者の氏名
- （5）ストレスチェックの実施者の要件を備えていることを証明できる書類の写し
- （6）事業場宛ての返信用封筒（通知書返信用）

（助成金の支給申請）

第5条 助成金の支給を受けようとする小規模事業場の事業者は、「ストレスチェック助成金支給申請書（様式第2－1号）」に以下に掲げる書類を添付して、当該年度の4月15日から1月31日の間に機構本部に提出しなければならない。

- (1) 「ストレスチェック実施報告書（様式第2-2号）」
- (2) ストレスチェックに係る産業医活動を行った場合は、「ストレスチェックに係る産業医活動報告書（様式第2-3号）」
- (3) ストレスチェック実施者への支払の事実を明らかにする証拠書類の写し（ストレスチェック実施者に支払った費用の領収書や振込控の写し）
- (4) ストレスチェックに係る産業医活動を行った場合は、産業医への支払の事実を明らかにする証拠書類の写し（産業医に支払った費用の領収書の写し）

（変更手続等）

第6条 小規模事業場の事業者は、届出した内容に変更が生じた場合は、遅滞なく「小規模事業場登録内容変更届（様式第3号）」に変更事項を証明する書類を添付して、機構本部に届出するものとする。

- 2 機構本部は、前項の届出に伴い支給要件に該当しないと認めた場合には、小規模事業場登録を取り消し、又はその決定内容を変更するとともに、その結果について遅滞なく届出者に通知するものとする。
- 3 機構本部は、前項の規定により、第8条に定める支給額の全部又は一部の返還を要する場合については、当該事業者に対して速やかにその旨を通知し、当該金額の返還を求めるものとする。

（助成金に係る帳簿及び証拠書類の整備等）

第7条 助成金の支給を受けた小規模事業場の事業者は、事業年度（各年の4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに助成金に係る帳簿を備え、ストレスチェック実施者及び産業医への支払の事実を記録するとともに、領収書その他支出の事実を明らかにする証拠書類を整備するものとする。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、助成金の支給対象期間終了後、5年間保存するものとする。

（助成金の支給額）

第8条 助成金の支給は各年度の予算額の範囲で行うものとし、一事業年度（各年の4月1日から翌年の3月31日まで）における支給対象事業者に対する助成金の支給額は、産業保健活動総合支援事業実施要領第5条のとおりとする。

（端数処理）

第9条 助成金の金額に1円未満の端数が生じたときは、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）第2条の規定を準用し、その端数を切り捨てるものとする。

(登録の受付及び通知)

第 10 条 第 4 条の規定による届出があったときは、機構本部は同条の届出事項に不備がないかを確認し、第 3 条の要件を満たしている場合は届出を受理する。

2 機構本部は、前項の規定により、届出を受理した場合には、「小規模事業場登録届受付通知書（様式第 4 号）」により、小規模事業場の事業者に対して受付番号を付与する。

3 機構本部は、第 1 項の規定により確認した結果について、不適當であると認めたときは、その理由を付して「小規模事業場登録届返戻通知書」（様式第 5 号）」により通知する。

(支給審査及び決定通知)

第 11 条 第 5 条の規定による支給申請があったときは、機構本部は同条の支給申請事項に不備がないかを審査し、支給額を決定するものとする。

2 機構本部は、前項の規定による審査結果について、適當であると認めたときは、「助成金支給決定通知書（様式第 6 号）」により小規模事業場の事業者へ通知するものとする。

3 機構本部は、第 1 項の規定により審査した結果について、不適當であると認めたときは、その理由を付して「助成金不支給決定通知書（様式第 7 号）」により通知する。

(支給方法)

第 12 条 前条の規定により適當であると認めたときは、年度末までに助成金を当該者に支給するものとする。

2 前項の助成金の支給は、機構本部から、支給申請書の欄に記載された金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

(助成金に係る事務取扱機関)

第 13 条 助成金に係る業務のうち次に掲げる業務は、産業保健総合支援センターが行うものとする。

(1) 都道府県労働局等と連携して実施する助成金に関する説明会の開催

(2) 助成金の問合せ等に対する説明

(3) 小規模事業場の募集活動

(4) 産業保健総合支援センターで行う研修等と併せた助成金に関する周知活動

2 前項各号に規定する業務以外の助成金に係る業務は、機構本部が行うものとする。

(不正受給者に対する措置)

第 14 条 機構本部は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとした小規模事業場の事業者に対し、不正に係る助成金について不支給の決定をし、又は支給決定を取り消した上で返還させるものとする。

附 則

1 この要領は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条に係る届出期間は、平成 27 年度は 6 月 1 日から 12 月 10 日までとする。

また、第 5 条に係る申請期間は、平成 27 年度は 6 月 15 日から 1 月末日までとする。

附 則〔平成 28 年 3 月 1 日要領第 1 号〕

1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

○産業保健調査研究検討委員会設置規程（平成 22 年 8 月 2 日規程第 16 号）

産業保健調査研究検討委員会設置規程

平成 22 年 8 月 2 日

規程第 16 号

改正 平成 26 年 3 月 28 日規程第 4 号 平成 28 年 3 月 30 日規程第 2 号

1 目的

この規程は、独立行政法人労働者健康安全機構の本部及び各産業保健総合支援センターにおいて実施する産業保健に関する調査研究（以下「調査研究」という。）について、調査研究の基本方針等の重要事項を審議するとともに、調査研究計画に対する助言等を行うことを目的とする産業保健調査研究検討委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定め、もって、本委員会の円滑な運営に資することを目的とする。

2 審議事項

委員会は、理事長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議又は助言する。

- （１）調査研究の基本方針及び実施計画に関すること。
- （２）調査研究計画書等に対する助言に関すること。
- （３）調査研究実績等に対する評価に関すること。
- （４）その他調査研究に関して必要な事項。

3 委員及び委員長

- （１）委員会の委員は、10 名以内とし、産業保健に関する学識経験者、産業保健関係者等のうちから理事長が委嘱する。
- （２）委員長は、委員のうちから理事長が指名する。

4 任期

- （１）委員会の委員の任期は、2 年とする。
- （２）委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 開催等

- （１）委員会は、理事長が招集する。
- （２）委員長は、必要に応じ、委員会に関係者の出席を求めることができる。

6 庶務

委員会の庶務は、産業保健・賃金援護部産業保健課において処理する。

7 その他

この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて理事長が定める。

附 則

第 1 条 この規程は、平成 22 年 8 月 2 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日規程第 4 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日規程第 2 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

○産業保健調査研究倫理審査委員会規程（平成 22 年 8 月 2 日規程第 15 号）

産業保健調査研究倫理審査委員会規程

平成 22 年 8 月 2 日

規程第 15 号

改正 平成 26 年 3 月 28 日 規程第 4 号 平成 28 年 3 月 30 日 規程第 2 号

（目的）

第 1 条 この規程は、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）に産業保健調査研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、機構本部及び産業保健総合支援センターが産業保健調査研究を行うに当たり、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号。以下「倫理指針」という。）に適合しているか否かその他研究に関して必要な事項を審議することを目的とする。

（委員会の職務）

第 2 条 委員会の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1）産業保健総合支援センター所長（以下「所長」という。）から研究計画が倫理指針に適合しているか否か諮問があった場合、倫理的観点及び科学的観点から審査し、結果を通知すること。
- （2）研究に関する倫理上の重要な事項について審議すること。

（委員会の組織）

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）医学・医療の専門家 1 名以上
- （2）人文・社会科学有識者 1 名以上
- （3）一般の立場を代表する者 1 名以上

2 前項の委員は、外部の者も含み、男女両性で構成されなければならない。

（委員の委嘱・任期）

第 4 条 委員会の委員は、理事長（以下「理事長」という。）が委嘱する。

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第 5 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から理事長が選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

（委員会の開催）

第 6 条 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ第 3 条第 1 項（1）（2）（3）の各委員が 1 人以上の者の出席がなければ、会議を開くことはできない。

2 委員会は、審査の必要に応じて、所長又は研究責任者から研究計画の説明を受けるとともに意見を述べさせることができる。

3 委員が審査対象の研究計画に携わる場合は、その委員は該当審査に関与することができない。

(申請)

第7条 委員会に審査を諮問しようとする所長は、産業保健調査研究倫理審査申請書(様式第1号)に必要な事項を記入し、研究計画とともに委員長に提出しなければならない。

(審査)

第8条 委員会は、前条の申請を受けたときは、次の各号に掲げる事項に留意して、審査を行うものとする。

(1) 産業保健調査研究の科学的合理性及び倫理的妥当性の確保

(2) 個人情報の保護

(3) インフォームド・コンセントの受領

(4) 健康被害に対する補償(医薬品又は医療機器を用いた介入研究、その他危険を伴う研究の場合に限る。)

(5) 研究成果の公表

2 審査の判定は、出席委員の3分の2以上の合意とする。

(審査結果の所長への通知)

第9条 委員長は、前条に基づく審査結果を審査終了後、速やかに審査結果通知書(様式第2号)をもって申請をした所長に通知するものとする。

(研究計画の変更)

第10条 所長は、承認された研究計画を変更しようとする場合は、改めて委員会に変更内容を記載した研究計画を提出するものとする。

(再審査)

第11条 所長は、審査の判定結果に異議があるときは、再審査を求めることができる。

2 所長は、産業保健調査研究倫理再審査申請書(様式第3号)に必要な事項を記入し、委員長に提出する。

3 委員長は、前項の再審査の申請を受けたときは、再審査を行い、審査結果を審査終了後、速やかに再審査結果通知書(様式第4号)をもって申請をした所長に通知するものとする。

(倫理審査証明)

第12条 研究にかかわる論文の雑誌掲載等に際して必要な倫理審査の証明は、委員会が第8条に定める審査を受けた研究計画と当該研究の同一性を認定した上で、理事長が行う。

(迅速審査)

第13条 第8条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、各委員から提出された書面審査報告書(様式第5号)に基づき、委員長が判定することができる。

- (1) 既に承認された研究計画の軽微な変更
 - (2) 共同研究であって、既に他の研究機関において倫理審査委員会の承認を受けた研究計画の審査
 - (3) 研究対象者に対して最小限の危険を超える危険を含まない研究計画の審査
- 2 過去の事例に基づき審査結果が明確に推定される場合は、委員長が判定するものとする。
- 3 前2項の規定に基づき委員長が判定した場合、委員長はその結果を事後の委員会に報告しなければならない。

(守秘義務)

第14条 委員会の委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(公表に関する事項)

第15条 委員会の手順書（この規程及び第18条に定める達をもって、委員会の手順書とする。）、委員名簿及び会議の記録の概要は公表しなければならない。ただし、研究対象者の人権、研究の独創性又は知的財産権の保護のために非公開とすることが必要な部分については、この限りではない。

2 委員会の手順書、委員名簿、開催状況、委員の出席状況、会議の記録及びその概要及び審議時間その他必要な事項は、毎年1回厚生労働大臣等へ報告しなければならない。

3 前項の報告により厚生労働大臣等が手順書、委員名簿及び会議の記録の概要を公表する場合は、第1項の規定は適用しない。

(記録の保存)

第16条 委員会の会議の記録及びその概要のほか、委員会に提出された資料等は、労働者健康福祉機構文書管理規則（平成23年規程第5号）に定める期間保存しなければならない。

(規定の改廃)

第17条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、理事長が行う。

(細則)

第18条 この規程に定めるもののほか、規程の実施に当たっての必要な事項は、別に定める。

附 則

第1条 この規程は、平成22年8月2日から施行する。

附 則（平成26年3月28日規程第4号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規程第2号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

○産業保健調査研究倫理審査委員会の取扱いに関する達 (平成 22 年 8 月 2 日達第 8 号)

産業保健調査研究倫理審査委員会の取扱いに関する達

平成 22 年 8 月 2 日

達第 8 号

改正 平成 28 年 3 月 30 日達第 3 号

(目的)

第 1 条 独立行政法人労働者健康安全機構産業保健調査研究倫理審査委員会設置規程（以下「規程」という。）第 18 条の規定に基づき、規程の実施に当たって必要な事項を定めることを目的とする。

(研究対象者の同意)

第 2 条 研究を行おうとする者は、研究計画の内容等を研究対象者に説明し、計画参加について、研究対象者の自由意思による同意を受けるものとする。また、同意に関する記録を保管するものとする。

2 前項にかかわらず、質問紙を用いた方法により調査研究を実施する場合であつて、次の各号について研究計画書に記載し、及び当該研究対象者に説明するときは、当該研究対象者から同意を受けることを要しない。

- (1) 当該研究の意義、目的、方法
- (2) 研究機関名
- (3) 問い合わせ及び苦情の窓口の連絡先
- (4) 当該研究対象者が識別される個人情報入手する場合は、その開示を求めることができること及びその手続き
- (5) 当該研究対象者が識別される個人情報入手する場合は、その開示、訂正等、利用停止等を求めることができること及びその手続き
- (6) 当該研究対象者が研究対象者となることを拒否できること

(研究対象者に対する説明事項)

第 3 条 前条第 1 項の研究を行おうとする者は、同意を得るにあたり次の各号に掲げる事項について研究対象者に書面及び口頭をもって説明するものとする。

- (1) 研究等の目的及び方法
- (2) 予想される効果及び危険性
- (3) 研究対象者が同意した場合であっても随時これを撤回できること
- (4) その他研究対象者の人権の保護に関して必要な事項

(申請)

第 4 条 規程第 7 条の申請は、産業保健調査研究計画書の提出時に併せて行うこととし、申請者は、申請書に研究対象者に対する説明と同意に関する内容を記録した書面を調査研究計画書に添付して産業保健・賃金援護部に提出するものとする。

(審査対象)

第5条 産業保健調査研究倫理審査委員会は、前条により提出された研究計画のうち、産業保健調査研究検討委員会で選考された研究計画について審査する。

(審査)

第6条 規程第8条第2項の審査の判定は、出席委員の3分の2以上の合意としているが、少数意見があった場合は、審査結果答申書(様式第2号)の判定理由にその内容を付記するものとする。

- 2 前項の少数意見があった場合の取扱いは、規程第11条の再審査においても同様とし、少数意見があった場合は、再審査結果答申書(様式第4号)の判定理由にその内容を付記するものとする。

(審査の判定)

第7条 規程第8条及び第11条の審査の判定については、次の各号に掲げる表示による。

- (1) 承認する。
- (2) 条件付で承認する。
- (3) 変更を勧告する。
- (4) 承認しない。
- (5) 該当しない。

(所長への通知)

第8条 規程第9条の判定結果の所長への通知は、審査結果通知書(様式第2号)をもって通知するものとする。

- 2 前項の取扱いは、規程第11条の再審査においても同様とし、再審査結果通知書(様式第4号)をもって、所長に通知するものとする。

(書面審査)

第9条 規程第13条の迅速審査に当たって、書面審査を行う場合は、規程第8条第1項に定める審査の手続きの例による。

- 2 規程第13条の書類審査の報告については、次の各号に掲げる表示による。

- (1) 承認する。
- (2) 条件付で承認する。
- (3) 変更を勧告する。
- (4) 承認しない。
- (5) 該当しない。

(再審査等)

第10条 規程第10条の研究計画の変更による申請及び規程第11条の申請についての再審査は、規程第8条又は第13条に定める審査の手続きの例による。

- 2 第7条第2号及び前条第2項第2号については、研究の実施に当たり、委員長が申請者に対し当該条件を満たしていることを確認し、委員会に報告する。

3 第7条第3号及び前条第2項第3号については、当該勧告に基づく研究計画の変更による申請を規程第10条の研究計画の変更による申請とみなして申請させるものとする。

(重篤な有害事象及び不具合等が発生した場合の対応)

第11条 研究に関連する重篤な有害事象及び不具合等が発生した場合には、申請者は速やかに必要な対応を行うとともに、当該有害事象及び不具合等について委員会に報告し、その意見を聴き、必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第12条 この達に定めるもののほか、要領の実施に当たって必要な措置は、別途理事長が定める。

附 則

第1条 この達は、平成22年8月2日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日達第3号)

この達は、平成28年4月1日から施行する。

○平成 27 年度産業保健総合支援事業の推進について
(平成 27 年 3 月 20 日付け労健福発第 345 号)

5 年保存

労 健 福 発 第 3 4 5 号
平成 2 7 年 3 月 2 0 日

各産業保健総合支援センター所長 殿

産業保健・賃金援護部長

平成 2 7 年度産業保健活動総合支援事業の推進について

標記については、平成 2 7 年 2 月 1 7 日付け労健福発第 1 7 5 号「平成 2 7 年度における事業実施計画及び収支予算計画の策定について（依頼）」の別添「平成 2 7 年度事業における方向性について」において、平成 2 7 年度事業の基本方針を示したところですが、新たに実施する事業については、別添「平成 2 7 年度新規事業の実施方法等」に御留意の上、適正な業務の推進に当たっていただきますようお願いします。

I ストレスチェック制度の円滑な運用のための支援

改正労働安全衛生法に基づく医師、保健師等による心理的な負担を把握するための検査（以下、「ストレスチェック」という。）を実施することなどを事業者の義務とする新たな制度（以下、「ストレスチェック制度」という。）の平成２７年１２月１日施行に向け、円滑な運用を支援するため、専門的研修、相談対応等の実施に当たっての具体的な対応を以下の１及び２のとおりとするとともに、あらゆる機会を捉えてストレスチェック制度及びその円滑な運用のための支援の周知を図ることとする。

なお、都道府県労働局や労働基準監督署とも十分に打合せ等を行い、それぞれの役割を明確にする等連携を密に図り、効果的に支援を展開することとする。

1 産業保健総合支援センターの業務

(1) 事業場におけるストレスチェック制度の実施のための研修・セミナー

ストレスチェック制度を普及促進するため、産業医、保健師等ストレスチェックの実施者や事業者、衛生管理者等ストレスチェック制度担当者に対する研修を実施する。

なお、看護師、精神保健福祉士が実施主体となるための一定の研修ではないことに留意すること。

また、行政、事業者団体、商工団体等からストレスチェック制度の概要に関する啓発セミナーの実施の依頼があった場合には、下記イにより実施すること。

ア 産業保健関係者への専門的研修

(ア) 対象者

a 実施者向けの研修

産業医、保健師等のストレスチェックの実施者

b 事業者・ストレスチェック制度担当者向けの研修

事業者・衛生管理者、事業場内メンタルヘルス推進担当者等のストレスチェック制度担当者

(イ) 講師

原則として、産業保健相談員とする。ただし、産業保健相談員以外の有識者を講師とすることも可とする。

なお、メンタルヘルス対策促進員は、その活動内容に専門的研修の講師を行うことが含まれていないことから講師とすることはできないが、産業保健相談員以外の有識者と位置づけて講師となることは差し支えない。

また、平成２６年度厚生労働省委託事業「ストレスチェック等を行う医師や保健師等に対する研修準備事業」により開催された「ストレスチェック制

度に関する研修の実施に向けた講師養成研修(以下、「講師養成研修」という。))」を受講した者、又は講師養成研修を受講した者等から伝達研修を受講した者で、知識及び経験を有する者を充てることが望ましい。

(ウ) 実施方法

講義方式による方法とする。

なお、産業保健総合支援センター主催とするが、必要に応じて、行政、事業者団体、商工団体等と連携を図り、他団体との共催も可とする。

(エ) 研修内容

事業場でストレスチェック制度を導入し、運用していくための進め方や留意点を中心に、原則として、別紙「事業場におけるストレスチェック制度の実施のための研修カリキュラム」に基づいた研修内容とする。

なお、当該研修はストレスチェック制度全般について理解を促すものであることはもちろんであるが、実施者向けの研修については、ストレスチェックの結果に基づく集団分析を含むストレスチェック等の実施に、事業者・ストレスチェック制度担当者向け研修については、ストレスチェック制度に関する不利益取扱い等に重きを置いている。

(オ) 研修教材

教材は、「労働安全衛生法に基づくストレスチェックと面談指導マニュアル―産業保健スタッフが取り組むために―」、パワーポイント「改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について」とする。

なお、教材は5月上旬に送付する予定である。

また、上記に加え、必要に応じてストレスチェックの事例等、研修の効果が上がる資料や視聴覚教材を活用することが望ましい。

(カ) 実施開始時期

現時点において、ストレスチェック制度に関する労働安全衛生規則の改正等が平成27年4月下旬以降となる見込みであることから、同年5月下旬以降に設定すること。

(キ) 研修の実施に当たっての留意点等

- a ストレスチェック制度の円滑な実施を図るためには、産業医、保健師等のストレスチェック制度の実施者や事業者・衛生管理者、事業場内メンタルヘルス推進担当者等のストレスチェック制度担当者の理解が重要であることから、研修開催については、周知等を積極的に行うこと。
- b 内容及び時間は、必要に応じて科目ごとに分割して実施することも可とする。
- c 利用者の利便性の向上を図るため、開催の曜日・時間帯、場所の設定に配慮することとする。特に、実施者向けの研修については、各地域産業保健センターで1回以上及び産業保健総合支援センターで複数回実施する

など、各都道府県労働局、都道府県医師会等とも調整の上で、地域のニーズを踏まえ、効果的かつ効率的に実施すること。

- d 研修において、ストレスチェック制度に関する質疑を含め様々な相談等が寄せられることが想定されるので、産業保健相談員による専門的相談対応につなげ、丁寧に対応すること。

なお、厚生労働省から4月中に配付予定のストレスチェック制度に係るQ&Aを参考とすること。

イ 事業者に対する啓発セミナー（事業者向けセミナー）

（ア）対象者

事業主、労務担当者など労働者の健康管理に関わる責任者を対象とする。

（イ）講師

原則として、産業保健相談員とする。ただし、メンタルヘルス対策促進員も可とする。

なお、講師養成研修を受講した者、又は講師養成研修を受講した者等から伝達研修を受講した者で、知識及び経験を有する者を充てることが望ましい。

（ウ）実施方法

講義方式による方法とする。

なお、産業保健総合支援センター主催とするが、必要に応じて、行政、事業者団体、商工団体等と連携を図り、他団体との共催も可とする。

（エ）セミナー内容

ストレスチェック制度の趣旨、概要等を中心として説明すること。

また、産業保健活動総合支援事業の内容等を紹介し、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの積極的な活用につなげること。

（オ）セミナー教材

教材は、パワーポイント「改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について」とする。

（カ）実施開始時期

現時点において、ストレスチェック制度に関する労働安全衛生規則の改正等が平成27年4月下旬以降となる見込みであることから、同年5月以降に設定すること。

（キ）セミナーの実施に当たっての留意点等

ストレスチェック等の実施に当たっては、ストレスチェック制度への一層の理解を要するため、上記ア産業保健関係者への専門的研修の受講を促すこと。

(2) 事業場へのストレスチェック制度の導入等に対する個別訪問支援

ストレスチェック制度を普及促進するため、行政からの要請を受け支援を行う事業場及びストレスチェック制度の導入に係る支援を希望する事業場に対し、事業場を訪問し、メンタルヘルス対策の一環として、ストレスチェック制度の導入に関する教育を含めストレスチェック制度の導入に関する支援を実施する。

ア 対象者

事業場の規模にかかわらず訪問指導を希望する事業場を対象とする。

なお、対象事業場の選定は、メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援の対象事業場と同様とする。

また、中小規模事業場に対しての支援を優先的に実施するよう配慮すること。

イ 対応者

メンタルヘルス対策促進員とする。

なお、講師養成研修を受講した者、又は講師養成研修を受講した者等から伝達研修を受講した者で、知識及び経験を有する者を充てることが望ましい。

ウ 支援内容

メンタルヘルス対策の一環としてストレスチェック制度を位置づけ、当該制度の導入について、事業場の状況にあった具体的な支援を行う。

エ 実施開始時期

現時点において、ストレスチェック制度に関する労働安全衛生規則の改正等が平成27年4月下旬以降となる見込みであることから、同年5月以降に開始すること。

オ 個別訪問支援の実施に当たっての留意点等

(ア) 実施方法及び実施記録

メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援と同様とする。

(イ) 管理監督者教育の位置付け

個別訪問支援の中で、管理監督者に対してストレスチェック制度に係る教育を実施した場合には、「管理監督者向けメンタルヘルス教育」を実施したものとみなすこと。

(ウ) その他

ストレスチェック及び面接指導の結果に基づき事業者が講ずべき措置等を定めた「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針(案)」の制定は平成27年4月下旬以降となる見込みである。一方、メンタルヘルス対策におけるストレスチェック制度の位置づけ等を明確にするため、「労働者の心の健康の保持増進のための指針(平成18年公示第3号)」の見直しはストレスチェック制度の施行までに予定されている。

(3) ストレスチェック制度に係る電話相談窓口の設置

従来からの各産業保健総合支援センターで産業保健相談員が行う相談対応に加え、産業医、保健師、衛生管理者等産業保健スタッフや事業者、人事労務担当者等からのストレスチェック制度に係る専門的な相談に応じ、解決方法等を助言する電話相談窓口を新たに設置することとしている。

ア 対象者

産業医、保健師等ストレスチェックの実施者、事業者、衛生管理者等ストレスチェック制度担当者等を対象とする。

イ 対応者

メンタルヘルス対策促進員とする。ただし、専門的相談対応の実施日における産業保健相談員も可とする。

なお、講師養成研修を受講した者、又は講師養成研修を受講した者等から伝達研修を受講した者で、知識及び経験を有する者を充てることとしている。

ウ 設置場所

全国で1～2ヶ所の産業保健総合支援センターを予定している。

エ 対応内容

厚生労働省から配布されるストレスチェック制度に係るQ&A等を手引きとし、ストレスチェック制度に関する相談に対応する。

オ 設置時期

電話相談窓口の設置については、現時点において、ストレスチェック制度に関する労働安全衛生規則の改正等が平成27年4月下旬以降となる見込みであることから、同年5月以降を予定しているが、電話番号、設置場所等具体的な内容については別途通知する。

カ 電話相談窓口の設置に当たっての留意点等

(ア) 電話相談窓口に寄せられた相談のうち、電話相談窓口では対応できない産業医学等のストレスチェック制度以外の専門的な相談、面談等による対応を希望する相談又は個別訪問支援への依頼については、労働衛生専門職等から相談者の最寄りの産業保健総合支援センターに対応を依頼する。

(イ) 相談内容が厚生労働省への照会を要する場合は、機構本部を通じて照会することとする。

(ウ) 手引きとなるストレスチェック制度に係るQ&Aは、厚生労働省より4月中に配布される予定である。

なお、相談内容を厚生労働省へフィードバックするなどして、内容の充実を図っていくこととする。

(エ) 実施記録は、産業保健相談員による専門的相談対応と同様とする。

(4) ストレスチェックの実施及び体制の整備等に対する助成の周知等

ストレスチェック及び産業医の要件を備えた医師による体制の整備等を合同で実施する小規模事業場に対し、以下のとおり、費用を助成する制度を創設する。

なお、申請受付、支払等の事務手続は、機構本部で行う予定としており、産業保健総合支援センターにおいては、助成制度や手続き等の相談対応、周知等を実施する。

ア ストレスチェックの実施に対する助成額

1 労働者1回につき500円を上限として実費支給

イ 医師による面接指導等の実施に対する助成額

1 事業場当たり、産業医1回の活動当たり21,500円を上限として実費を支給する。1事業場当たりの産業医の活動の上限は年間3回とする。

なお、当該制度は、現時点において、ストレスチェック制度に関する労働安全衛生規則の改正等が平成27年4月下旬以降となる見込みであることから、同年5月以降を予定しているが、具体的な実施方法等については別途通知する。

2 地域産業保健センターの業務

(1) 小規模事業場におけるストレスチェック結果に基づく面接指導

ア 対応内容

小規模事業場の自主的な産業保健活動を支援するため、労働安全衛生法第66条の10第3項に基づき、ストレスチェックの結果の通知を受けた労働者であって、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものを対象として医師による面接指導を実施し、労働安全衛生法第66条の10第5項に規定する面接指導の結果に基づく事後措置に係る事業者からの意見聴取に対し、登録産業医による意見陳述を実施する。

イ 実施開始時期

ストレスチェック結果に基づく面接指導の実施については、平成27年12月以降を予定している。

ウ 面接指導等に当たっての留意点等

(ア) 面接指導の実施に当たっては、厚生労働省が作成を予定している「ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導マニュアル(仮称)」が平成27年9月頃に示される予定であるので、それを活用して実施することが望ましい。

(イ) 対象者、対応者、実施場所及び実施方法については、小規模事業場の事業者からの相談対応と同様とすることを予定しているが、具体的には別途通知する。

Ⅱ その他の産業保健活動総合支援事業

1 特定の労働衛生行政上重要なテーマにおける産業保健関係者への専門的研修

「平成27年度事業における指示事項」において、産業保健関係者に対する専門的研修については、労働衛生行政上重要なテーマに積極的に取り組むよう指示したところであるが、テーマのうち、「過重労働対策」及び「治療と就労の両立支援（特になん患者・経験者の就労支援）」は、研修カリキュラム、資料等を別途示す予定である。

2 衛生工学衛生管理者等労働衛生工学の専門家による個別訪問の産業保健指導

(1) 概要

小規模事業場に対して、衛生工学衛生管理者等労働衛生工学の専門家（以下、「労働衛生工学専門員」という。）が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理等について産業保健指導を行う。

なお、地域産業保健センターごとに担当する労働衛生工学専門員を定めることとするが、訪問が可能であれば複数の地域産業保健センターを担当しても差し支えない。

(2) 労働衛生工学専門員の委嘱要件、委嘱手続等

ア 委嘱要件

次のいずれかの要件を満たした者であること。

(ア) 衛生工学衛生管理者

(イ) 労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）

(ウ) 第1種作業環境測定士

(エ) その他労働衛生工学に関する知識及び経験が上記（ア）～（ウ）と同等以上と認められる者

イ 選任方法

地域の作業環境測定機関、日本労働安全衛生コンサルタント会等の関係団体へ紹介依頼を行うなどして、委嘱条件を満たした者で、業務の実施に適した人材を選任すること。

ウ 委嘱手続

労働衛生工学専門員は、産業保健総合支援センターの所属として、他の専門スタッフと同様の委嘱手続きを行うこと。

なお、既に労働衛生工学を専門分野として委嘱している産業保健相談員の兼務も可とする。

エ 報酬等

(ア) 報酬

時間単価5,500円とする。ただし、1日当たりの上限額は16,500円とする。

(イ) 源泉徴収

他の産業保健総合支援センターの委嘱者と同様に源泉徴収を行うこと。

(3) 活動内容等

ア 活動内容

小規模事業場を訪問し、事業場における作業環境管理、作業管理等の作業現場の改善等について、労働衛生工学の見地から産業保健指導を実施する。

なお、産業保健相談員と兼務する場合を除き、産業保健総合支援センター内で実施する相談対応は行わないこと。

イ 受付方法等

小規模事業場の担当者から地域産業保健センターへ労働衛生工学に関する訪問指導の依頼があった場合は、当該事業場の所在地を担当する地域産業保健センターのコーディネーターが、労働衛生工学専門員へ連絡をして、日程調整等を行う。

なお、産業保健総合支援センターへ依頼があった場合は、労働衛生専門職等を通じてコーディネーターへ連絡し、日程調整等を依頼する。

また、登録産業医等が事業場を訪問する機会がある場合は、コーディネーターが事前に事業場担当者に対して労働衛生工学専門員による作業環境管理等の指導も併せて実施できる旨を伝え、当該指導の同意が得られた場合には、登録産業医等に同行して訪問指導を実施しても差し支えない。

(4) その他

ア 予算

活動に係る経費は、産業保健総合支援センターの予算から支出すること。

なお、謝金支払日は地域産業保健センターの委嘱者と同様に翌月末とする。

イ 活動報告及び事業実績等

(ア) 記録票

様式地3「産業保健活動記録票」を用いることとし、訪問者氏名欄は、「医師」又は「保健師」欄を適宜修正して使用すること。

(イ) 活動報告書

様式地10-1「活動報告書」を用いることとし、労働衛生工学専門員の肩書きと氏名を記入すること。

(ウ) 事業実績

事業実績は、小規模事業場等における産業保健活動への支援事業の「訪問指導」に含むものとする。

なお、デデエの入力方法については別途指示する。

○長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する研修の実施について
(平成 27 年 12 月 11 日付け労健福発第 1898 号)

労健福発第 1 8 9 8 号

平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日

各産業保健総合支援センター所長 殿

産業保健・賃金援護部長

長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する研修の実施について

当機構が、本年 4 月 1 日に改正した産業保健活動総合支援事業実施要領では、従来から地域窓口の活動であった「長時間労働者に対する面接指導」に加え、「ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導」を小規模事業場への支援の一つとして明記しておりますが、厚生労働省から面接指導の具体的な実施方法を示したマニュアルの作成が当初の予定より大幅に遅れ、11 月下旬に公表されたところです。

高ストレス者に対する面接指導の実施に当たっては、多くの登録産業医が不安を感じていることから、地域窓口において高ストレス者に対する面接指導を開始する前に登録産業医に対し面接指導の実施方法等について研修を行う必要があります。

このため、地域窓口において高ストレス者に対する面接指導を開始する時期を平成 28 年 4 月とし、本年度はその準備のために、各産業保健総合支援センターにおいて、地域窓口で面接指導を実施する登録産業医を対象に、下記のとおり「長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する研修」を行っていただくようお願いします。

記

1 実施時期及び回数

本部が開催する講師養成研修終了後、平成 28 年 3 月末までの間に各産業保健総合支援センターで 1 回以上実施する。

2 研修内容及び時間

長時間労働者、高ストレス者の面接指導の実施方法に関する講義を 1 時間以上行う。

3 講師

以下のいずれかの者とする。

- (1) 講師養成研修を受講した産業保健相談員
- (2) 講師養成研修を受講した産業保健相談員を講師とする“伝達研修”を受講した産業保健相談員

4 対象者

各地域窓口で活動する登録産業医とする。

5 研修教材

厚生労働省が作成した「長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアル」、パワーポイント「ストレスチェック制度に関する最近の動きについて（長時間・高ストレス者の面接指導の実施方法等）」とする。

なお、各産業保健総合支援センターで作成した資料を加えることは差し支えない。
また、上記パワーポイントについては、内容の追加等があれば、追って送付する。

6 経費

当該研修の会場借料、講師謝金等研修開催に係る経費については追加示達しないので、その執行については十分留意すること。

また、当該研修を受講した登録産業医に対して、当該研修受講分を活動謝金として支出することは認められないので十分留意すること。

7 その他

当該研修について、日本医師会認定産業医の単位を取得するか否かは各産業保健総合支援センターの判断で行って差し支えない。

**○平成 26 年度から実施する産業保健活動総合支援事業への支援について
(平成 26 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 1 号)**

基 発 0 3 3 1 第 1 号
平成 2 6 年 3 月 3 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 2 6 年度から実施する産業保健活動総合支援事業への
支援について

事業場における産業保健活動への効果的な支援を促進するため、産業保健推進センター事業、メンタルヘルス対策支援事業、地域産業保健事業の 3 つを一元化し、平成 2 6 年度から独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）を実施主体として、各都道府県に置く産業保健総合支援センター（以下「センター」という。）とその地域窓口を拠点に、新たに産業保健活動総合支援事業（以下「本事業」という。）を別紙の通り実施することとしている。

本事業は、労働者の健康確保のため、事業者及び産業保健関係者に対するメンタルヘルス対策等の産業保健活動に関する相談及び研修等並びに小規模事業場の事業者及び労働者に対する相談等を行うことにより、事業場の産業保健活動を支援することとしている。

ついては、下記に留意のうえ、本事業の効果的な運営のための支援を図られたい。

なお、平成 2 4 年 7 月 2 4 日付け基発 0 7 2 4 第 4 号「産業保健事業の総合調整のための協議会の設置について」及び平成 2 5 年 1 月 3 0 日付け基発 0 1 3 0 第 3 4 号「『地域産業保健事業委託要綱』の改正について」は本通達をもって廃止する。

記

1 本事業の積極的な周知

個別指導や集団指導、各種会議等、あらゆる機会を捉えて、事業者や関係団体等に対して本事業の積極的な周知を図ること。なお、周知に当たっては、特に小規模事業場の事業者において本事業の理解が促進されるよう、経営者団体等を通じた周知に配慮されたい。

事業場に対する各種指導の際に、小規模事業場等産業保健活動に係る取り組み方がわからず産業保健上の課題を抱えている事業場を把握した際には、センターの利用を勧奨するとともに、当該事業場の支援要望に応じてセンターに取り次ぐこと。

2 センターに対する事業場情報の提供

センターから求めがあった場合は、センターからの重点的な支援が必要と考えられる事業場情報を、必要に応じて提供すること。特に、メンタルヘルス対策に関しては、平成21年3月26日付け基発0326002号「当面のメンタルヘルス対策の具体的推進について」に留意し、事業場の自主点検の取組結果の確認等を積極的に行うとともに、その結果、センターの支援が必要と考えられる事業場情報を、必要に応じてセンターに対して提供すること。

なお、「事業場情報」とは、主に、事業場名、所在地、業種、労働者数等が想定されるが、個人情報が含まれる場合は、本人の同意を得る又は個人情報は除いて提供する等、局署における個人情報の取り扱いには十分留意すること。

3 産業保健総合支援センター運営協議会等への参画

機構が開催する産業保健総合支援センター運営協議会等の事業運営に関する会議に参画し、本事業の効果的かつ効率的運営を推進する観点から助言等を行うこと。

4 関係者との連携

都道府県医師会及び郡市区医師会等産業保健関係者との連携を図り、本事業の円滑な実施を支援すること。

5 関連通達の改正等

(1)平成25年2月25日付け厚生労働省発基安0225第1号通達の一部改正等

ア 平成25年2月25日付け厚生労働省発基安0225第1号「第12次労働災害防止計画の策定について」の一部を次のとおり改める。

別添「第12次労働災害防止計画」中「メンタルヘルス対策支援事業」を「産業保健活動総合支援事業」に、「地域産業保健センター」を、「産業保健総合支援センター（地域窓口）」に改める。

イ 従来と同様、局署においてセンターとの連携を図り、メンタルヘルス対策の推進及び高年齢労働者対策の推進を図ること。

(2)平成21年3月26日付け基発0326002号通達の一部改正等

ア 平成21年3月26日付け基発0326002号「当面のメンタルヘルス対策の具体的推進について」の一部を次のとおり改める。

「メンタルヘルス対策支援センター」を「産業保健総合支援センター」と改める。

イ 従来と同様、局署において、事業者に対する指導に際してのセンターとの連携を図り、引き続きセンターの積極的活用を図ること。

(3) 平成23年3月30日付け基発0330第2号通達の一部改正

平成23年3月30日付け基発0330第2号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」の一部を次のとおり改める。

「産業保健推進センター事業」を「産業保健活動総合支援事業」と改める。

別紙

産業保健活動総合支援事業について

1 目的

産業保健活動総合支援事業（以下、「事業」という。）は、事業者が使用する労働者の健康管理、健康教育そのほかの健康に関する業務について、事業者及び産業医等の産業保健関係者が行う自主的な産業保健活動を支援することにより、労働者の健康の確保に資すること並びに小規模事業場の事業者及び労働者に対する産業保健サービスの提供による労働者の健康確保を目的とする。

2 実施体制

事業の実施主体である独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）は、都道府県に産業保健総合支援センター及び地域窓口を設置し、地域の医師会等関係団体の協力を得ながら、事業を実施する。

3 事業内容

(1) 産業保健総合支援センターにおける事業

ア 産業保健関係者からの専門的相談への対応

イ 産業保健関係者への専門的研修の実施

ウ メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

エ 事業者、労働者等に対する産業保健啓発セミナーの実施

オ 産業保健関係者による事例検討会の実施

カ 産業保健に関する地域の情報の整備及び情報提供

(2) 地域窓口における事業

ア 常用労働者 50 人未満の小規模事業場の事業者等からの相談対応

a 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談

b 健康診断の結果についての医師からの意見聴取

c 長時間労働者に対する面接指導

イ 事業場への個別訪問指導

ウ 産業保健に関する地域の情報の整備及び情報提供

※ 小規模事業場等からの相談の利便性を向上するため、地域窓口（地域産業保健センター）で受け付けた相談は、内容に応じて産業保健総合支援センターと地域産業保健センターの連携のもとに総合的に対応することでワンストップサービスを充実させる。

（３）運営協議会等の開催

ア 産業保健総合支援センター運営協議会

イ その他、全国会議及び地域窓口の効率的・効果的な運営のため地域の産業保健関係者による協議を行う。

（４）メンタルヘルス相談機関等の情報登録

（５）その他、産業保健に関する情報提供

○労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抄）

（産業医等）

第十三条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下「労働者の健康管理等」という。）を行わせなければならない。

- 2 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。
- 3 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。
- 4 事業者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

第十三条の二 事業者は、前条第一項の事業場以外の事業場については、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師その他厚生労働省令で定める者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。

（国の援助）

第十九条の三 国は、第十三条の二の事業場の労働者の健康の確保に資するため、労働者の健康管理等に関する相談、情報の提供その他の必要な援助を行うように努めるものとする。

○労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）（抄）

（産業医の選任）

第十三条 法第十三条第一項 の規定による産業医の選任は、次に定めるところにより行なわなければならない。

一～三 （略）

2～3 （略）

（産業医及び産業歯科医の職務等）

第十四条 法第十三条第一項 の厚生労働省令で定める事項は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

一 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

二 法第六十六条の八第一項 に規定する面接指導及び法第六十六条の九 に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

三 法第六十六条の十第一項 に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第三項 に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

四 作業環境の維持管理に関すること。

五 作業の管理に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。

七 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。

八 衛生教育に関すること。

九 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

2 法第十三条第二項 の厚生労働省令で定める要件を備えた者は、次のとおりとする。

一 法第十三条第一項 に規定する労働者の健康管理等（以下「労働者の健康管理等」という。）を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であつて厚生労働大臣の指定する者（法人に限る。）が行うものを修了した者

二 産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であつて厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であつて、その大学が行う実習を履修したもの

三 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が保健衛生であるもの

四 学校教育法 による大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師（常時勤務する者に限る。）の職にあり、又はあつた者

五 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者
3～6 (略)

(産業医の定期巡視及び権限の付与)

第十五条 産業医は、少なくとも毎月一回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、産業医に対し、前条第一項に規定する事項をなし得る権限を与えなければならない。

(産業医を選任すべき事業場以外の事業場の労働者の健康管理等)

第十五条の二 法第十三条の二の厚生労働省令で定める者は、労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する保健師とする。

2 事業者は、法第十三条第一項の事業場以外の事業場について、法第十三条の二に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるに当たっては、労働者の健康管理等を行う同条に規定する医師の選任、国が法第十九条の三に規定する援助として行う労働者の健康管理等に係る業務についての相談その他の必要な援助の事業の利用等に努めるものとする。

附 則 (平成八年九月一三日労働省令第三五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成八年十月一日から施行する。

(労働安全衛生法第十三条第二項の厚生労働省令で定める要件を備えた者に関する経過措置)

第二条 次の各号に掲げる者は、第一条による改正後の労働安全衛生規則（以下「新規則」という。）第十四条第二項の規定にかかわらず、労働安全衛生法第十三条第二項の厚生労働省令で定める要件を備えた者とする。

一 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に新規則第十四条第二項第一号に規定する研修に相当する研修として厚生労働大臣が定めるものの受講を開始し、当該研修を修了した者

二 平成十年九月三十日において労働安全衛生法第十三条第一項の産業医として同項に規定する労働者の健康管理等を行った経験年数が三年以上である者

(健康診断の結果の通知に関する経過措置)

第三条 (略)

産業保健業務基準（平成２８年度版）の主な改正点

- 平成２８年度事業の重点事項を記載
 - ・ ストレスチェック制度の導入及び実施に対する支援
 - ・ 治療と職業生活の両立支援対策の普及促進
 - ・ 小規模事業場における産業保健活動への支援
- 新規事業の追加
 - ・ 若年労働者に対するメンタルヘルス教育
 - ・ 治療と職業生活の両立支援に関する事業（具体的業務は別途通知）
 - ・ 高ストレス者に対する面接指導
- 連絡会議等の開催
 - ・ 本部で開催する会議として「産業保健関係機関等連絡会議」を追加
- ストレスチェックの実施及び体制の整備に対する助成
 - ・ ストレスチェックの実施及び体制の整備に対する助成金支給要領改正に伴う改正
- 委嘱する者に係る改正
 - ・ 治療と職業生活の両立支援に係るアドバイザーを本部に配置することを明記
 - ・ メンタルヘルス対策促進員がストレスチェック制度の導入支援を行うことを明記
 - ・ 両立支援促進員を新設
 - ・ 解任要件を明記
- 産業保健関係者への専門的研修
 - ・ 高ストレス者に対する面接指導に係る産業医研修について記載
 - ・ 過労死防止対策法第１０条に基づく産業医研修について記載
- 電話相談窓口の設置
 - ・ ストレスチェック制度に係るものと職業性膀胱がんに係るものを設置することを記載
- 研究成果等の普及、啓発
 - ・ 労災病院等だけでなく労働安全衛生総合研究所で行われた研究成果等の普及、啓発を行うことを明記
- 長時間労働者に対する面接指導
 - ・ 「長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアル」に沿って対応することを記載

○ 様式県 1 の改正

- ・ 治療と職業生活の両立支援に係る相談に対応できるように改正
- ・ 相談項目大分類に「治療と職業生活の両立支援」を追加
- ・ 「化学物質による健康障害防止対策」の小分類「4 胆管がん」を「4 化学物質によるがん」に改正
- ・ 「治療と職業生活の両立支援」の小項目として、以下のものを追加
「1 教育研修の実施」「2 事業場内体制の整備」「3 事業場の勤務・休暇制度の整備」「4 情報共有のための仕組み」「5 衛生委員会での調査審議」「6 両立支援の進め方」「7 両立支援プラン・職場復帰支援プラン」「8 事業場と労働者・主治医の連絡調整」「9 がん患者に対する留意事項」「10 個別事案への対応」「11 その他治療と職業生活の両立支援に関すること」

○ 様式県 2 の改正

- ・ メンタルヘルス対策促進員用であることを明記
- ・ 若年労働者向けメンタルヘルス教育を追加

○ 様式県 3、様式県 6－2、様式県 7－1、様式県 8（例）の改正

- ・ 機構の名称変更などによる改正

○ 様式地 1（例）、様式地 2（例）、様式地 4（例）、様式地 5（例）、様式地 5 の 2（例）、様式地 6（例）、様式地 7（例）の改正

- ・ 「長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアル」の制定及び高ストレス者に対する面接指導の実施に伴う改正・制定【別途通知により実施済】

○ 様式地 3 の改正

- ・ 高気圧則、電離則、除染電離則に係る項目を追加

○ 様式地 11 の改正

- ・ 様式地 5 の 2 を追加